



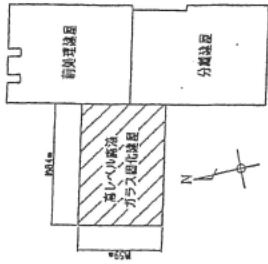
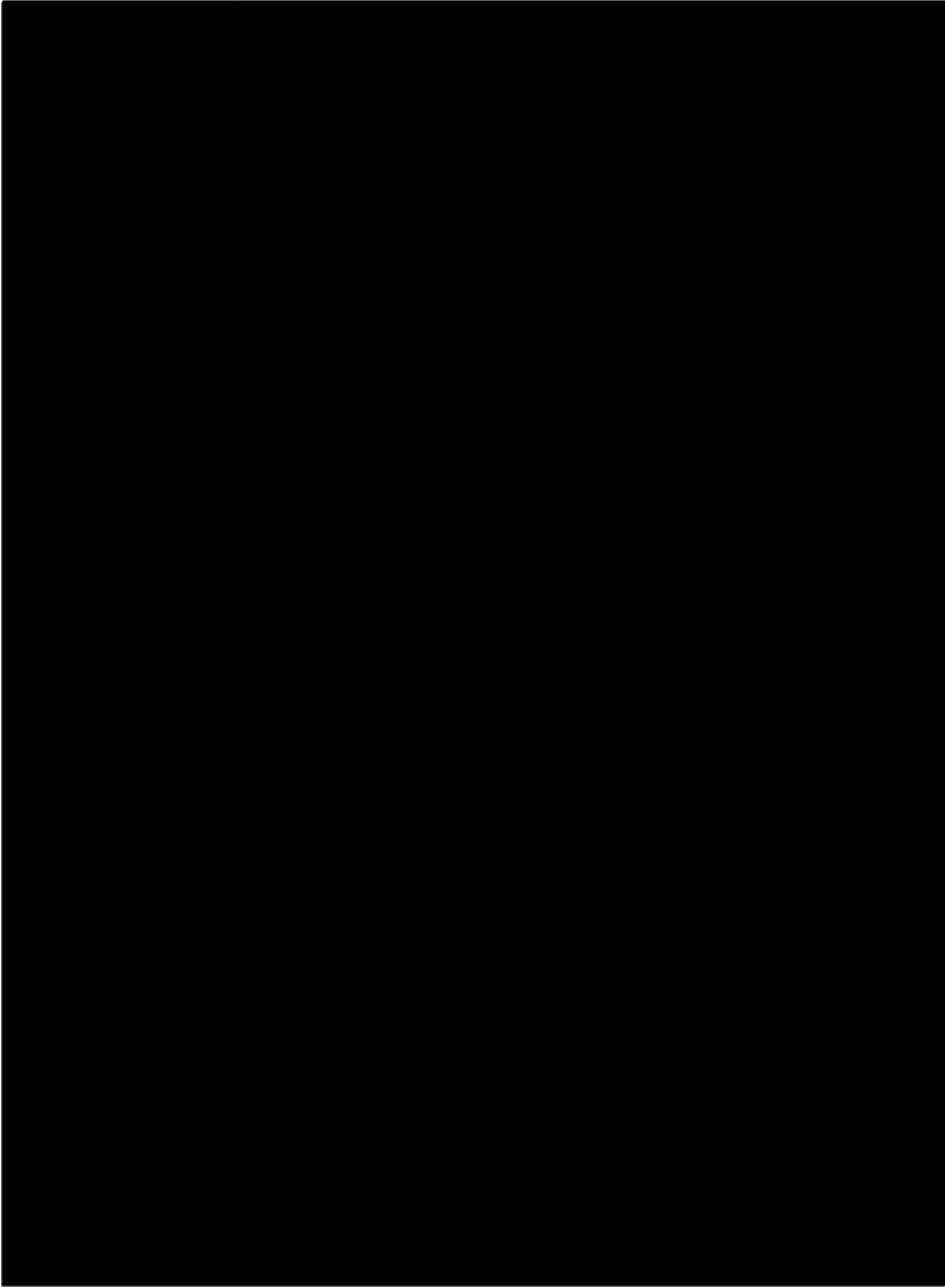




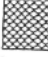

管理区域	
 : 通常人の立ち入り を禁止する区域	ほかのおそれ ない区域
 : それ以外の区域	それ以外の区域
 : 通常人の立ち入り を禁止する区域	
 : それ以外の区域	

— 一時集積場所設定・解除予定エリア

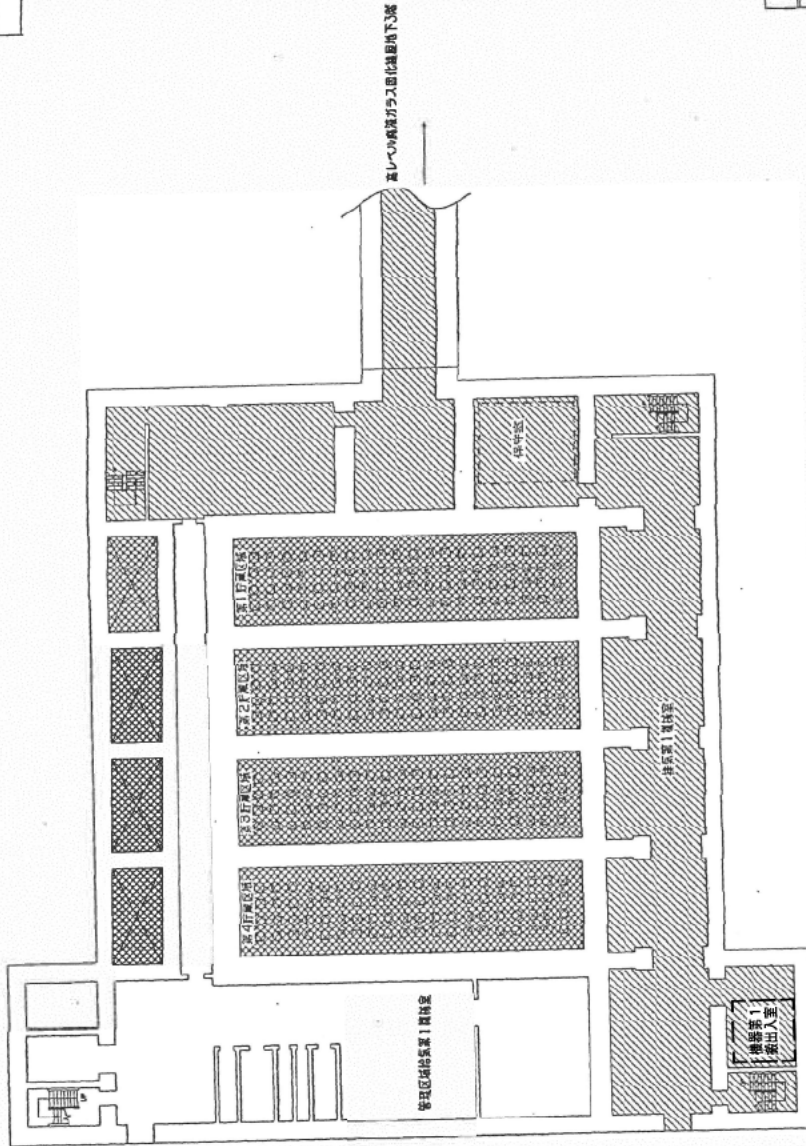
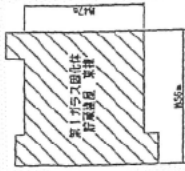


別図3 (59/106) 高レベル廃液ガラス固化建屋 地上2階管理区域図 (第83条及び第91条関係)



管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域
それ以外の区域	 : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域
それ以外の区域	 : それ以外の区域

別図3 (60/106) 高レベル廃液ガラス固化建屋 地上3階管理区域図 (第91条関係)

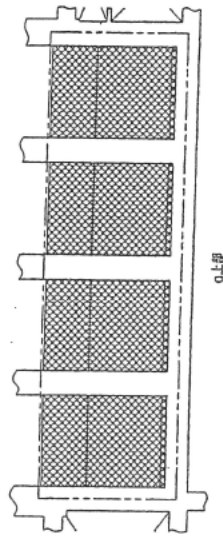
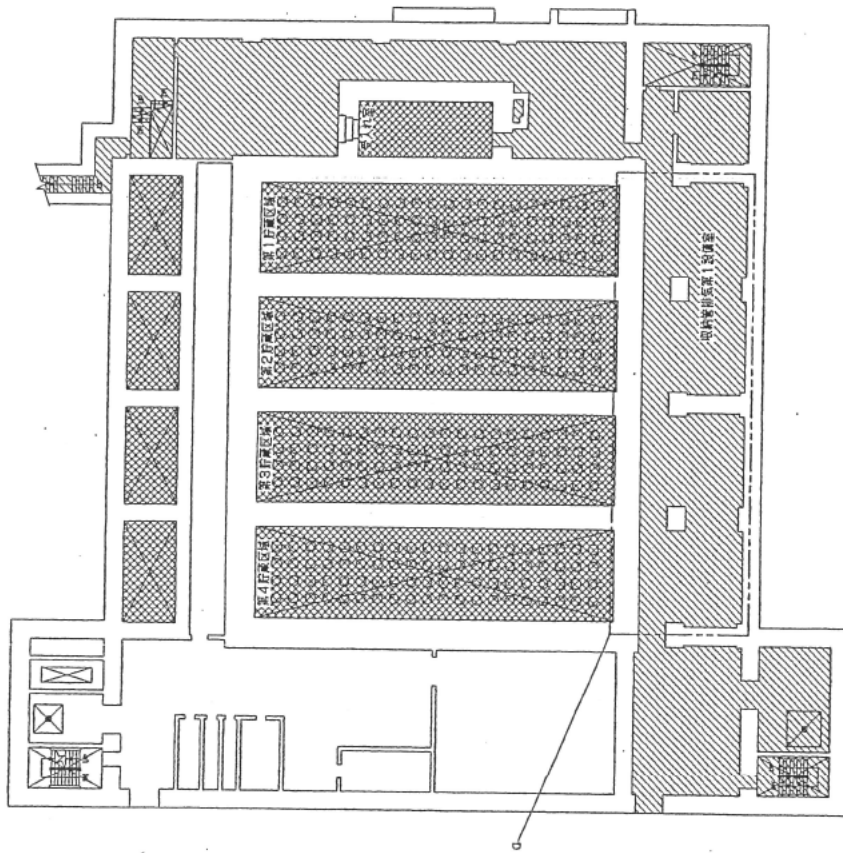
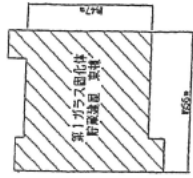


第1階より搬送ガラス固化体貯蔵庫下3階

管理区域	
汚染のおそれのない区域	<ul style="list-style-type: none"> 通常人の立ち入り禁止する区域 それ以外の区域
それ以外の区域	<ul style="list-style-type: none"> 通常人の立ち入り禁止する区域 それ以外の区域

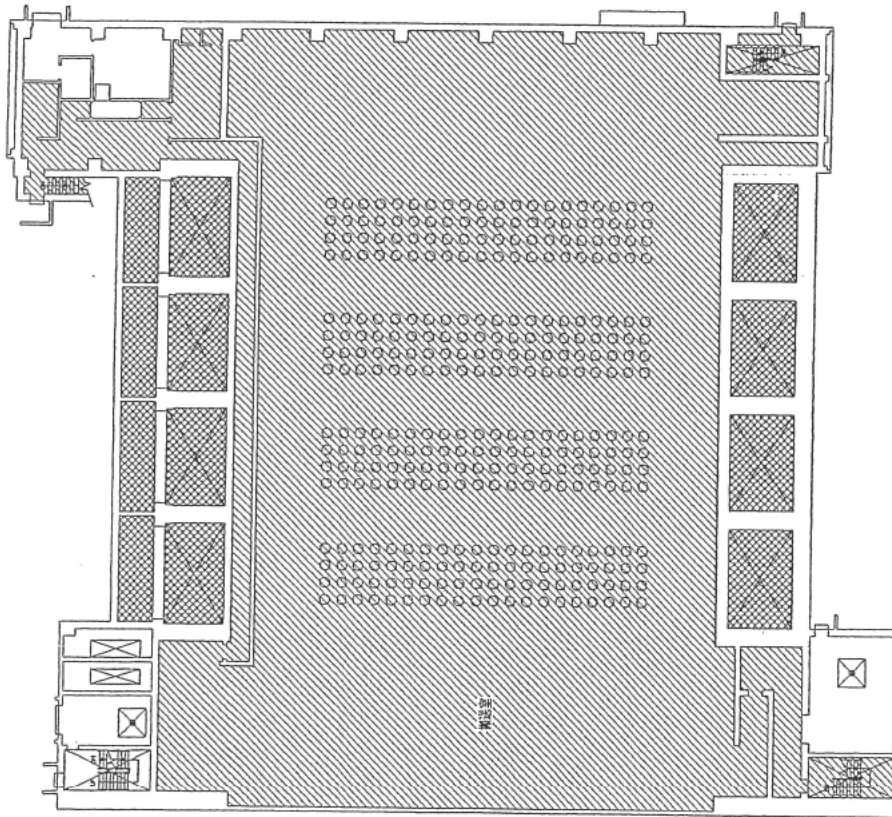
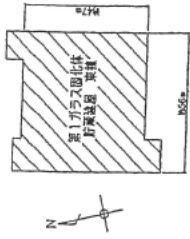
[- -] 一時集積場所設定・解除予定エリア

別図3 (61/106) 第1ガラス固化体貯蔵建屋 東棟地下2階管理区域図(第83条及び第91条関係)



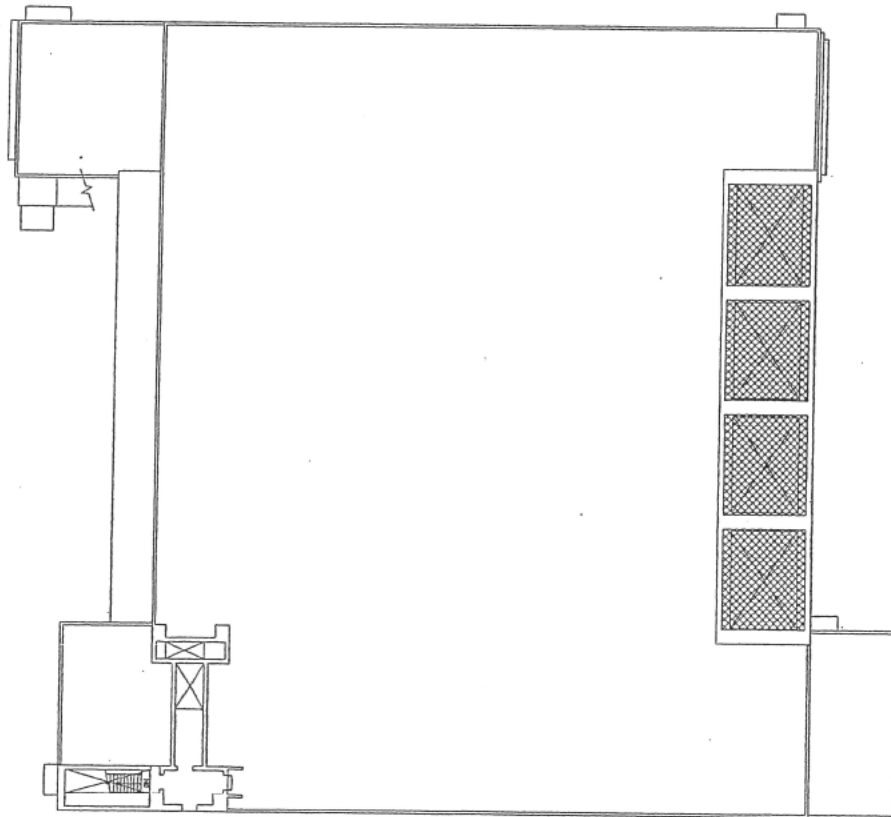
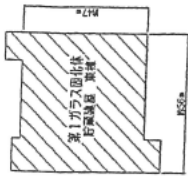
管理区域	
汚染のおそれのない区域	<ul style="list-style-type: none"> ： 通常人の立入りを禁止する区域 ： それ以外の区域
それ以外の区域	<ul style="list-style-type: none"> ： 通常人の立入りを禁止する区域 ： それ以外の区域

別図3 (62/106) 第1ガラス固化体貯蔵建屋 東棟地下1階管理区域図 (第91条関係)



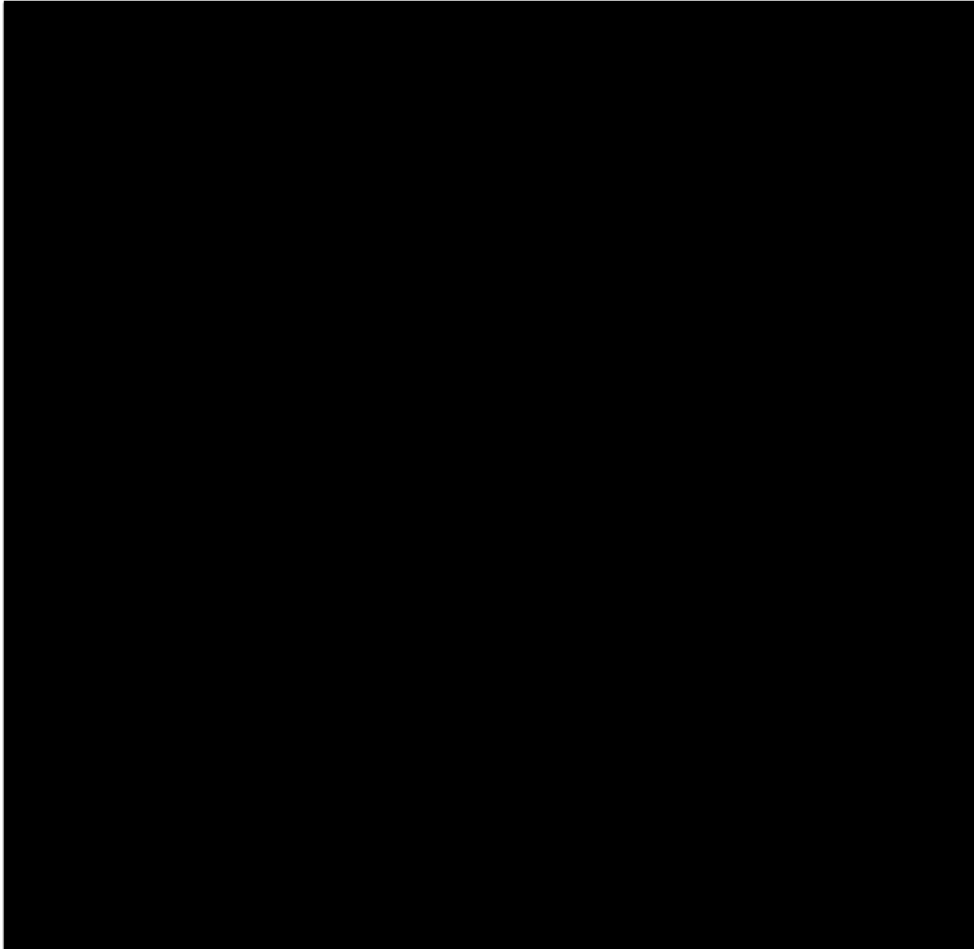
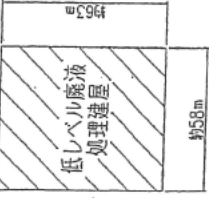
管理区域	
汚染のおそれのない区域	<ul style="list-style-type: none"> ： 通常人の立入りを禁止する区域 ： それ以外の区域
それ以外の区域	<ul style="list-style-type: none"> ： 通常人の立入りを禁止する区域 ： それ以外の区域





別図3 (63/106) 第1ガラス固化体貯蔵建屋 東棟地上1階管理区域図 (第91条関係)



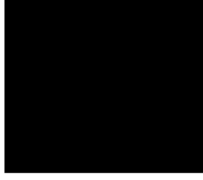
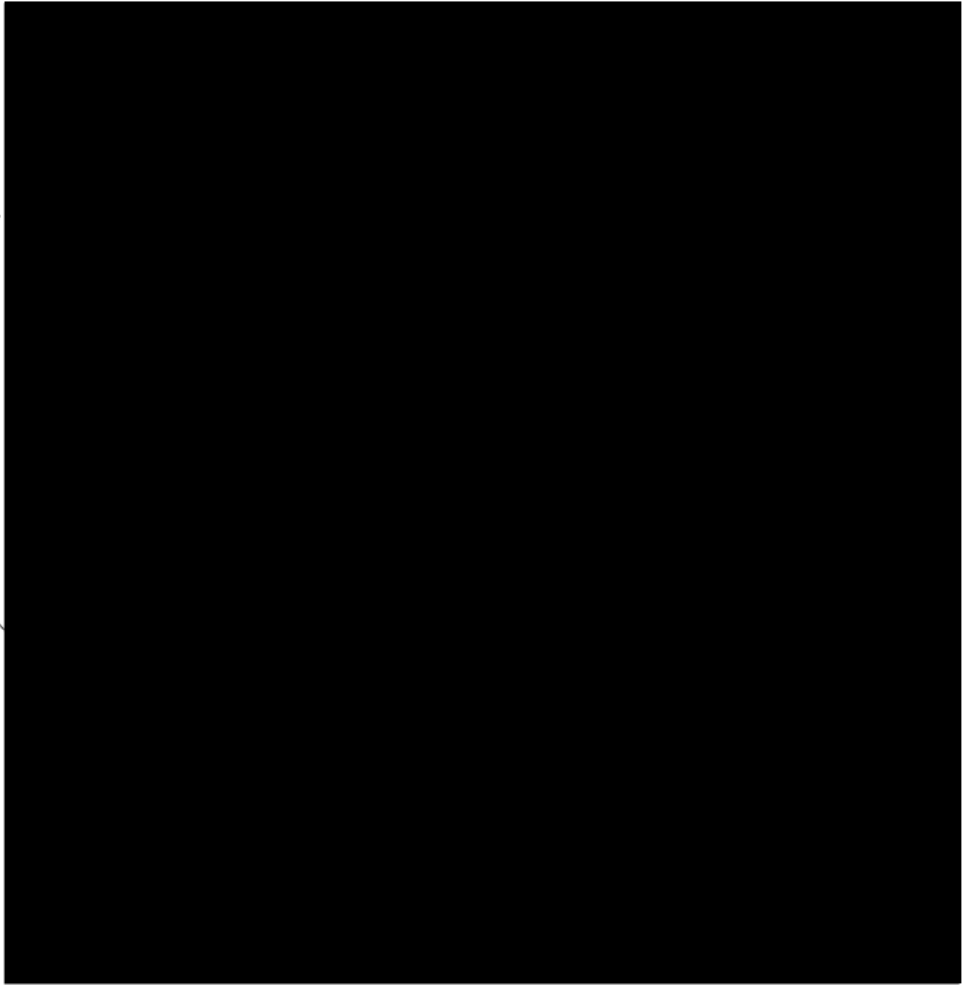
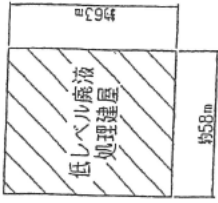
管理区域	
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> <div style="margin-left: 5px;"> 通常人の立入り を禁止する区域 </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> <div style="margin-left: 5px;"> それ以外の区域 </div> </div>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: radial-gradient(circle, black 1px, transparent 1px); background-size: 4px 4px;"></div> <div style="margin-left: 5px;"> 通常人の立入り を禁止する区域 </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> <div style="margin-left: 5px;"> それ以外の区域 </div> </div>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background-color: white;"></div> <div style="margin-left: 5px;"> 汚染のおそれ ない区域 </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background-color: white;"></div> <div style="margin-left: 5px;"> それ以外の区域 </div> </div>

別図3 (64/106) 第1ガラス固化体貯蔵建屋 東棟地上2階管理区域図 (第91条関係)



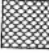
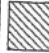


管理区域	
 非常人の立ち入り を禁止する区域	 それ以外の区域
 非常人の立ち入り を禁止する区域	 それ以外の区域

別図3 (65/106) 低レベル廃液処理建屋 地下2階管理区域図 (第91条関係)

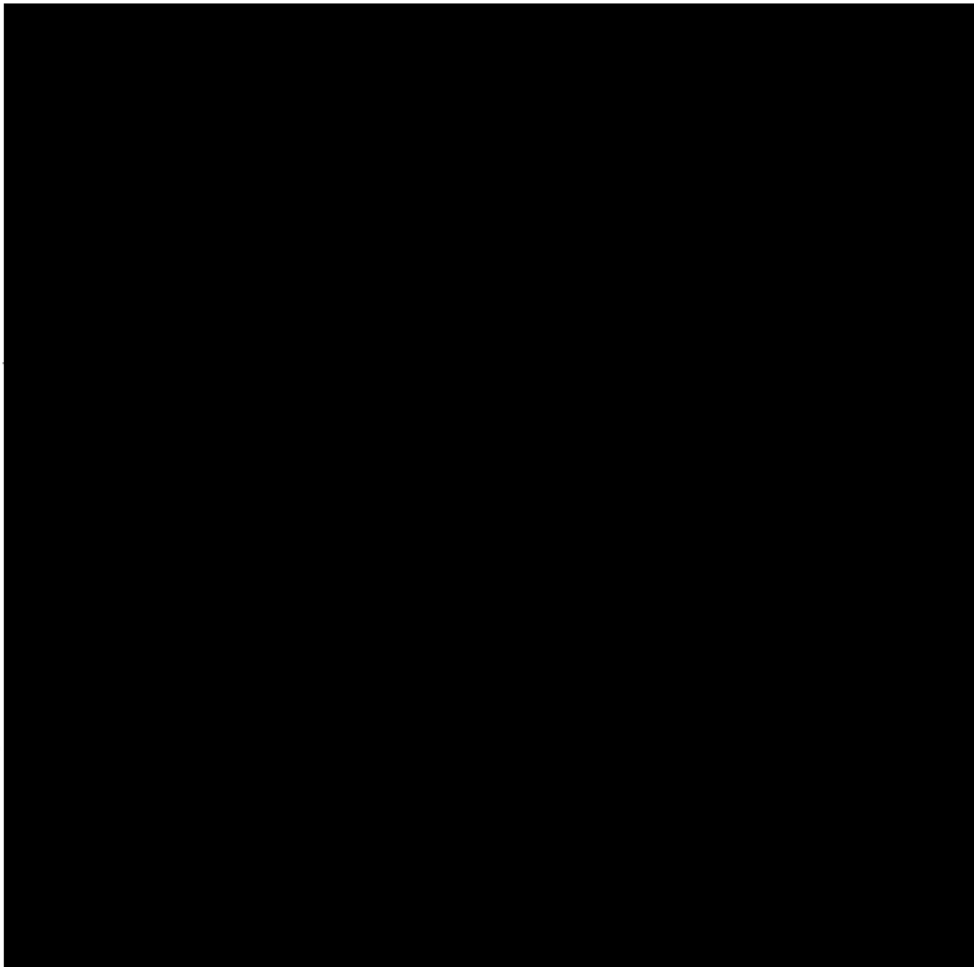
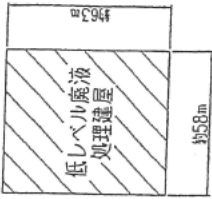




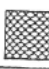

0.2m

管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域
それ以外の区域	 : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域
それ以外の区域	 : それ以外の区域

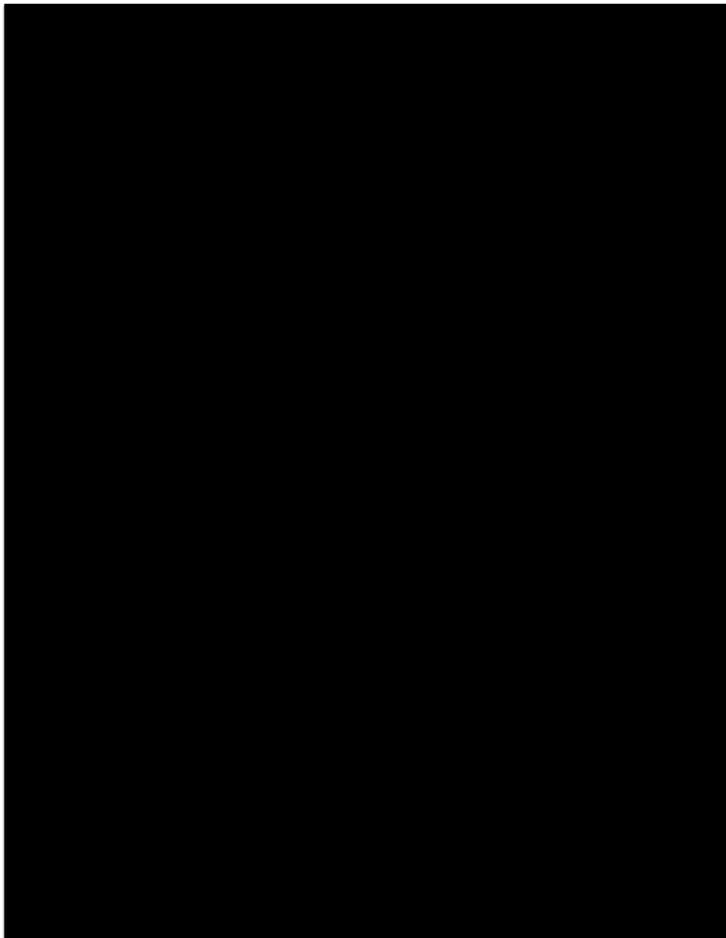
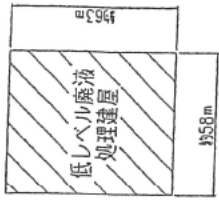
[] 一時集積場所設定・解除予定エリア



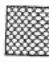

別図3 (66/106) 低レベル廃液処理建屋 地下1階管理区域図 (第83条及び第91条関係)



管理区域	
 : 通常人の立ち入り を禁止する区域	汚染のおそれ ない区域
 : それ以外の区域	それ以外の区域
 : 通常人の立ち入り を禁止する区域	
 : それ以外の区域	

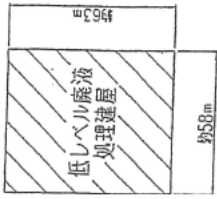
別図3 (67/106) 低レベル廃液処理建屋 地上1階管理区域図 (第91条関係)



管理区域	
汚染のおそれのない区域	: 通行人の立ち入り を禁止する区域 
それ以外の区域	: それ以外の区域 
	: 通行人の立ち入り を禁止する区域 
	: それ以外の区域 

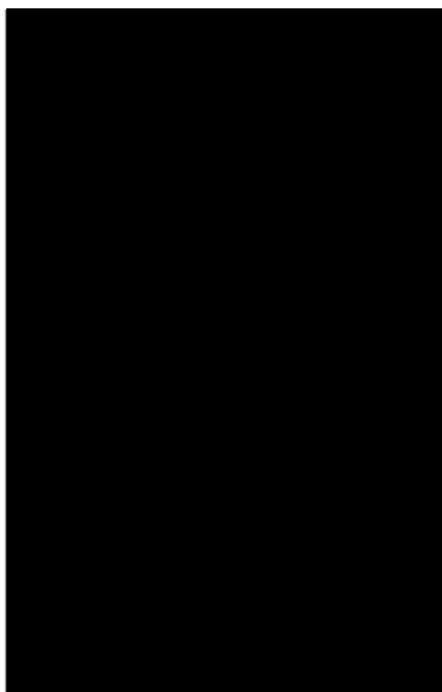
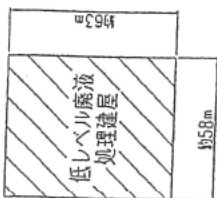

 一時集積場所設定・解除予定エリア

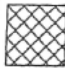
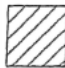
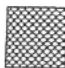
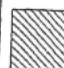
別図3 (68/106) 低レベル廃液処理建屋 地上2階管理区域図 (第83条及び第91条関係)



管理区域	
汚染のおそれのない区域	<ul style="list-style-type: none"> ： 通常人の立入りを禁止する区域 ： それ以外の区域
それ以外の区域	<ul style="list-style-type: none"> ： 通常人の立入りを禁止する区域 ： それ以外の区域

別図3 (69/106) 低レベル廃液処理建屋 地上3階管理区域図 (第91条関係)



管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域

 一時集積場所設定・解除予定エリア

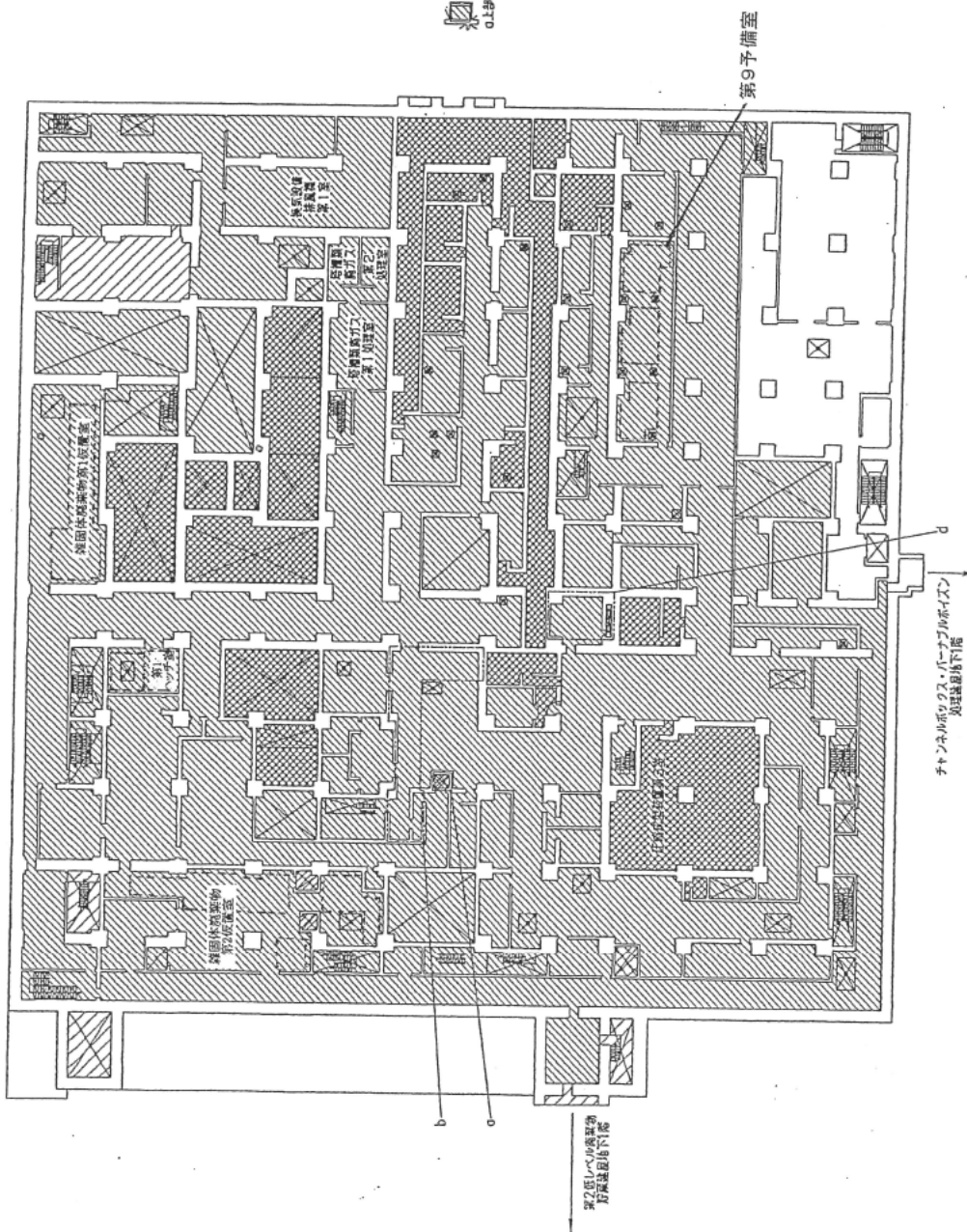
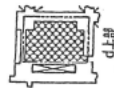
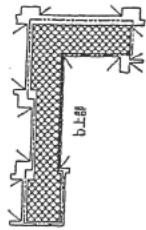
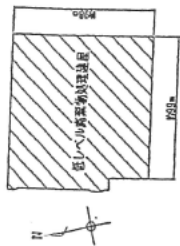
別図3 (70/106) 低レベル廃液処理建屋 地上4階管理区域図 (第83条及び第91条関係)



管理区域	
汚染のおそれのない区域	通常人の立入りを禁止する区域 : それ以外の区域
それ以外の区域	通常人の立入りを禁止する区域 : それ以外の区域

一時集積場所設定・解除予定エリア

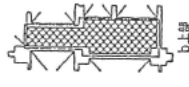
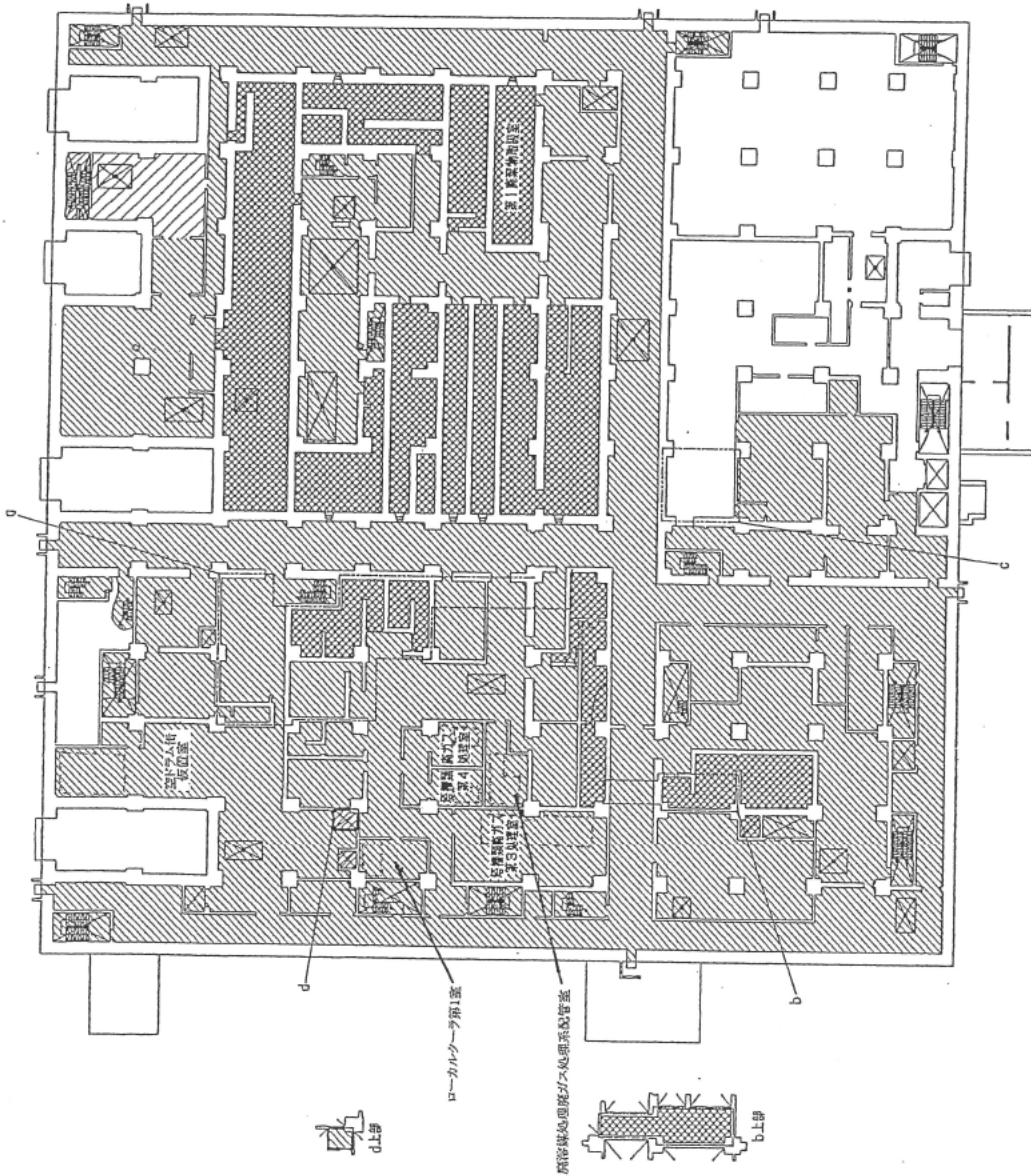
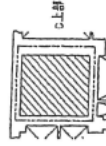
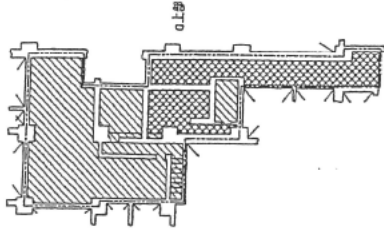
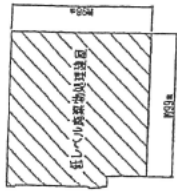
別図3 (71/106) 低レベル廃棄物処理建屋 地下2階管理区域図 (第83条及び第91条関係)



	通常人の立ち入りを禁止する区域
	それ以外の区域
	通常人の立ち入りを禁止する区域
	それ以外の区域

--- 一時集積場所設定・解除予定エリア

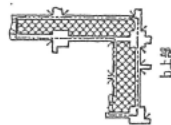
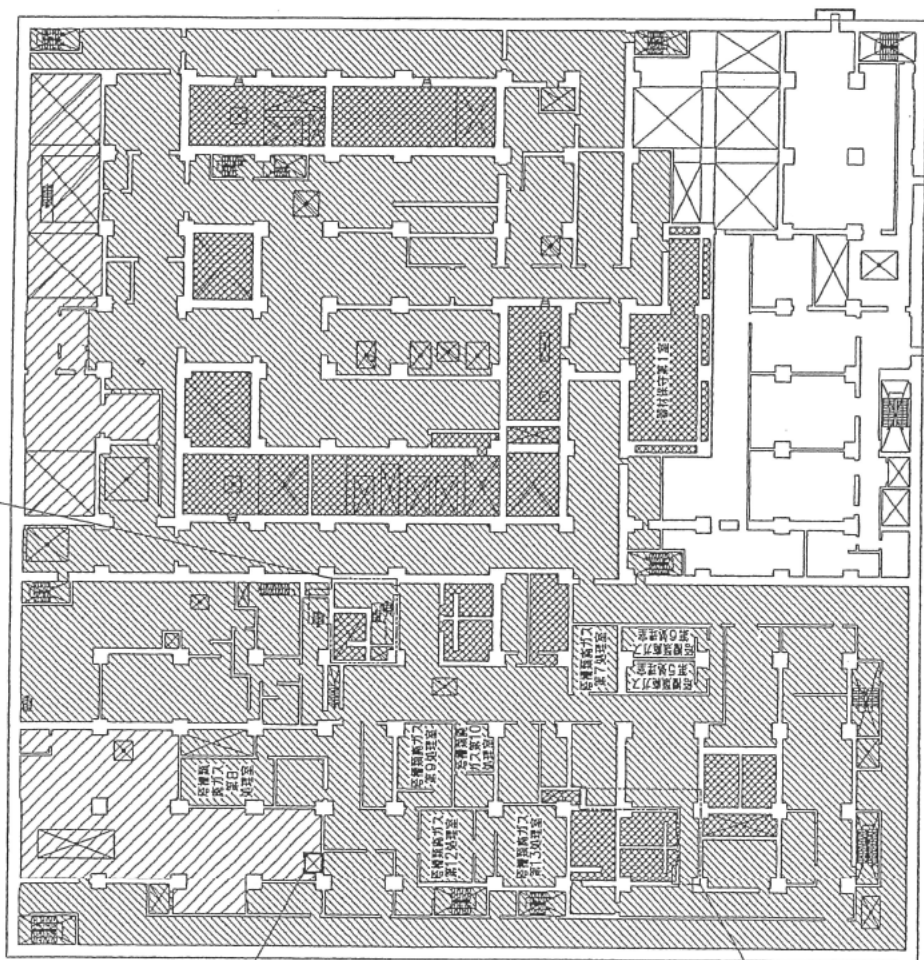
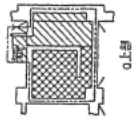
別図3 (72/106) 低レベル廃棄物処理建屋 地下1階管理区域図(第83条及び第91条関係)





管理区域	
	: 通常人の立入りを禁止する区域
	: それ以外の区域
	: 通常人の立入りを禁止する区域
	: それ以外の区域
汚染のおそれのない区域	
それ以外の区域	

一時集積場所設定・解除予定エリア

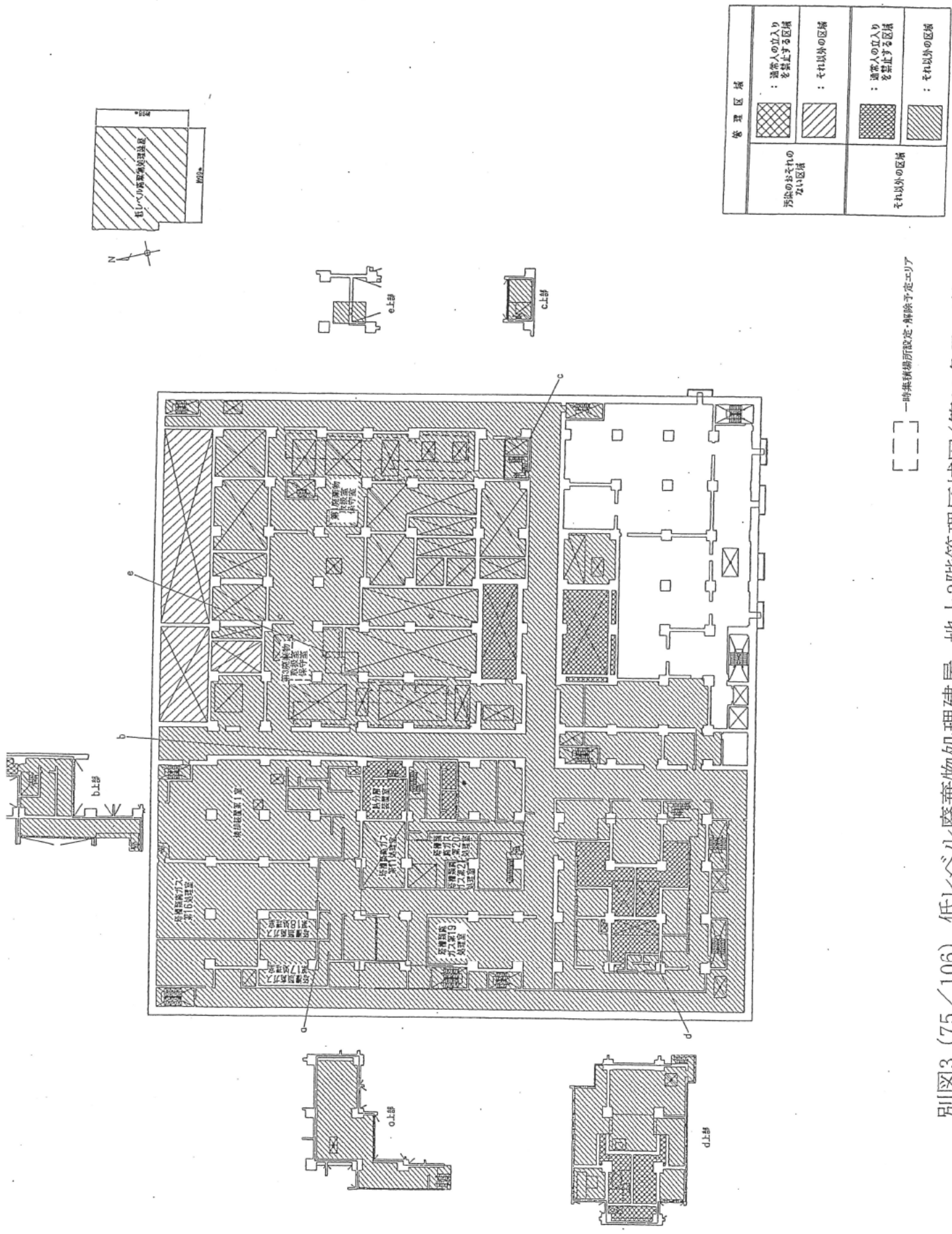
別図3 (73/106) 低レベル廃棄物処理建屋 地上1階管理区域図 (第83条及び第91条関係)

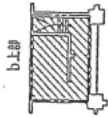
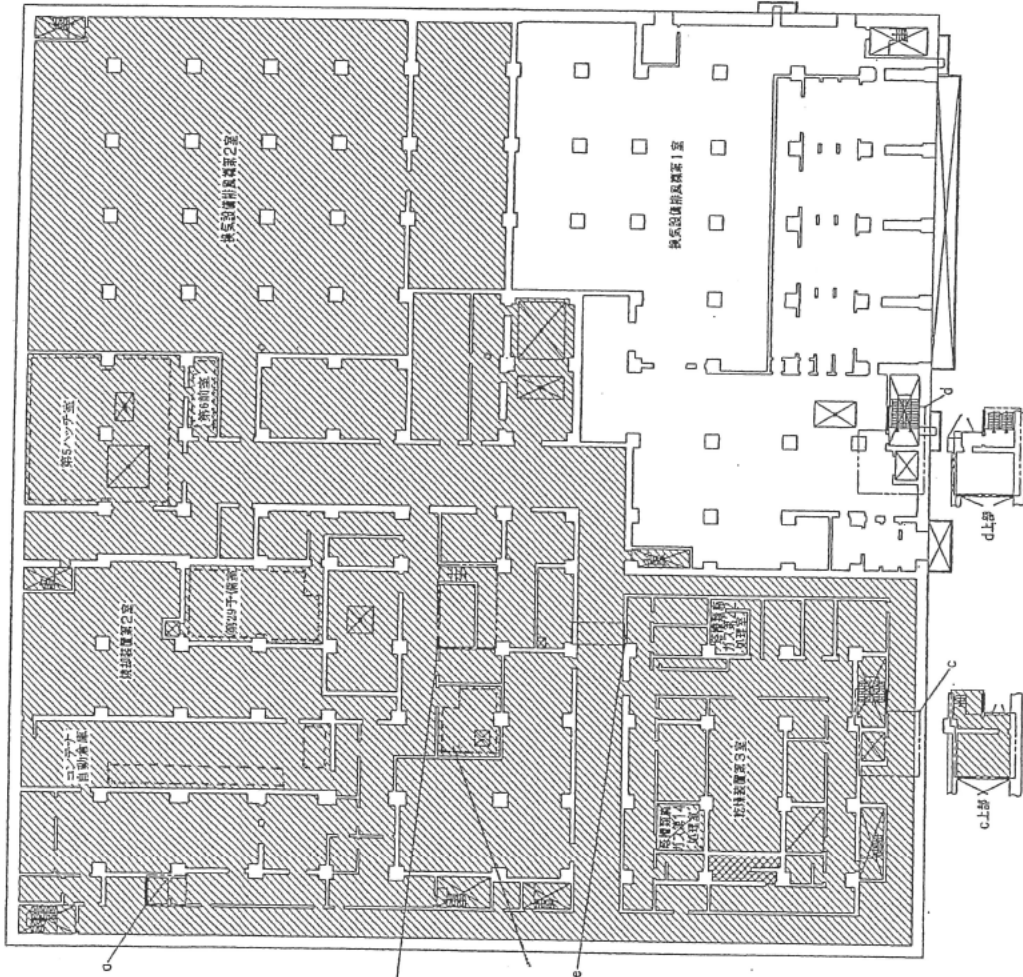
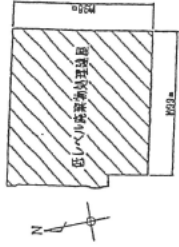


管理区域	
 当該のほその ない区域	: 通常人の立ち入りを禁止する区域 : それ以外の区域
 それ以外の区域	: 通常人の立ち入りを禁止する区域 : それ以外の区域

別図3 (74/106) 低レベル廃棄物処理建屋 地上2階管理区域図 (第91条関係)

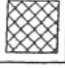
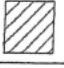



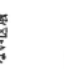
別図3 (75/106) 低レベル廃棄物処理建屋 地上3階管理区域図 (第83条及び第91条関係)





廃液処理施設から処理系凝縮器保守室

— 一時集積場所設定・解除予定エリア

管理区域	 : 通常人の立ち入りを禁止する区域  : それ以外の区域
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立ち入りを禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立ち入りを禁止する区域  : それ以外の区域

別図3 (76/106) 低レベル廃棄物処理建屋 地上4階管理区域図 (第83条及び第91条関係)

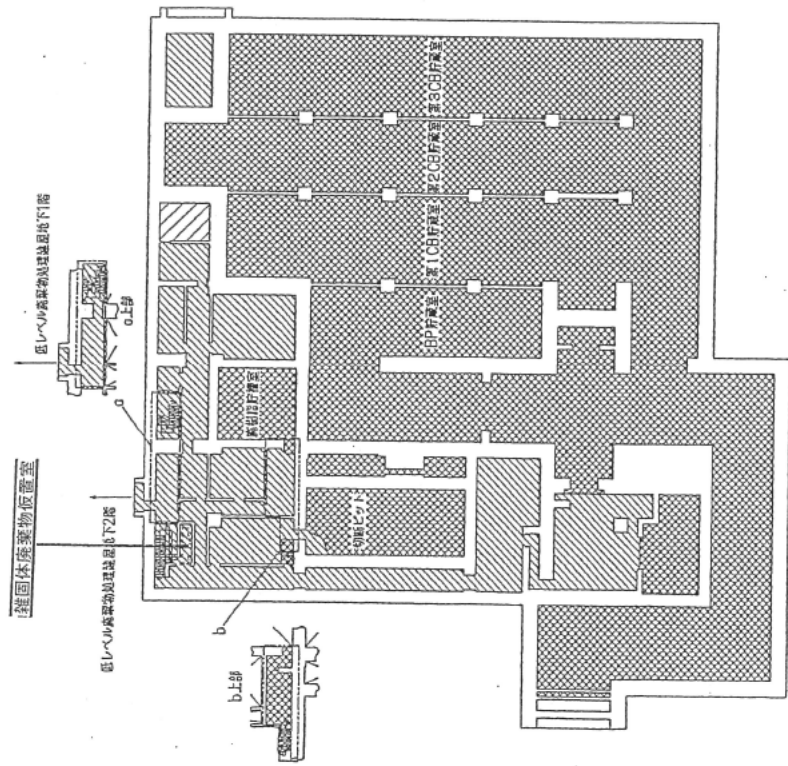
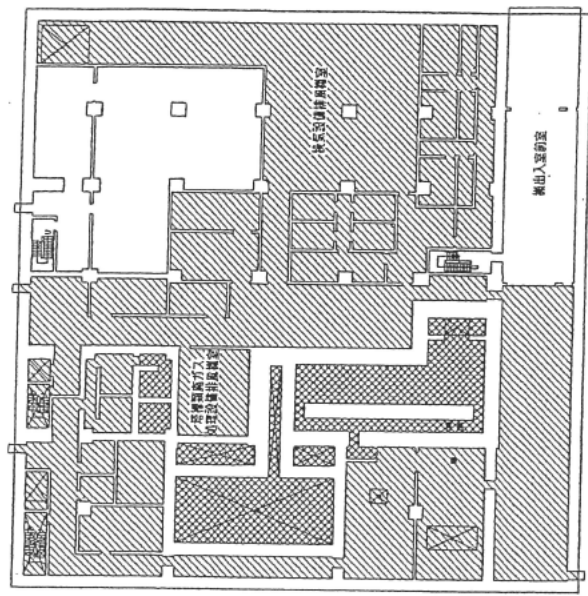
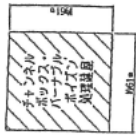
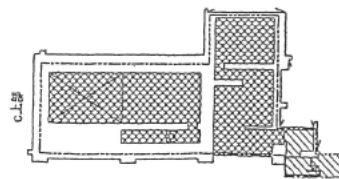
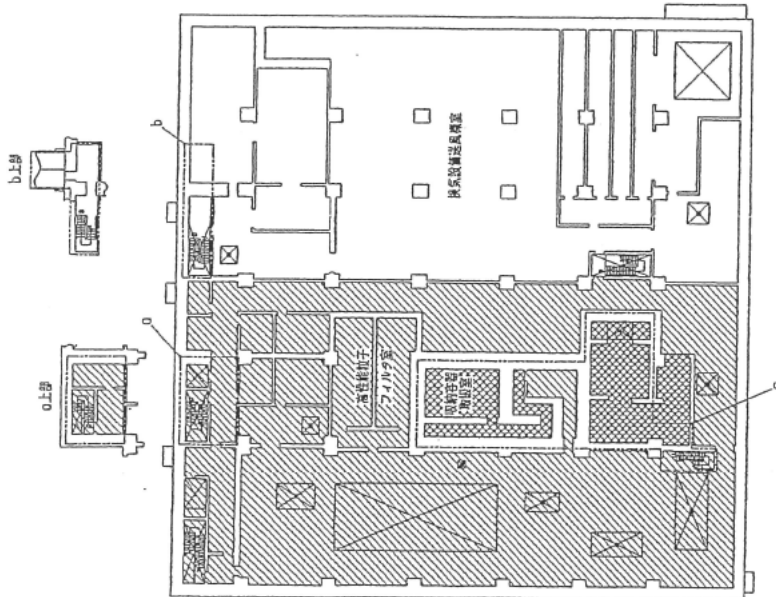
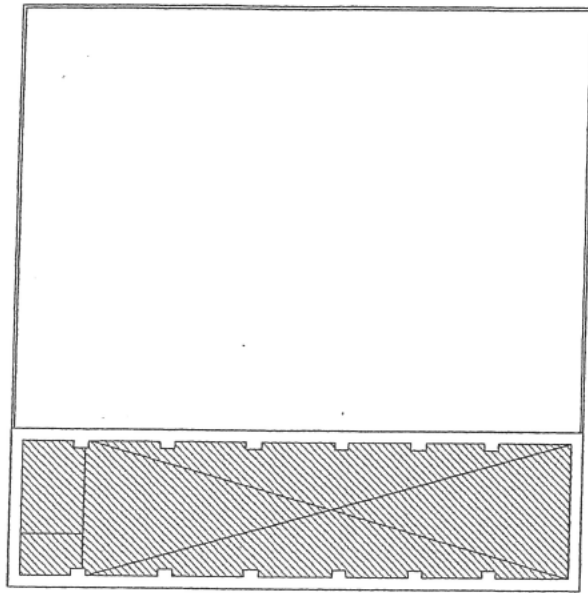
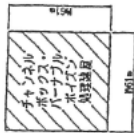


図2 一時集積場所認定・解除予定エリア

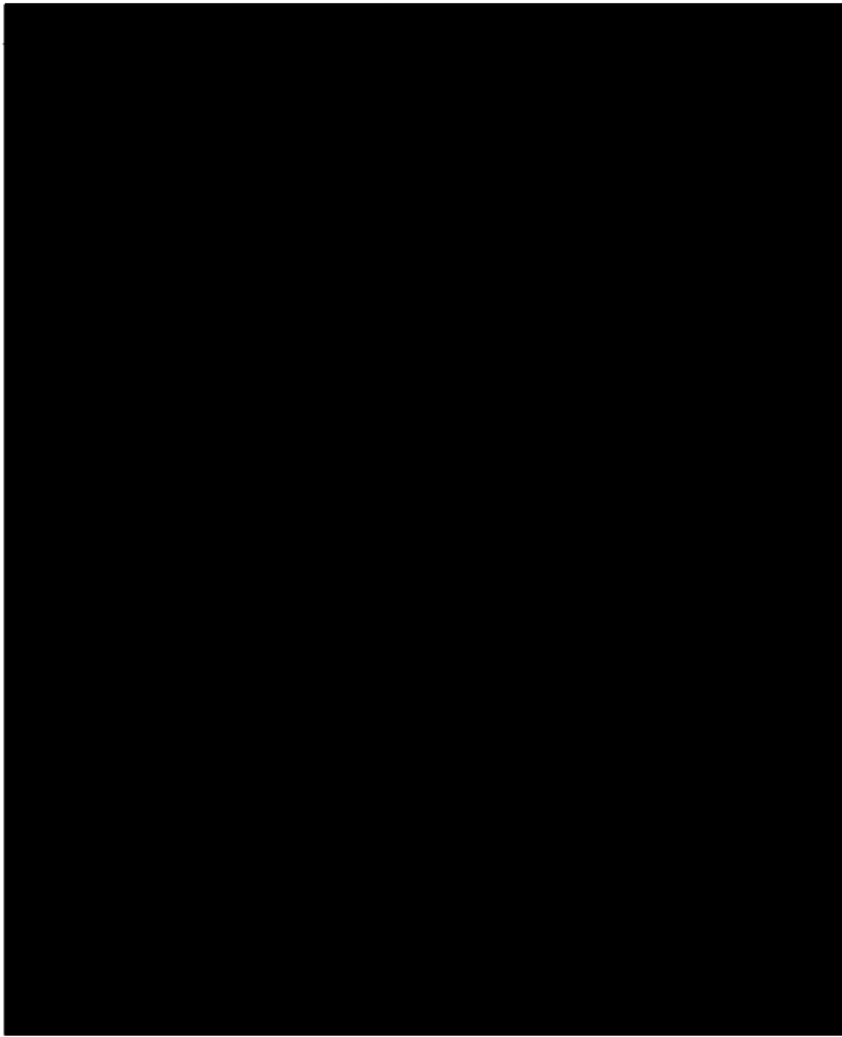
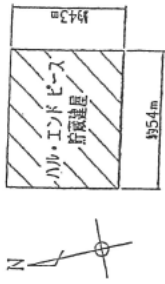
管理区域	
汚染のおそれのない区域	: 一般人の立ち入りを禁止する区域 : それ以外の区域
それ以外の区域	: 一般人の立ち入りを禁止する区域 : それ以外の区域

別図3 (77/106) チャンネルボックス・バーナブルボックス・バーナブルボックス 地下1階・地上1階管理区域図 (第83条及び第91条関係)







管理区域	
	: 通常人の立ち入りを禁止する区域
	: それ以外の区域
	: 通常人の立ち入りを禁止する区域
	: それ以外の区域

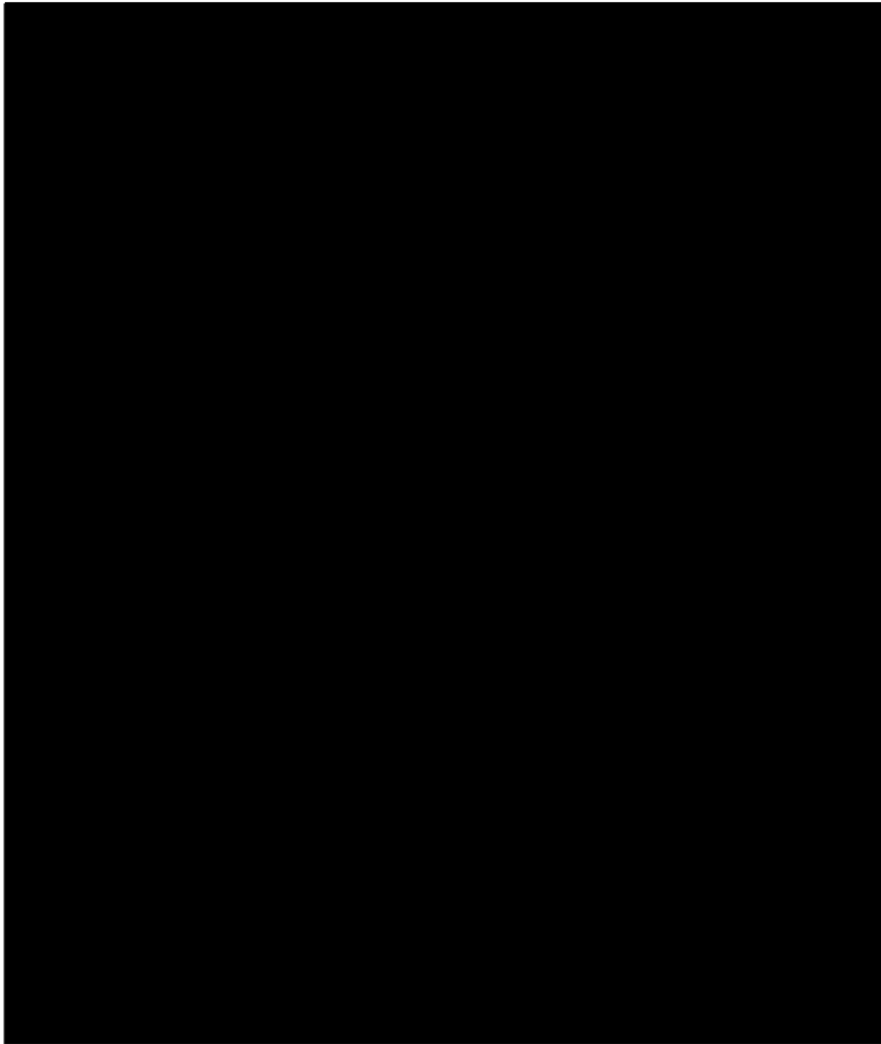
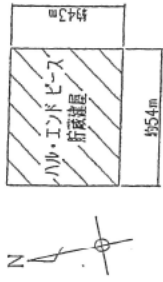
別図3 (78/106) チャンネルボックス・バーナブルボックス・ポイズン処理建屋 地上2階・地上3階管理区域図 (第91条関係)





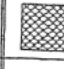
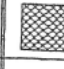
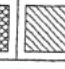
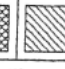


〔二〕一時集積場所設定・解除予定エリア

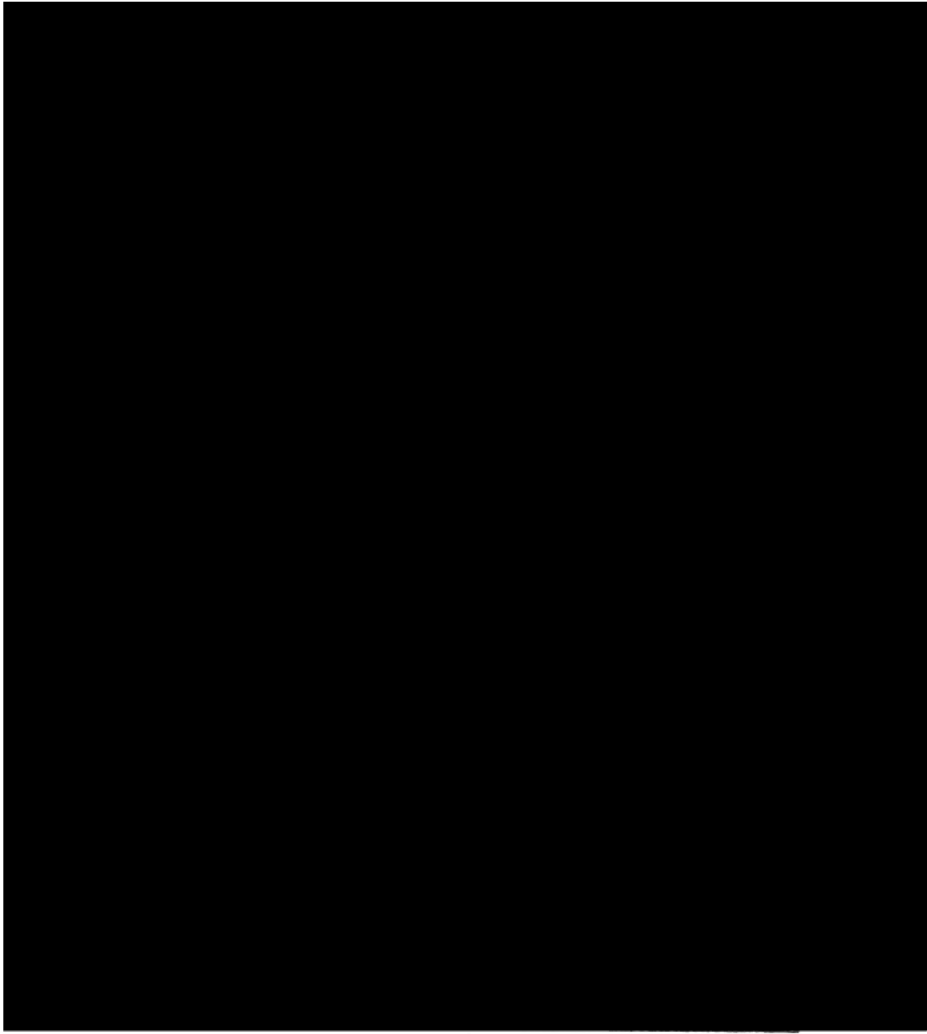
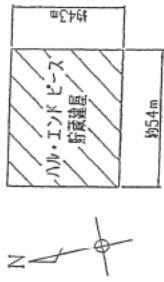
管理区域	
 通常の仕入れ 以外の区域	通常人の立ち入り を禁止する区域
 それ以外の区域	通常人の立ち入り を禁止する区域
 それ以外の区域	通常人の立ち入り を禁止する区域
 それ以外の区域	通常人の立ち入り を禁止する区域

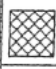
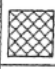


別図3 (79/106) ハル・エンドピース貯蔵建屋 地下4階管理区域図(第83条及び第91条関係)



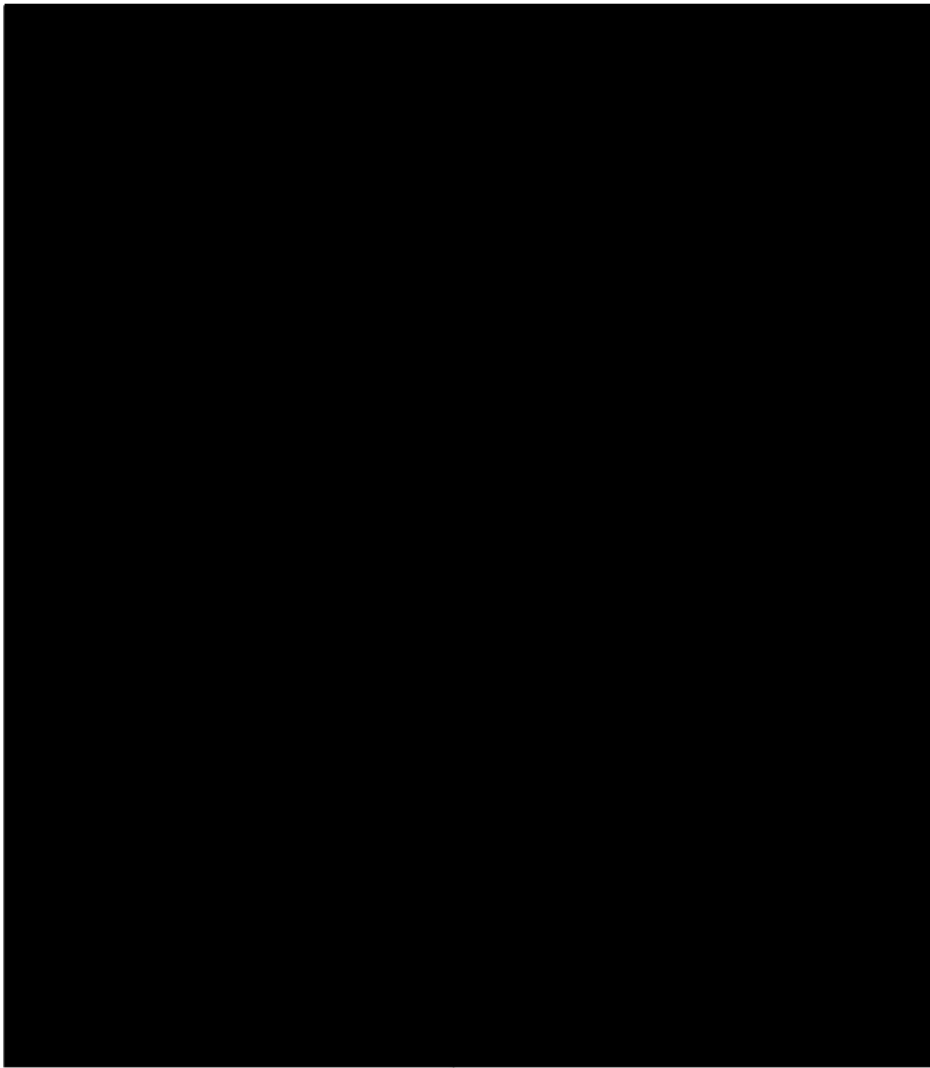
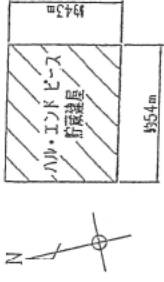
管理区域	
 形質の異なる区域	 : 通常人の立入り を禁止する区域
 それ以外の区域	 : それ以外の区域
 それ以外の区域	 : 通常人の立入り を禁止する区域
 それ以外の区域	 : それ以外の区域





別図3 (80/106) ハル・エンドピース貯蔵建屋 地下3階管理区域図 (第91条関係)



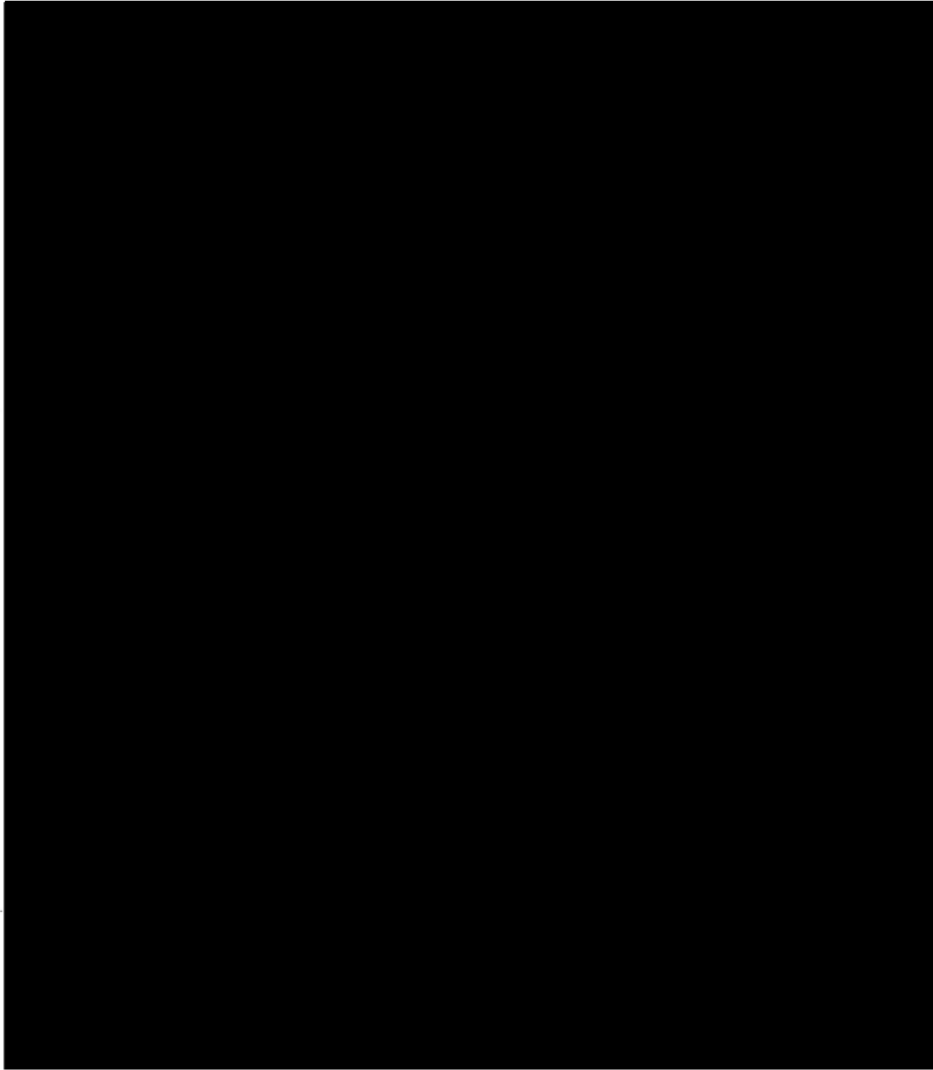
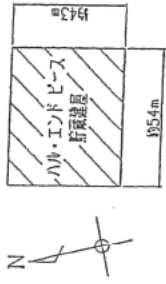
管理区域	
 別表のいずれの ない区域	: 誘客人の立入り を禁止する区域
 それ以外の区域	: それ以外の区域
 それ以外の区域	: 誘客人の立入り を禁止する区域
 それ以外の区域	: それ以外の区域

別図3 (81/106) ハル・エンドピース貯蔵建屋 地下2階管理区域図 (第91条関係)



管理区域	
 : 通常人の立入り を禁止する区域	当該の土地の ない区域
 : それ以外の区域	それ以外の区域
 : 通常人の立入り を禁止する区域	
 : それ以外の区域	

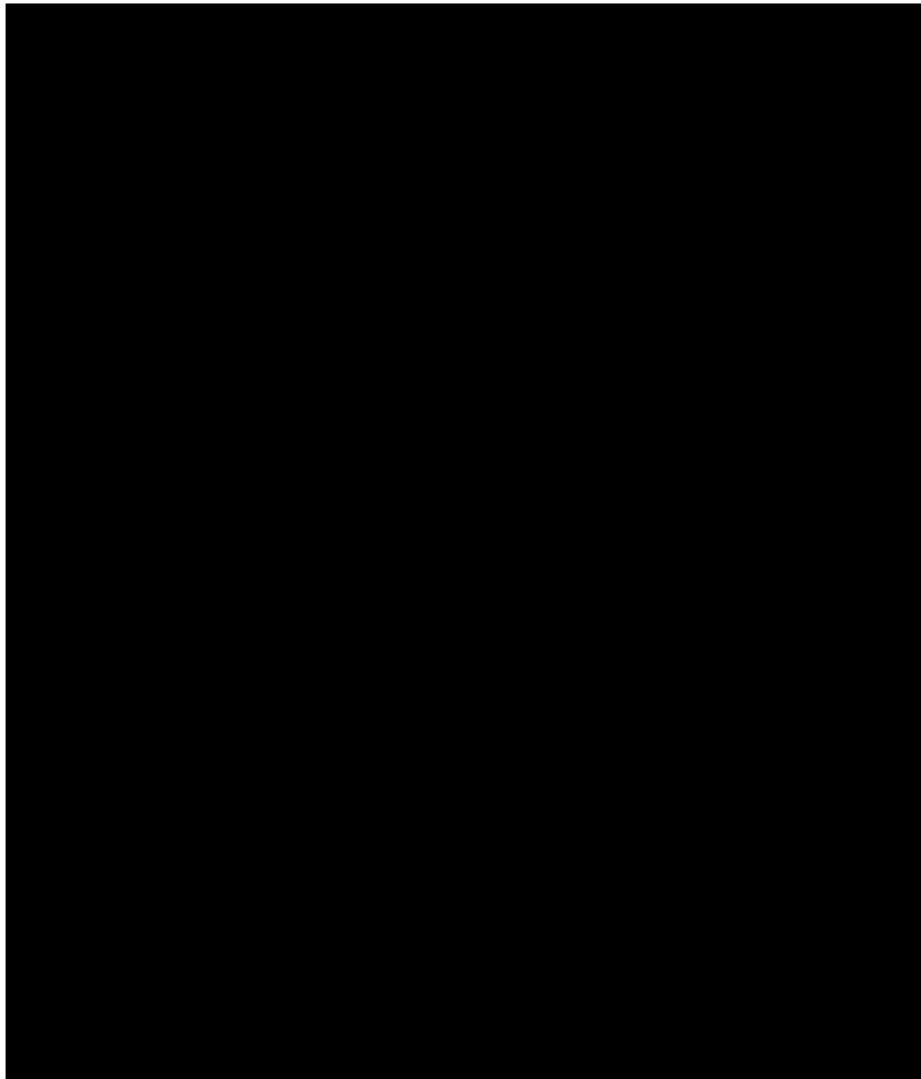
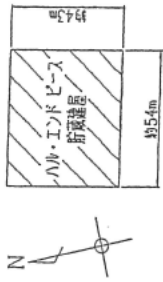
別図3 (82/106) ハル・エンドピース貯蔵建屋 地下1階管理区域図 (第91条関係)



管理区域	
 : 運営人の立ち入り を禁止する区域	 : それ以外の区域
汚染のおそれのない区域	 : 運営人の立ち入り を禁止する区域
それ以外の区域	 : それ以外の区域

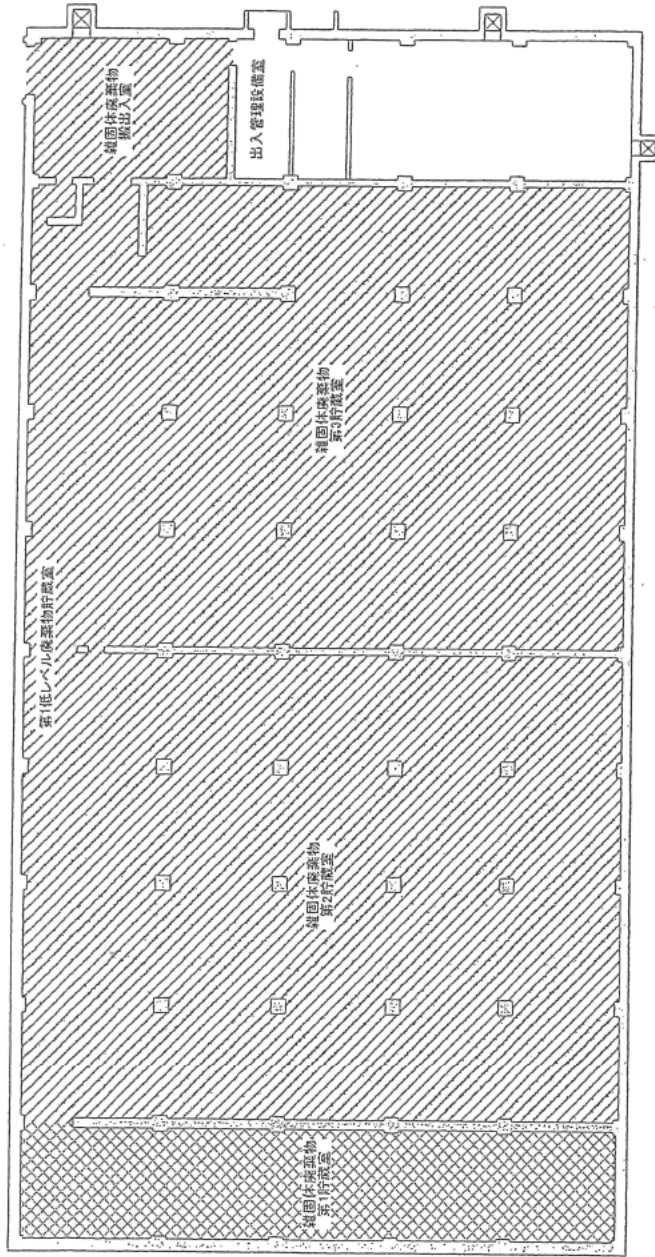
一時集積場所設定・解除予定エリア





別図3 (83/106) ハル・エンドピース貯蔵建屋 地上1階管理区域図 (第83条及び第91条関係)



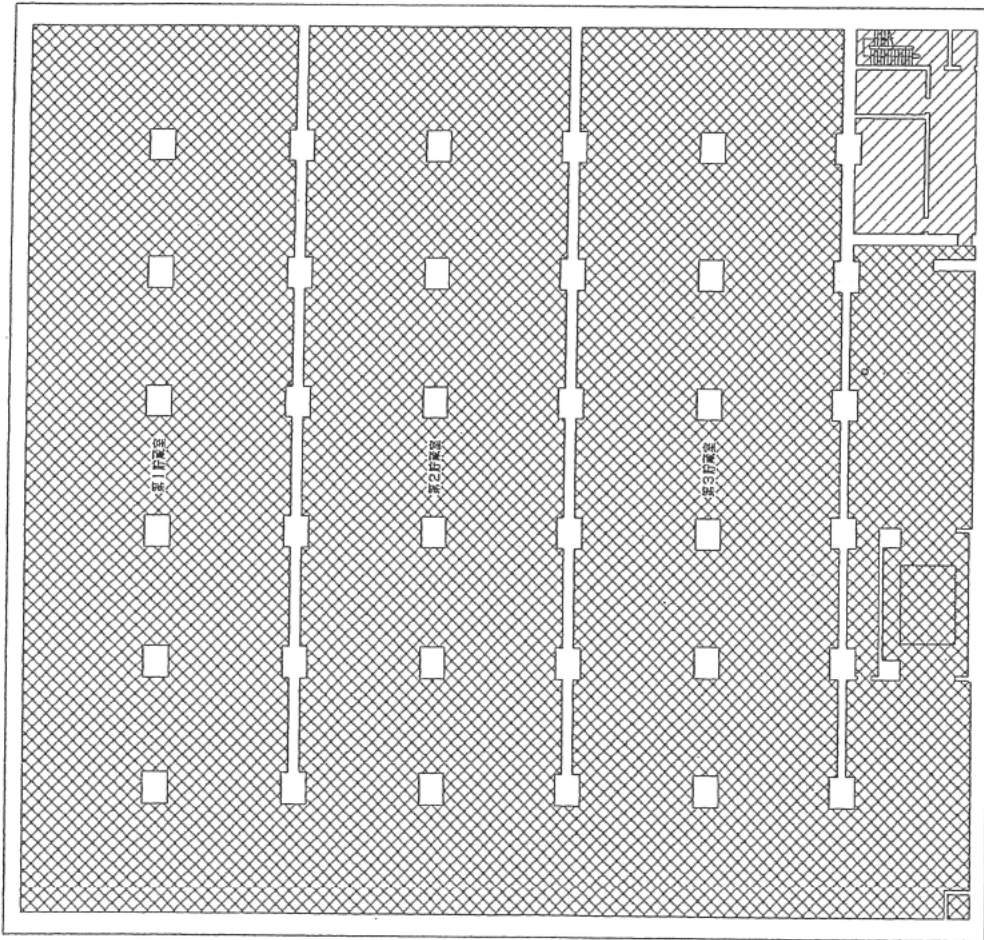
管理区域	
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> <div style="margin-left: 5px;"> 万葉のおよその ない区域 </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> <div style="margin-left: 5px;"> : 通常人の立入り を禁止する区域 </div> </div>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> <div style="margin-left: 5px;"> それ以外の区域 </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> <div style="margin-left: 5px;"> : それ以外の区域 </div> </div>




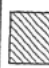
別図3 (84/106) ハル・エンドピース貯蔵建屋 地上2階管理区域図 (第91条関係)



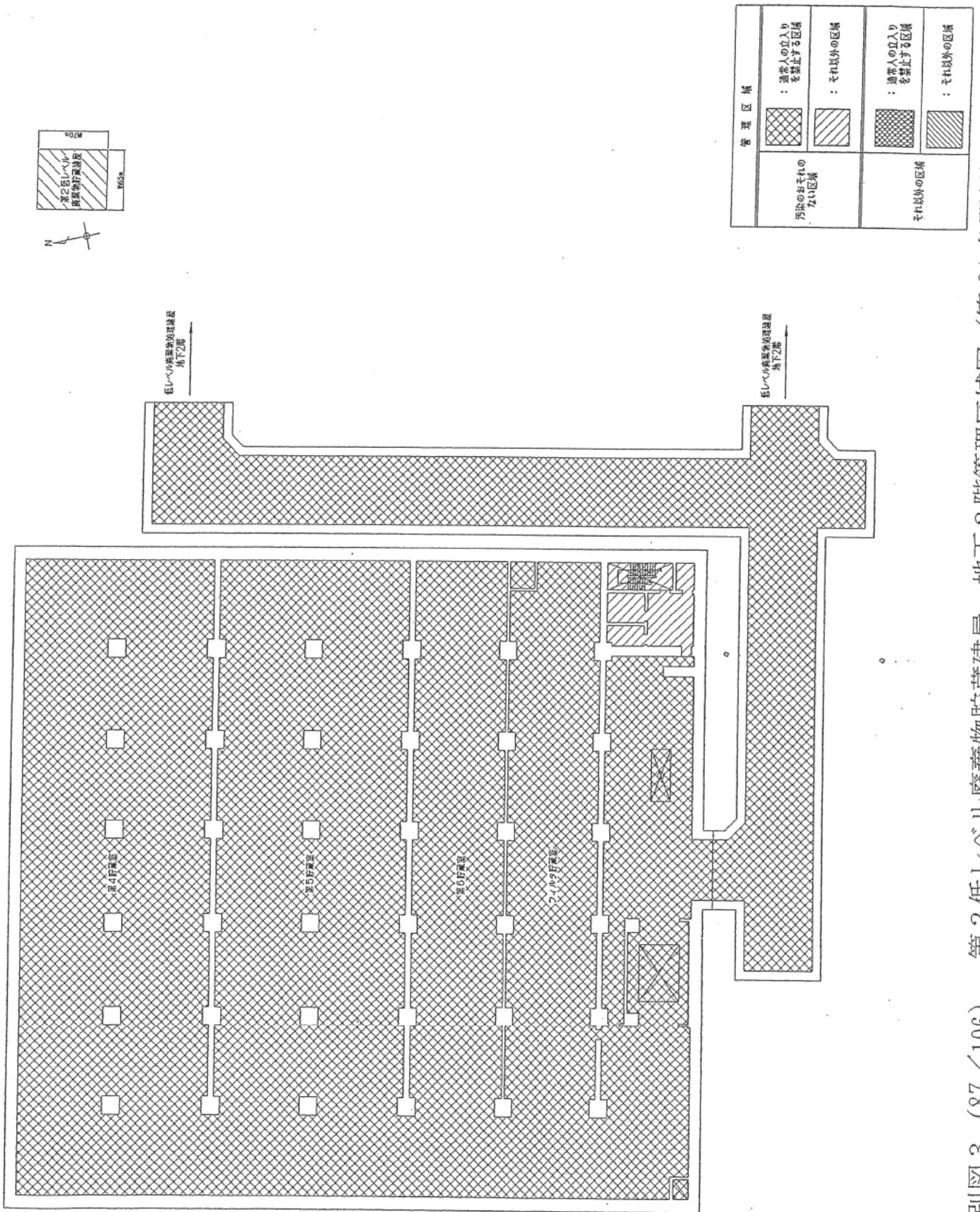
管理区域	
汚染のおそれのない区域	通常人の立入り を禁止する区域 
それ以外の区域	通常人の立入り を禁止する区域 
それ以外の区域	通常人の立入り を禁止する区域 
それ以外の区域	通常人の立入り を禁止する区域 

別図3 (85/106) 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋 地上1階管理区域図 (第91条関係)

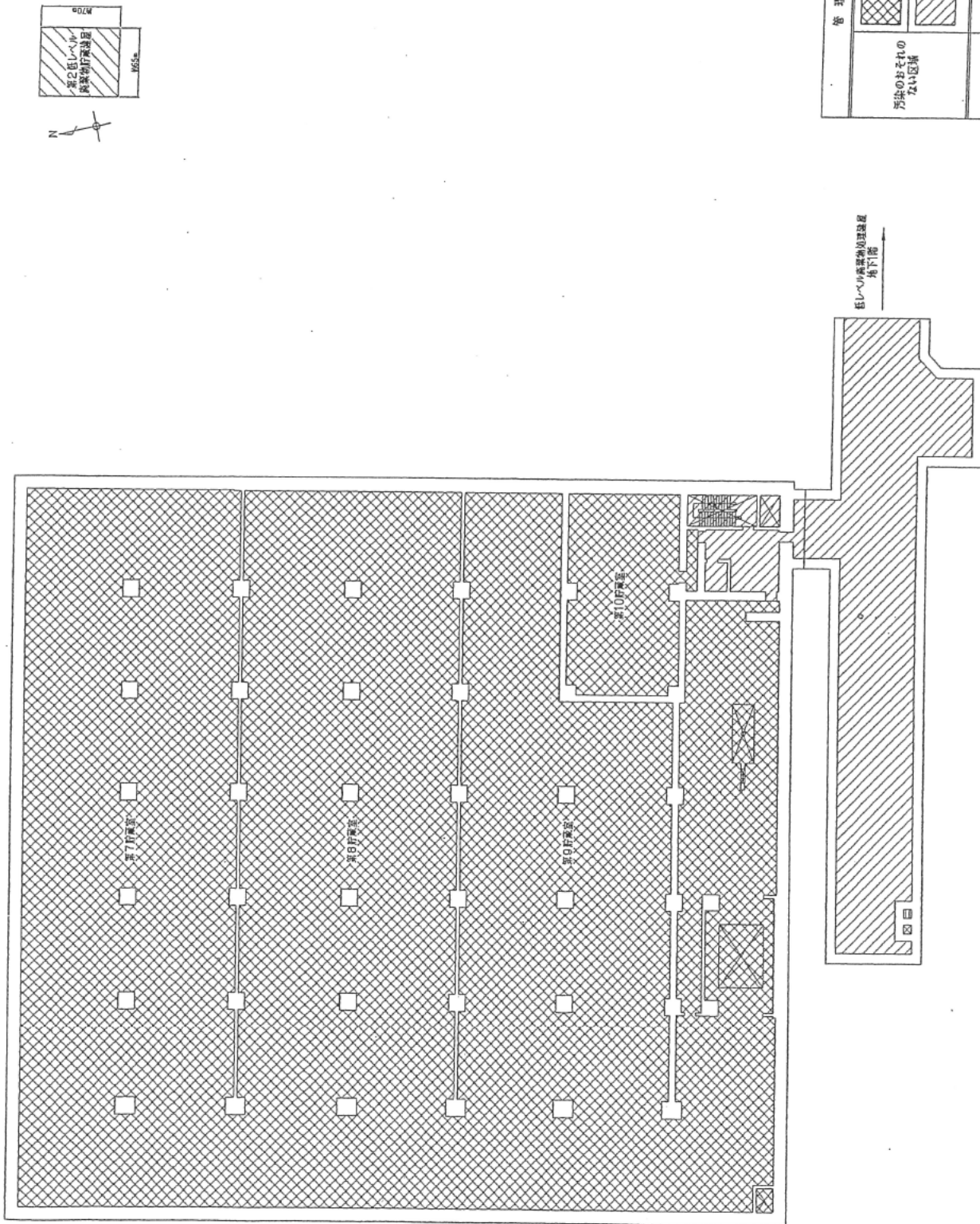


管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域

別図3 (86/106) 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 地下3階管理区域図 (第91条関係)

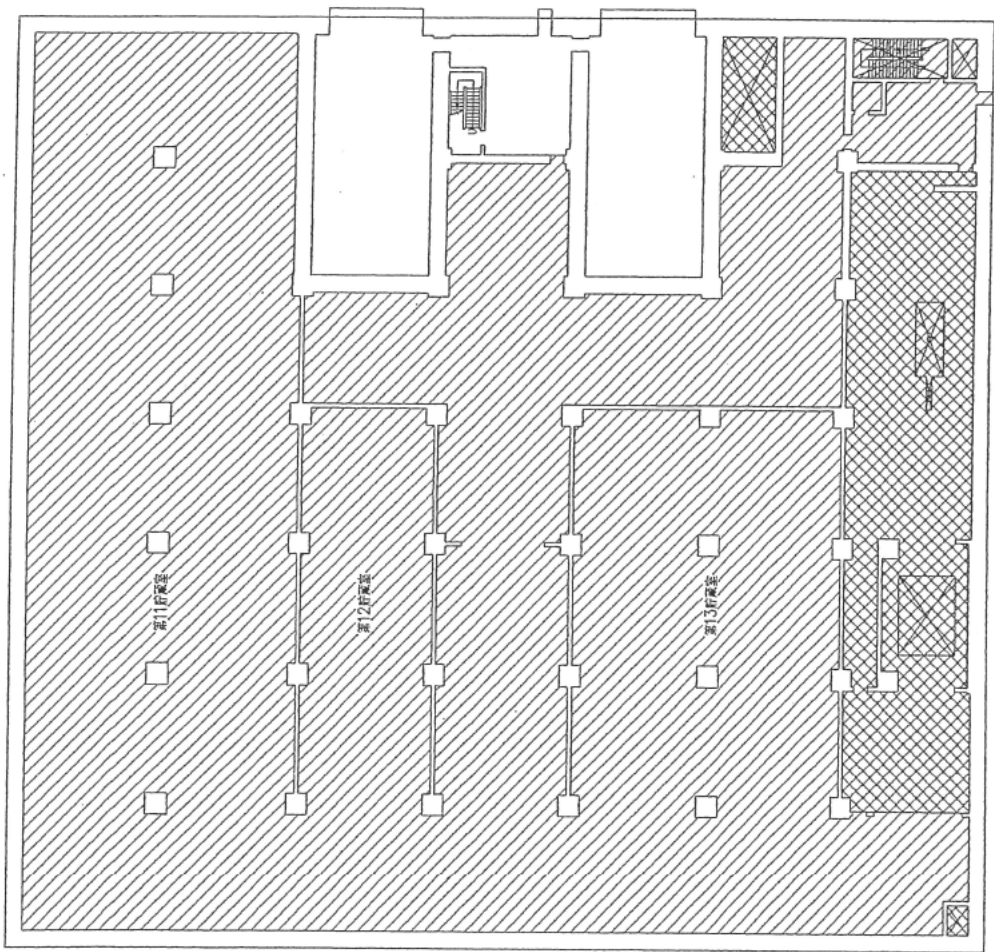
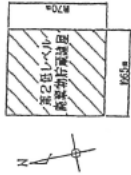


別図3 (87/106) 第2低レベル廃棄物貯蔵建物 地下2階管理区域図 (第91条関係)



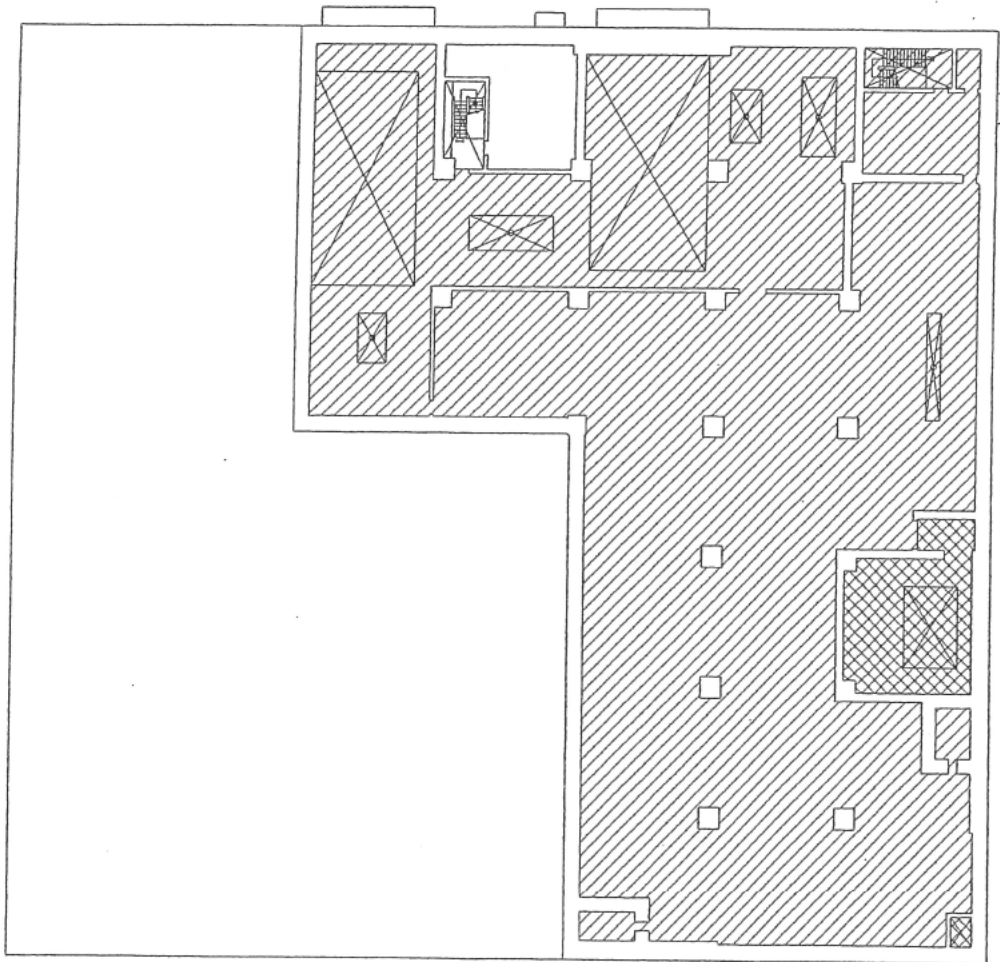
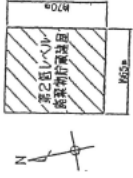
管理区域	
方状のおそれのない区域	： 通常人の立入りを禁止する区域
それ以外の区域	： それ以外の区域
それ以外の区域	： 通常人の立入りを禁止する区域
それ以外の区域	： それ以外の区域

別図3 (88/106) 第2低レベル廃棄物貯蔵庫 地下1階管理区域図 (第91条関係)



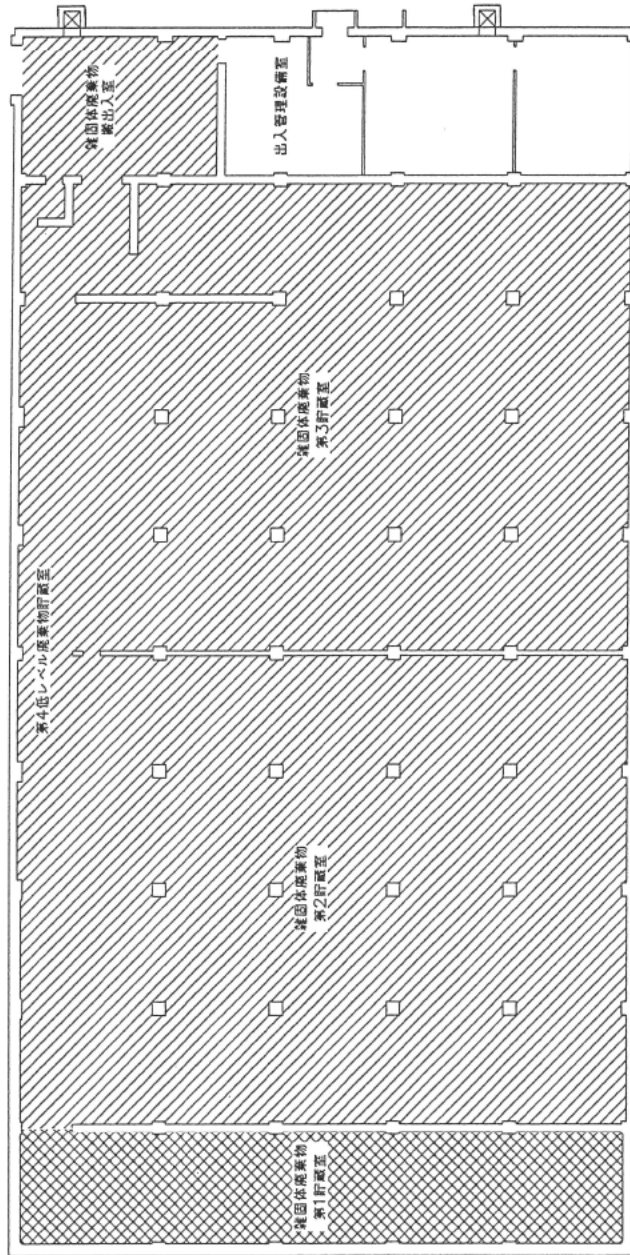
管理区域	
汚染のおそれのない区域	<ul style="list-style-type: none"> ： 通常人の立ち入り禁止する区域 ： それ以外の区域
それ以外の区域	<ul style="list-style-type: none"> ： 通常人の立ち入り禁止する区域 ： それ以外の区域

別図3 (89/106) 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 地上1階管理区域図 (第91条関係)



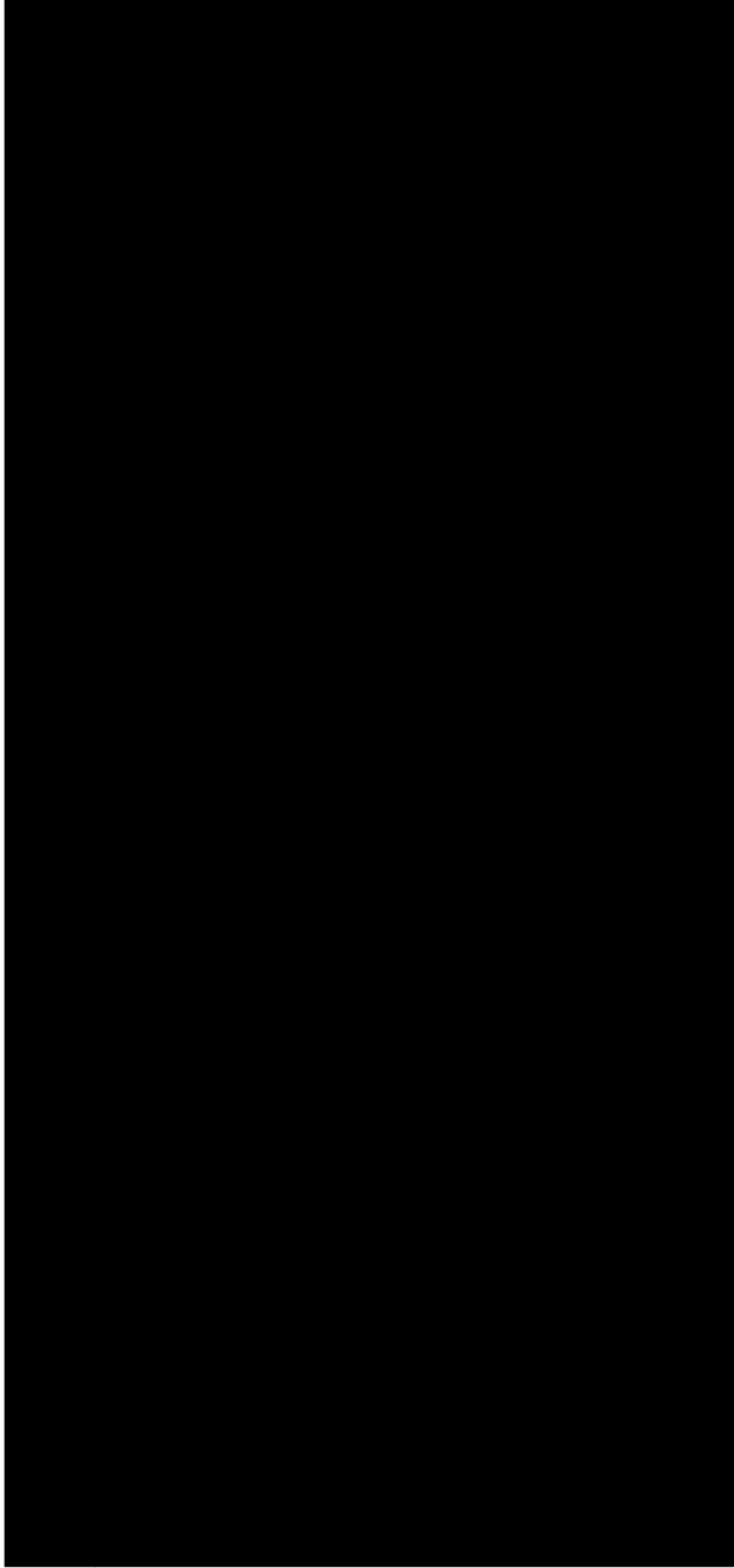
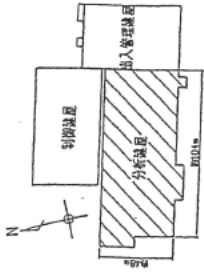
管理区域	
汚染のおそれのない区域	: 通行人の立ち入り を禁止する区域 : それ以外の区域
それ以外の区域	: 通行人の立ち入り を禁止する区域 : それ以外の区域





別図3 (90/106) 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 地上2階管理区域図 (第91条関係)



管理区域	
汚染のおそれのない区域	通行者の立ち入り を禁止する区域 : それ以外の区域
それ以外の区域	通行者の立ち入り を禁止する区域 : それ以外の区域

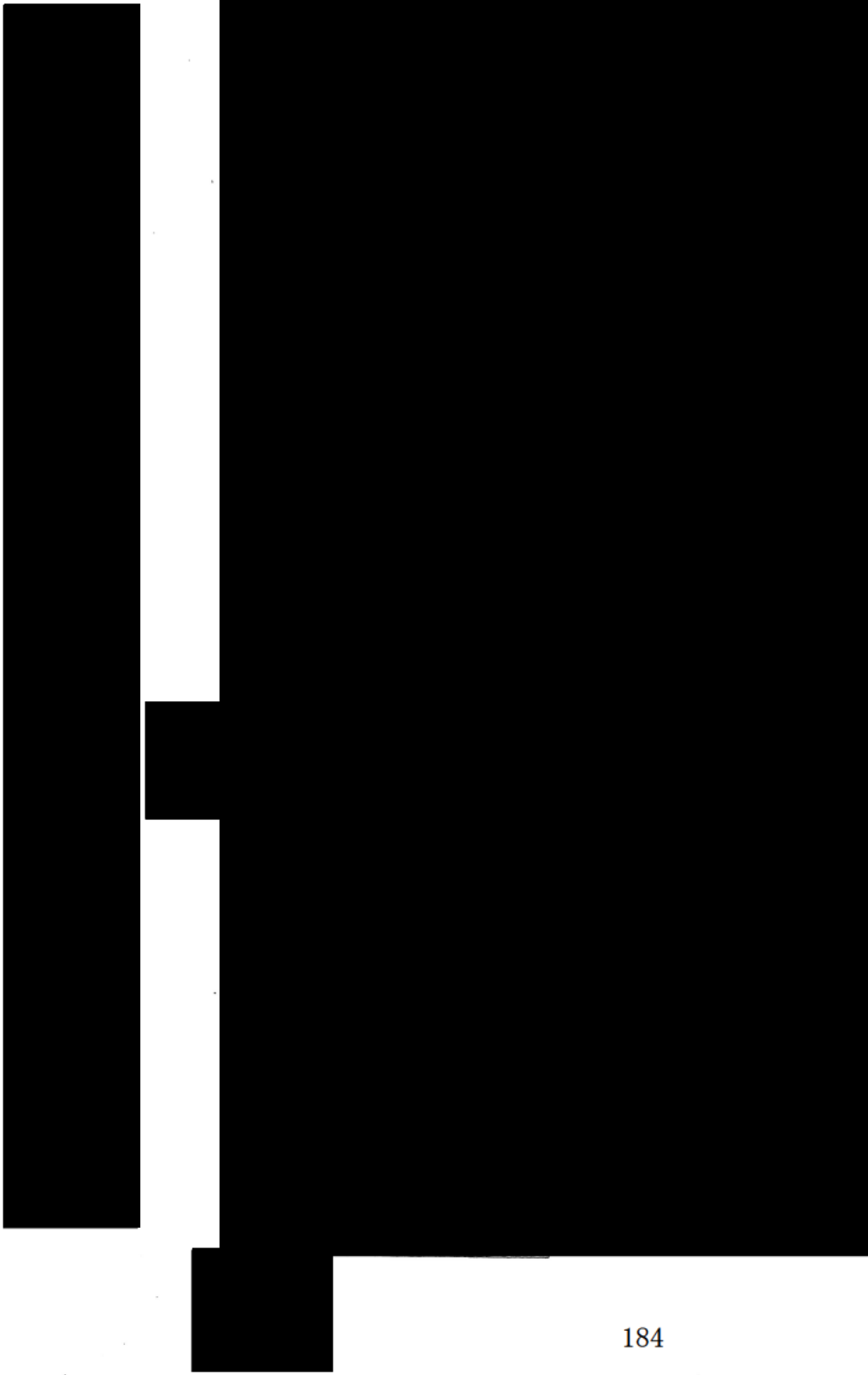
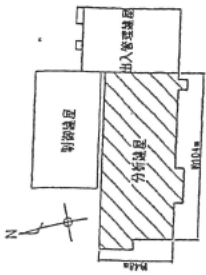
別図3 (91/106) 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋 地上1階管理区域図 (第91条関係)





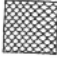

管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域

 一時乗換場所設定・解除予定エリア

別図3 (92/106) 分析建屋 地下3階管理区域図 (第83条及び第91条関係)

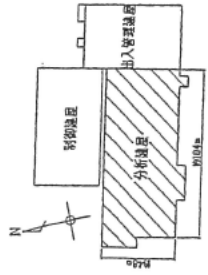


六ヶ所再処理施設
保安措置分析所
(管理区域)

管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立ち入り を禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立ち入り を禁止する区域  : それ以外の区域

[- -] 一時集積場所設定・解除予定エリア

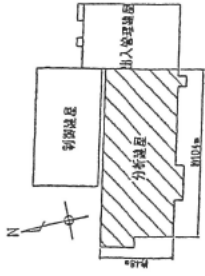
別図3 (93/106) 分析建屋 地下2階管理区域図 (第83条及び第91条関係)



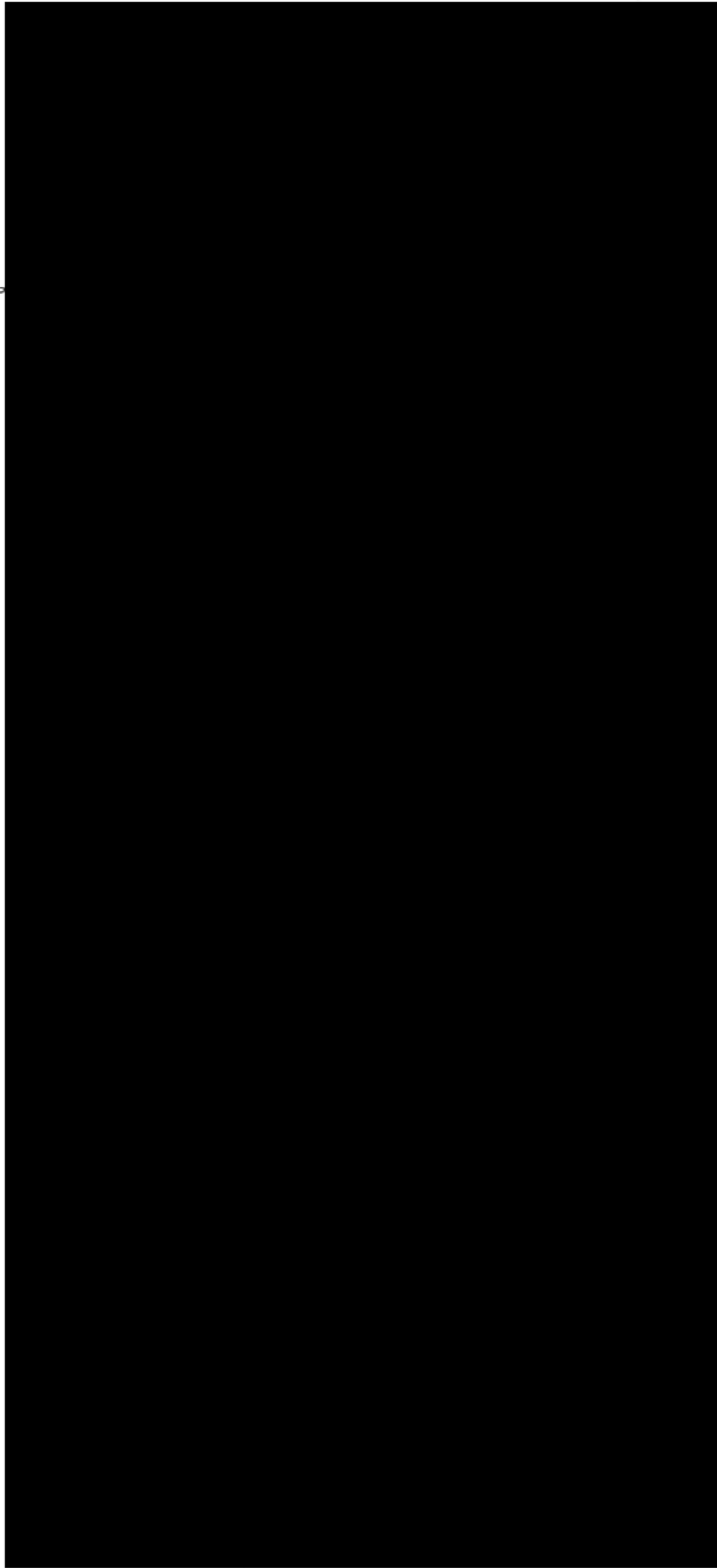
六ヶ所新処理施設
保安対策分析所
(管理区域)

管理区域	
汚染のおそれのない区域	<ul style="list-style-type: none"> ： 通常人の立入りを禁止する区域 ： それ以外の区域
それ以外の区域	<ul style="list-style-type: none"> ： 通常人の立入りを禁止する区域 ： それ以外の区域

別図3 (94/106) 分析建屋 地下1階管理区域図 (第91条関係)







01F



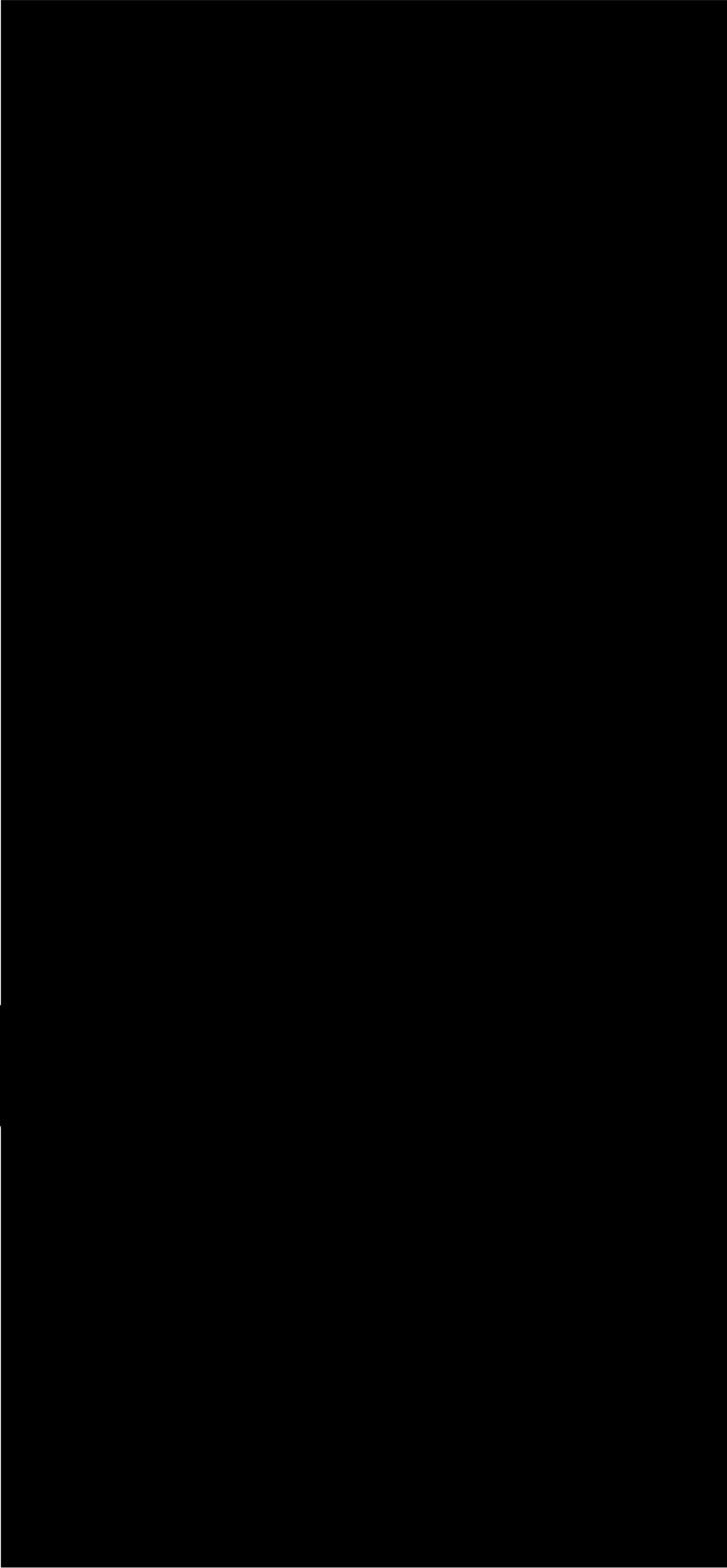
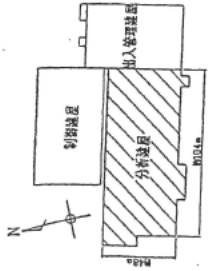
六ヶ所再処理施設
核種指図分析舎
(管理区域)



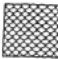



管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域

[- - -] 一時集積場所設定・解除予定エリア

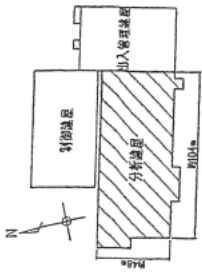
別図3 (95/106) 分析建屋 地上1階管理区域図 (第83条及び第91条関係)



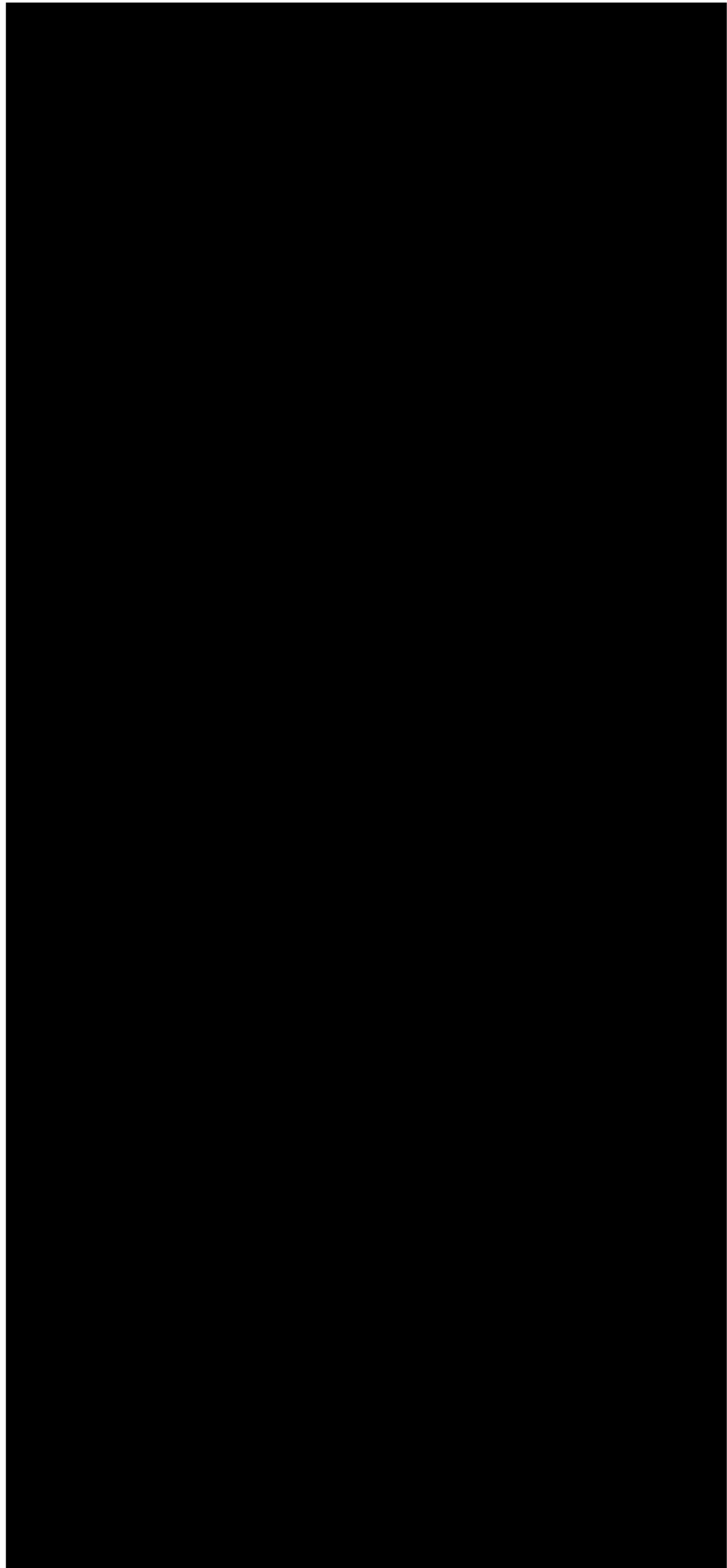
管理区域	
列挙のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域  : それ以外の区域




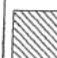
〔 〕 一時集積場所設定・解除予定エリア

別図3 (96/106) 分析建屋 地上2階管理区域図(第83条及び第91条関係)

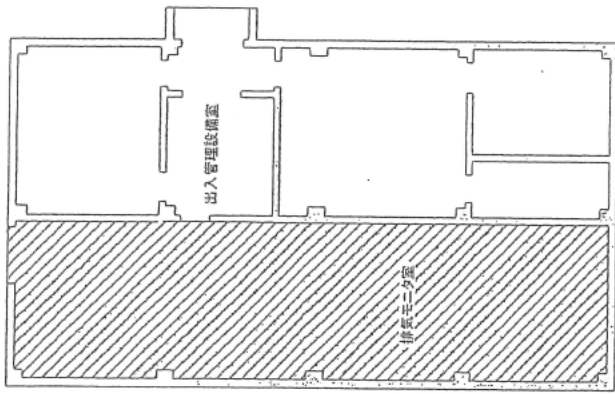


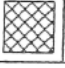
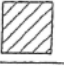
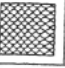

地上



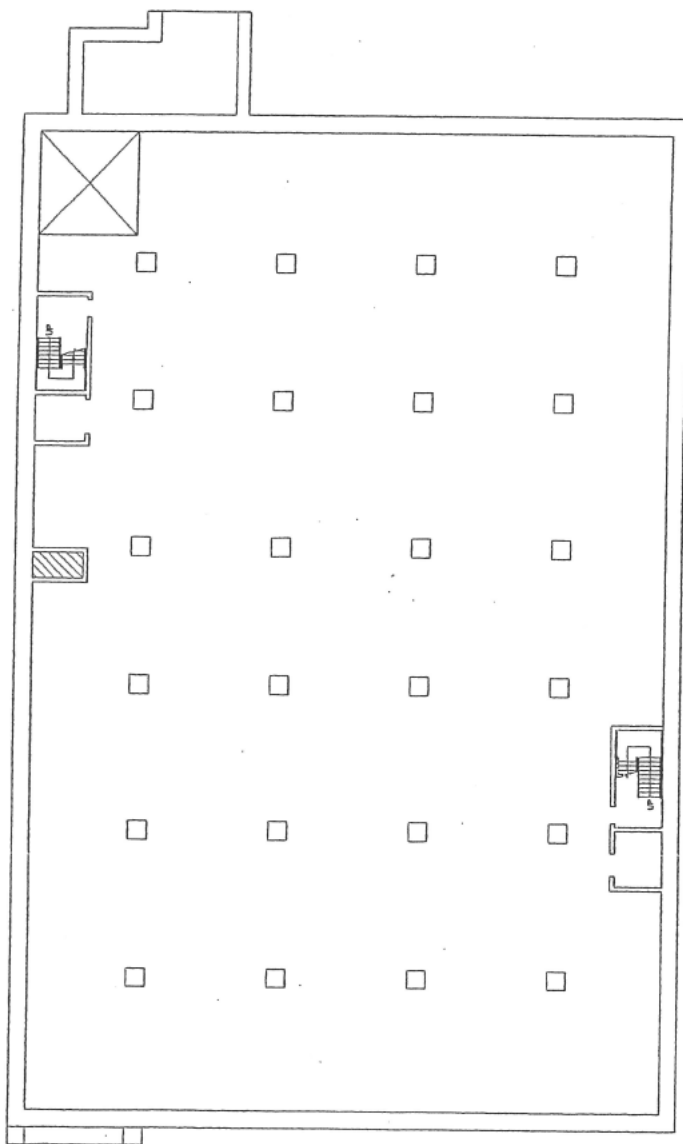
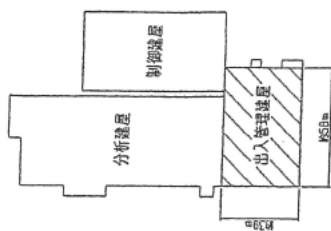
管理区域	
 : 通常人の立入りを禁止する区域	当該の区域以外の区域
 : それ以外の区域	それ以外の区域
 : 通常人の立入りを禁止する区域	それ以外の区域
 : それ以外の区域	それ以外の区域





別図3 (97/106) 分析建屋 地上3階管理区域図 (第91条関係)



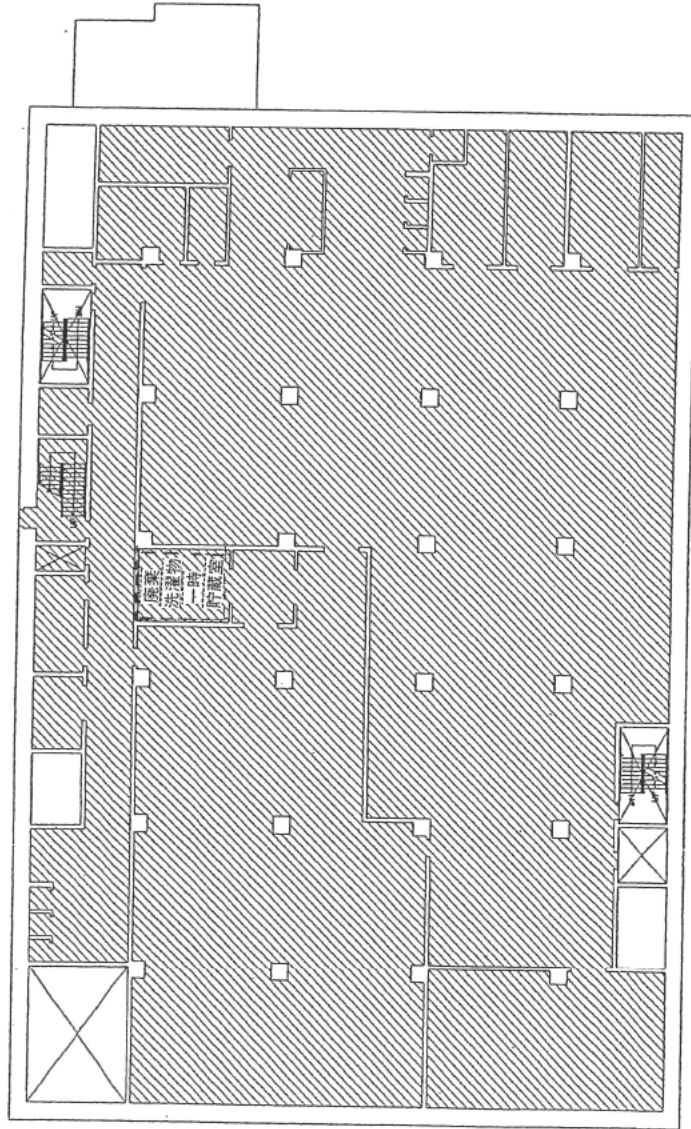
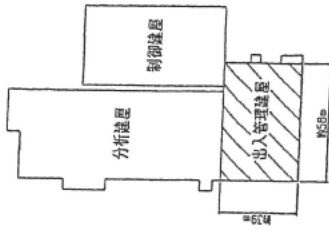
管理区域	
 : 通常人の立入りを禁止する区域 別棟のおもむきのない区域	 : それ以外の区域
 : 通常人の立入りを禁止する区域 それ以外の区域	 : それ以外の区域

別図3 (98/106) 北換気筒管理建屋 地上1階管理区域図 (第91条関係)



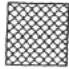



管理区域	
汚染のおそれのない区域	: 通常人の立入りを禁止する区域 
それ以外の区域	: それ以外の区域 
それ以外の区域	: 通常人の立入りを禁止する区域 
それ以外の区域	: それ以外の区域 

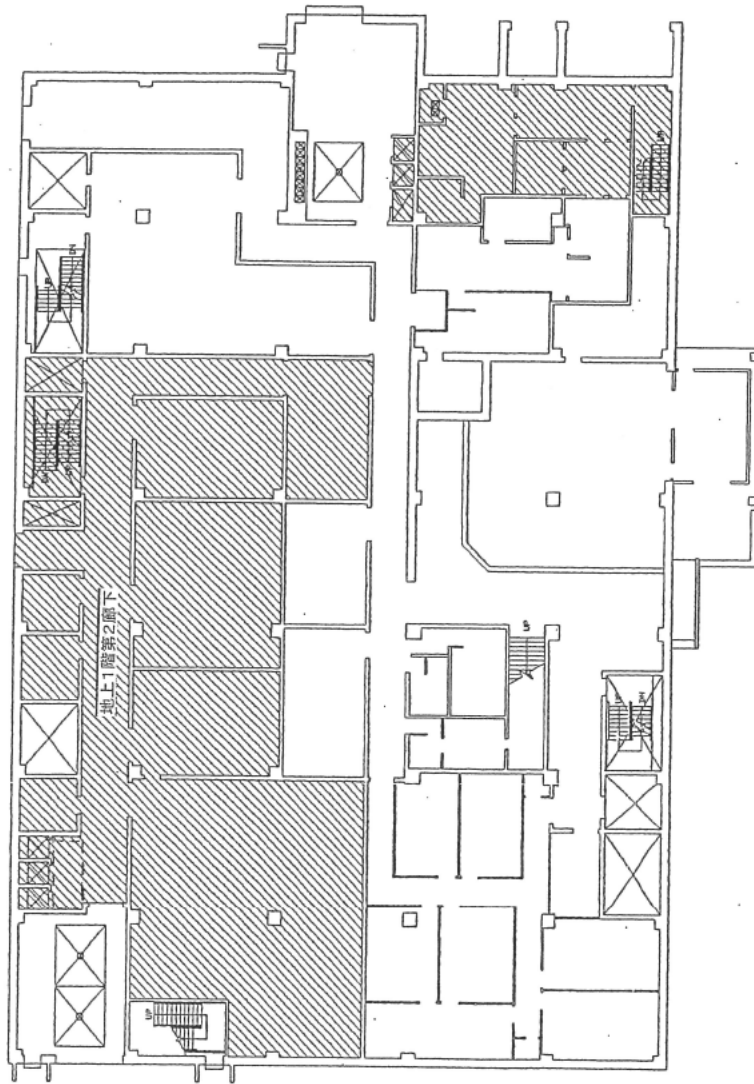
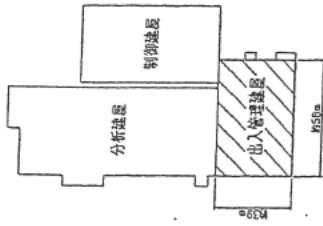
別図3 (99/106) 出入管理建屋 地下2階管理区域図 (第91条関係)



〔二〕 一時集積場所設定・解除予定エリア

管理区域	
汚染のおそれのない区域	: 通常人の立入りを禁止する区域 
それ以外の区域	: それ以外の区域 
それ以外の区域	: 通常人の立入りを禁止する区域 
それ以外の区域	: それ以外の区域 

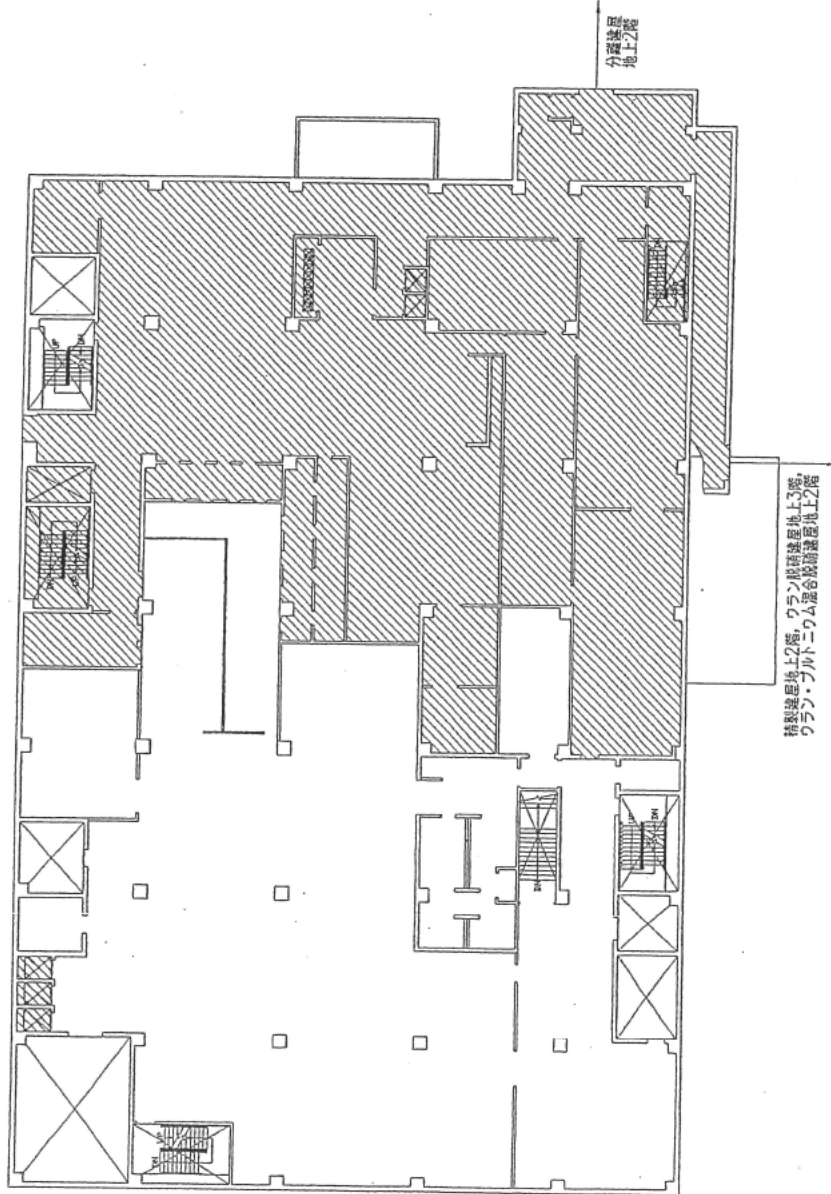
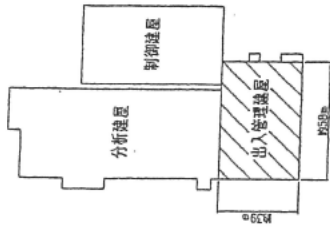
別図3 (100/106) 出入管理建屋 地下1階管理区域図 (第83条及び第91条関係)

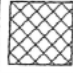
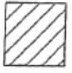
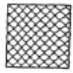



「二」一時集積場所設定・解除予定エリア

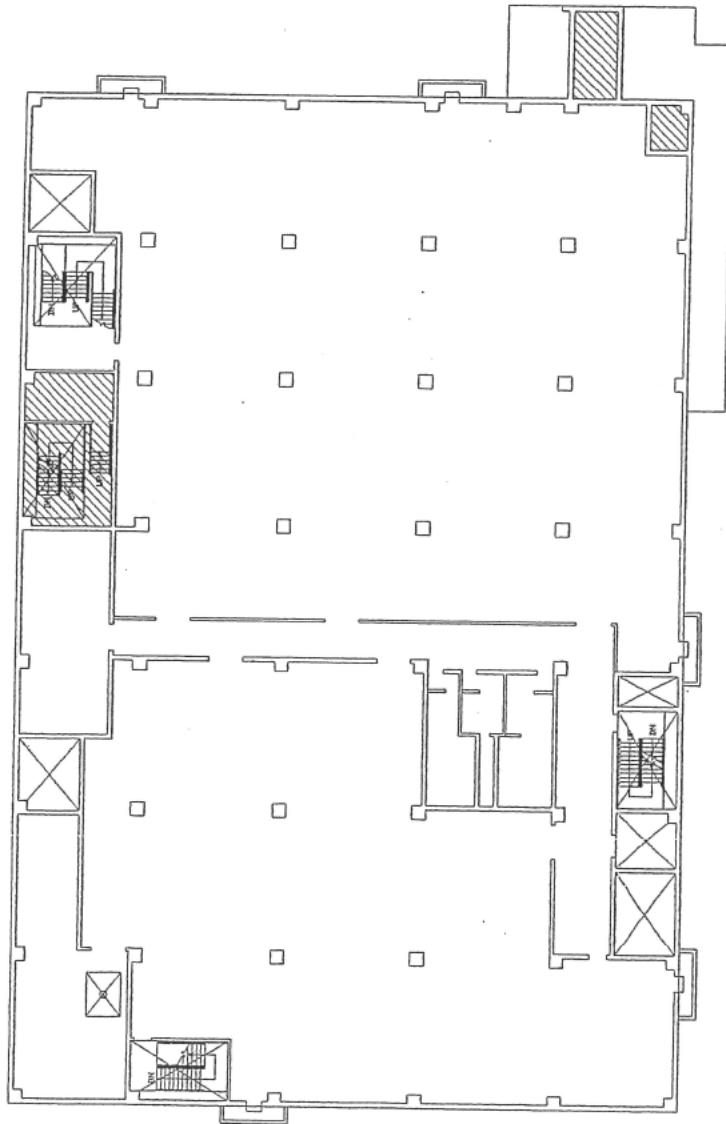
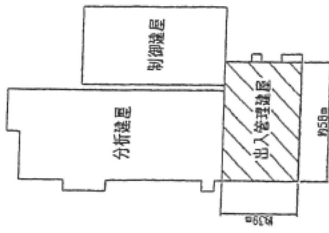
管理区域	
汚染のおそれのない区域	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> <div style="margin-left: 5px;"> : 通常人の立入りを禁止する区域 </div> </div>
それ以外の区域	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> <div style="margin-left: 5px;"> : それ以外の区域 </div> </div>
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> <div style="margin-left: 5px;"> : 通常人の立入りを禁止する区域 </div> </div>
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></div> <div style="margin-left: 5px;"> : それ以外の区域 </div> </div>



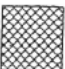

別図3 (101/106) 出入管理建屋 地上1階管理区域図 (第83条及び第91条関係)



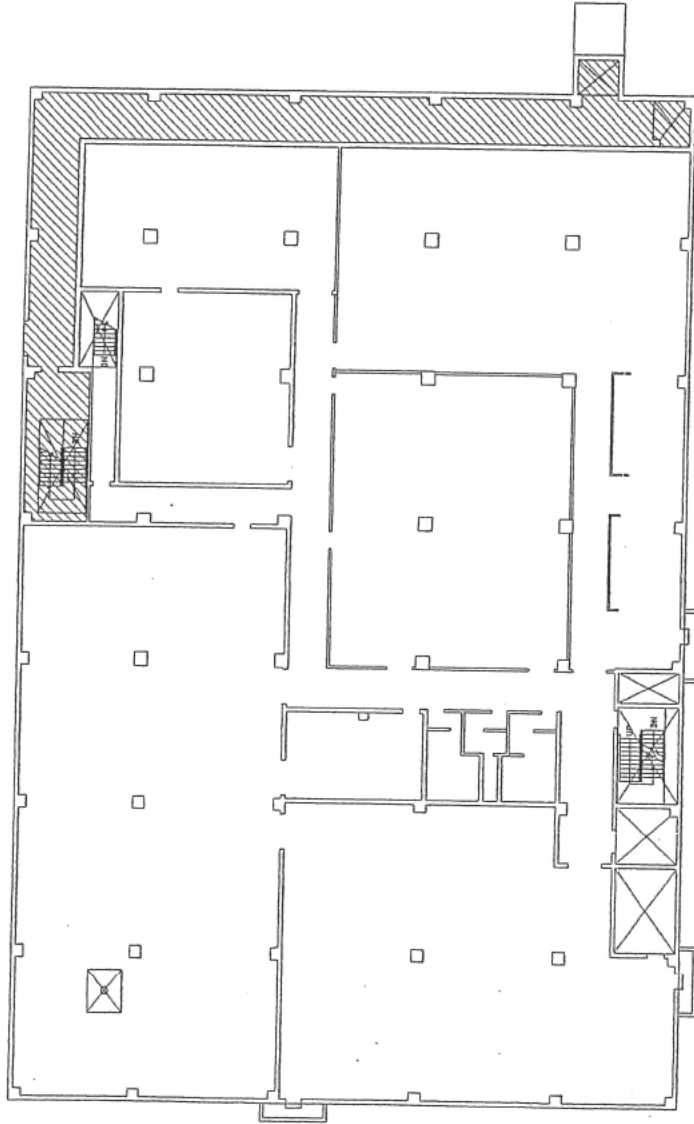
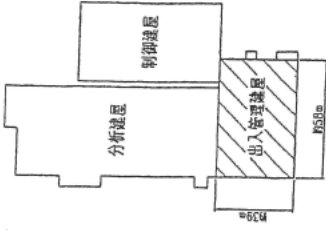
管理区域	
汚染のおそれのない区域	: 通常人の立ち入りを禁止する区域 
それ以外の区域	: それ以外の区域 
それ以外の区域	: 通常人の立ち入りを禁止する区域 
それ以外の区域	: それ以外の区域 

別図3 (102/106) 出入管理建屋 地上2階管理区域図 (第91条関係)



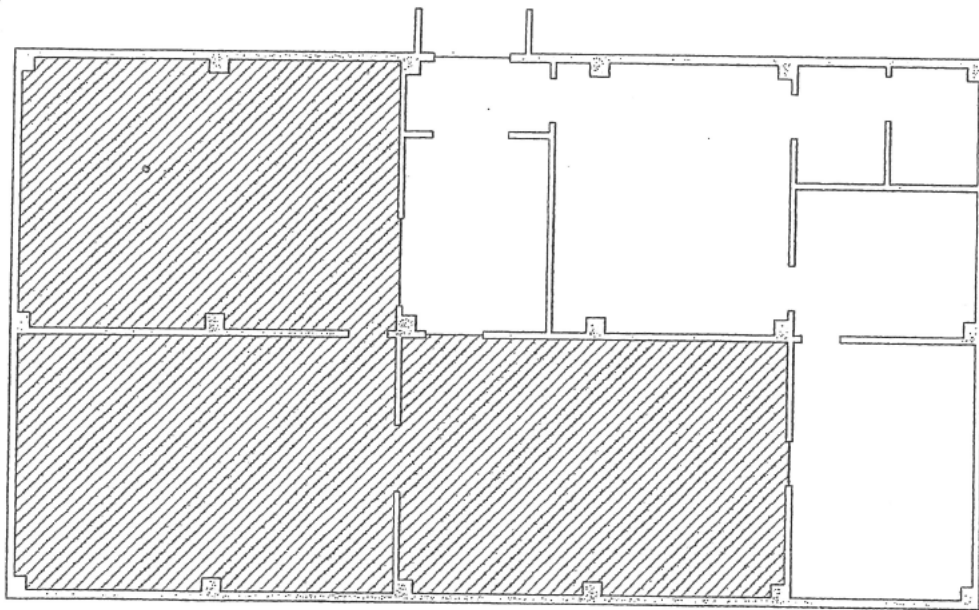
管理区域	
汚染のおそれのない区域	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  通常人の立ち入りを禁止する区域 </div> <div style="text-align: center;">  それ以外の区域 </div> </div>
それ以外の区域	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  通常人の立ち入りを禁止する区域 </div> <div style="text-align: center;">  それ以外の区域 </div> </div>


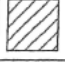


別図3 (103/106) 出入管理建屋 地上3階管理区域図 (第91条関係)



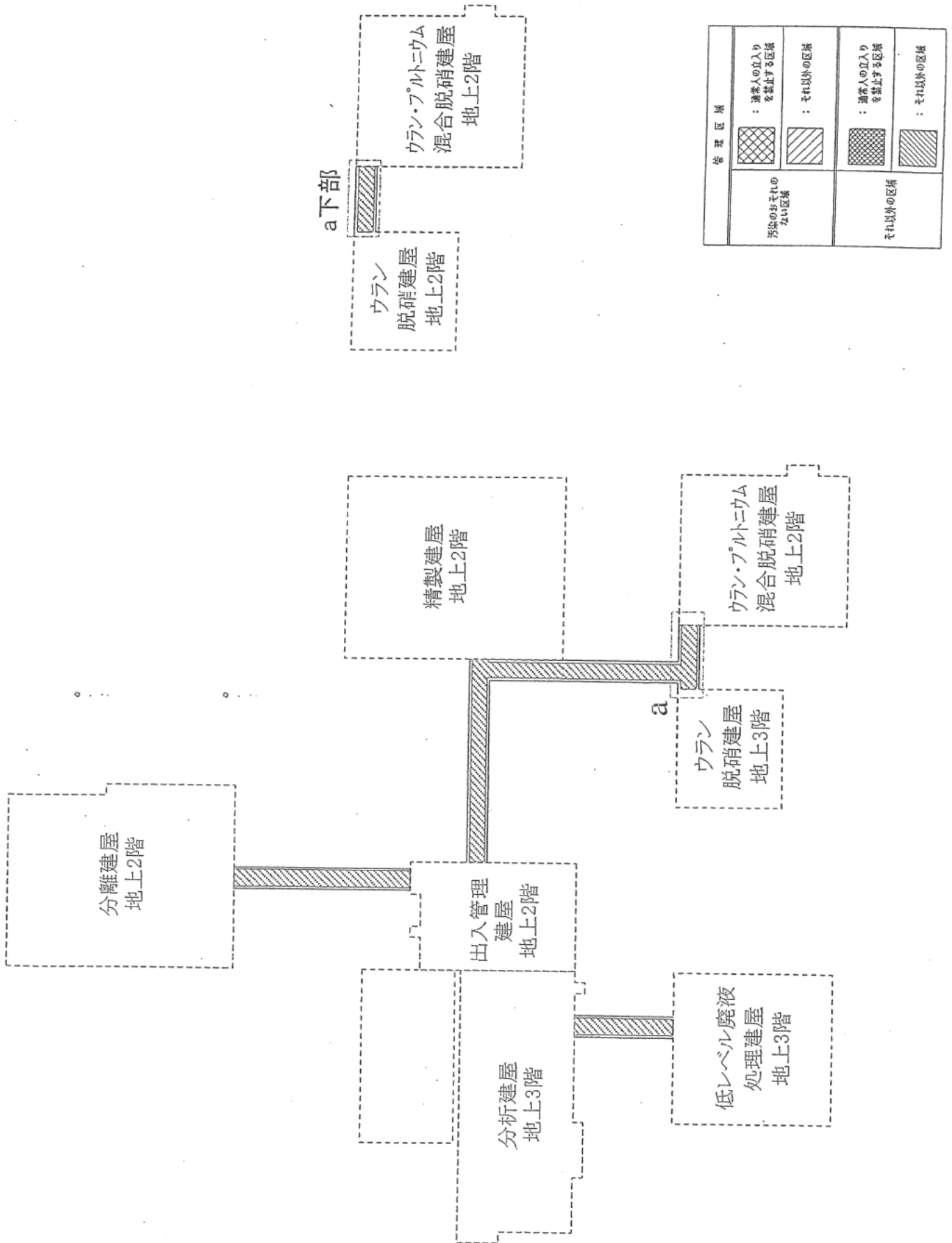
管理区域	
汚染のおそれのない区域	通常人の立入りを禁止する区域 (Cross-hatched pattern)
それ以外の区域	それ以外の区域 (Diagonal hatched pattern)
それ以外の区域	通常人の立入りを禁止する区域 (Cross-hatched pattern)
それ以外の区域	それ以外の区域 (Diagonal hatched pattern)

別図3 (104/106) 出入管理建屋 地上4階管理区域図 (第91条関係)

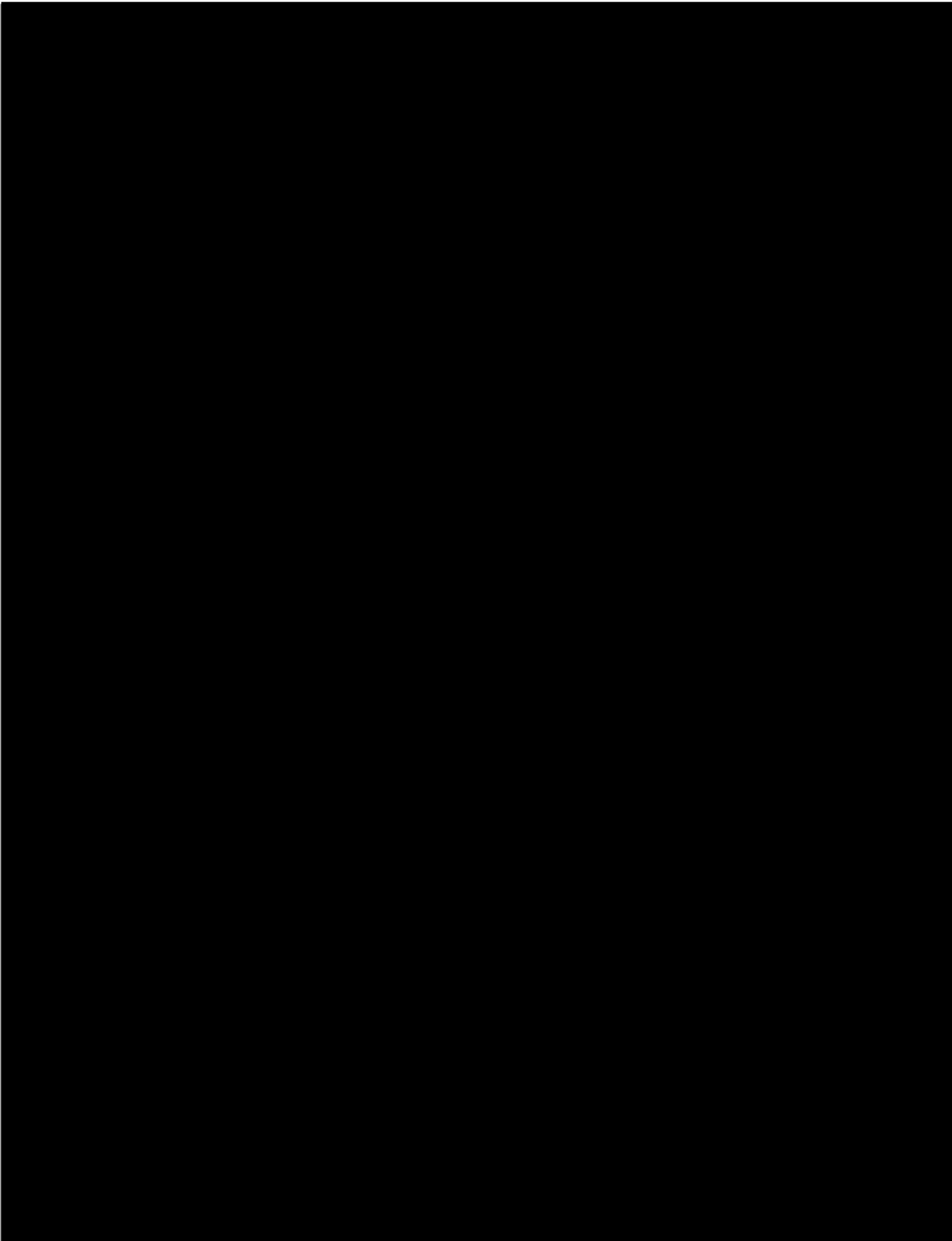


管理区域	
汚染のおそれのない区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域
	 : それ以外の区域
それ以外の区域	 : 通常人の立入りを禁止する区域
	 : それ以外の区域

別図3 (105/106) 主排気筒管理建屋 地上1階管理区域図 (第91条関係)

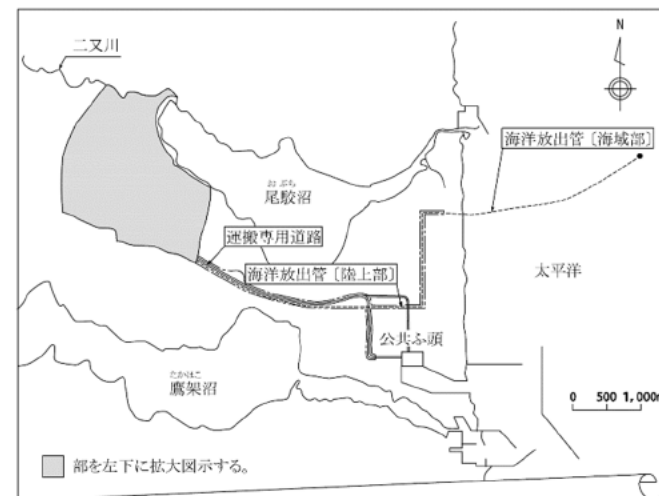


別図3 (106/106) 渡り廊下 管理区域図 (第91条関係)



保全区域
(ただし、管理区域を除く区域)

別図 4 保全区域図 (第96条関係)



① 使用済燃料輸送容器管理建屋	⑩ 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋
② 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	⑪ 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋
③ 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	⑫ 分析建屋
④ 前処理建屋	⑬ 出入管理建屋
⑤ 分離建屋	⑭ 制御建屋
⑥ 精製建屋	⑮ 主排気筒
⑦ ウラン脱硝建屋	⑯ 主排気筒管理建屋
⑧ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	⑰ 北換気筒
⑨ ウラン酸化物貯蔵建屋	⑱ 北換気筒管理建屋
⑩ ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	⑲ ユーティリティ建屋
⑪ 高レベル廃液ガラス固化建屋	⑳ 使用済燃料受入れ・貯蔵施設用冷却水設備
⑫ 第1ガラス固化体貯蔵建屋	㉑ 非常用電源建屋
⑬ 低レベル廃液処理建屋	㉒ 開閉所
⑭ 低レベル廃棄物処理建屋及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒	㉓ ボイラ建屋
⑮ チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	㉔ 環境管理センター
⑯ ハル・エンドベース貯蔵建屋	㉕ 事務建屋
⑰ 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋	㉖ 保健管理建屋

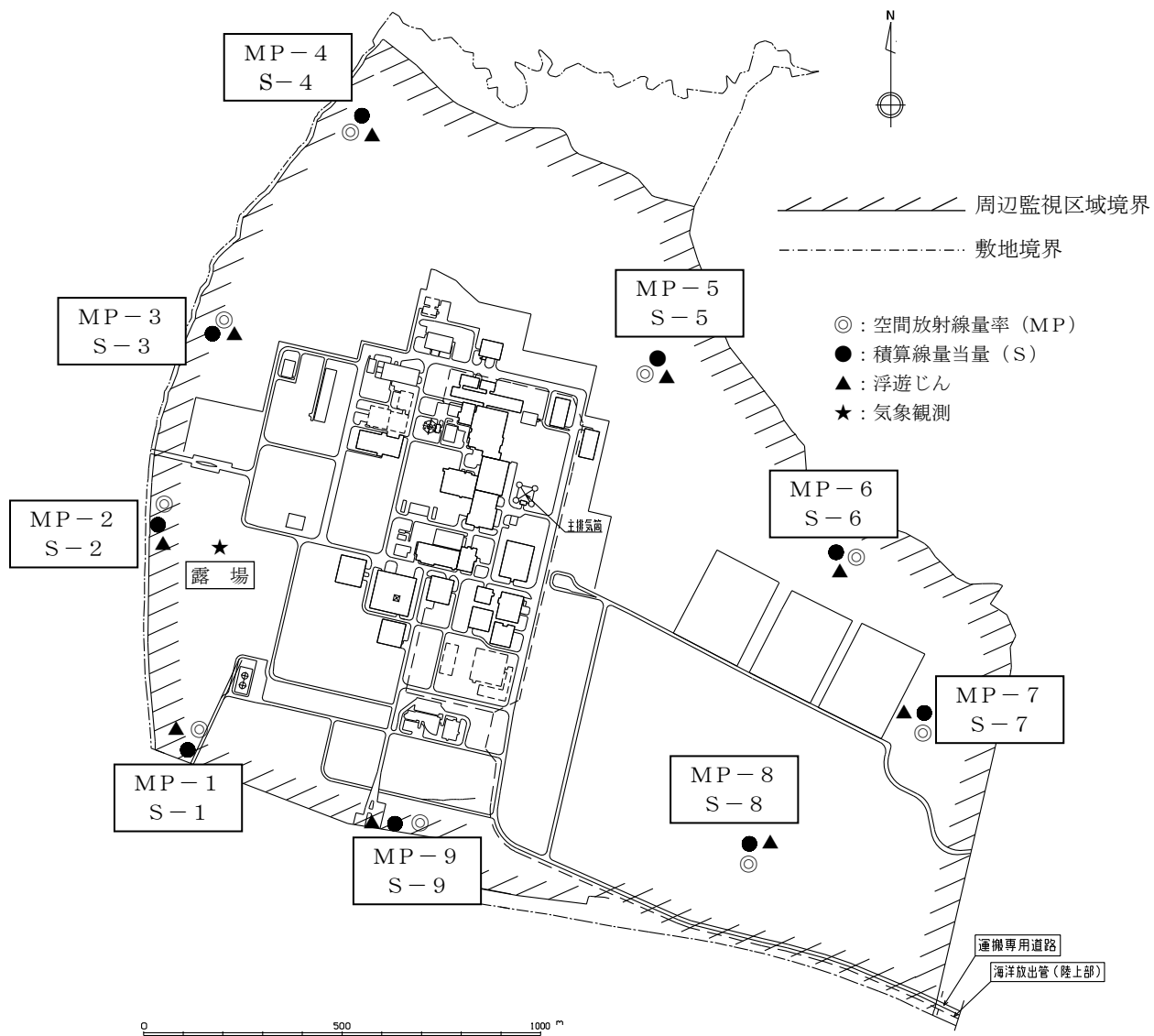
////// 周辺監視区域境界

----- 敷地境界

運搬専用道路

海洋放出管〔陸上部〕

別図5 周辺監視区域図（第97条関係）

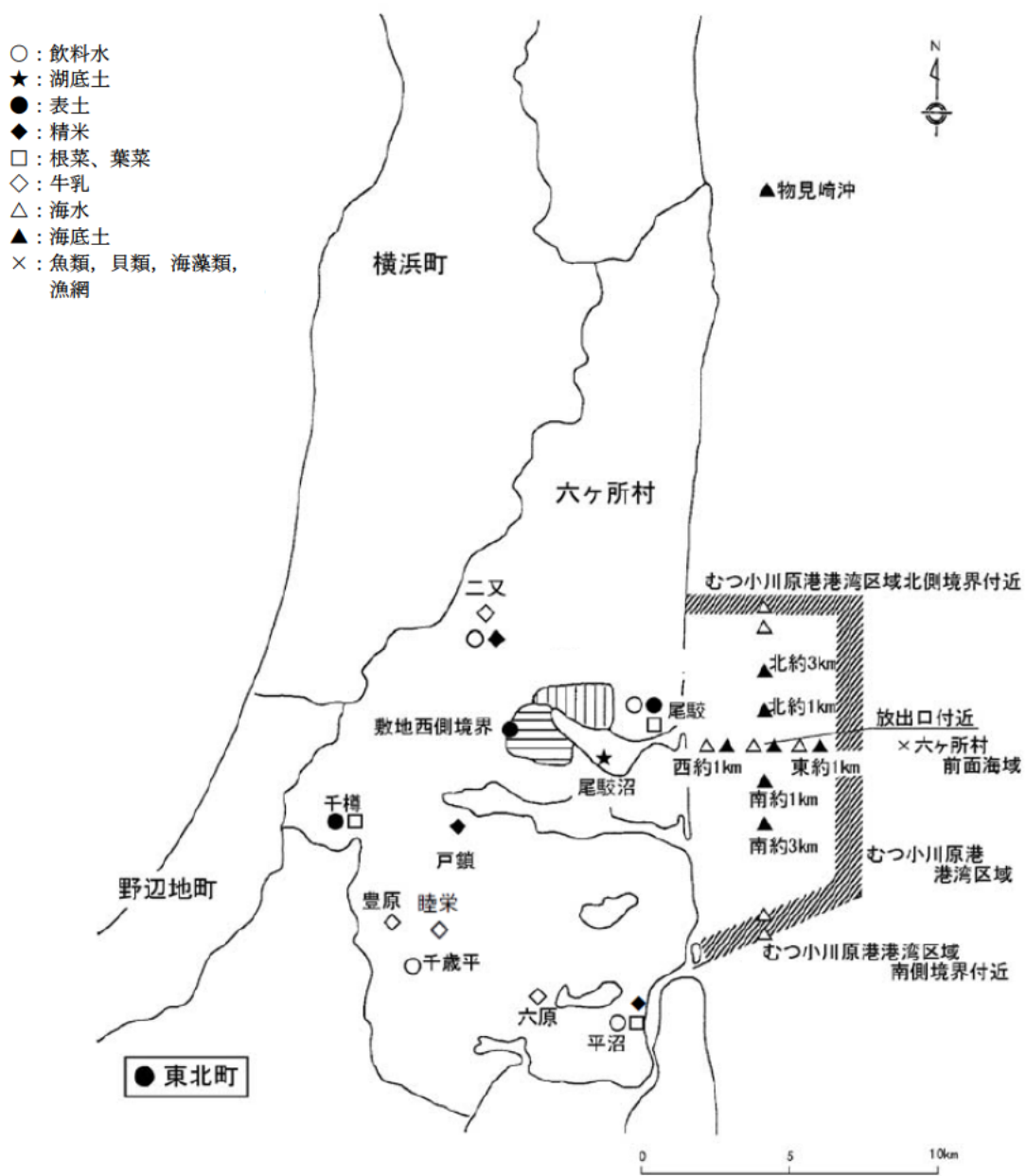


別図6 (1 / 3) 周辺監視区域等における線量当量等の測定地点
(第103条関係)

- : 空間放射線量率
- : 浮遊じん
- : ヨウ素
- : 気体状β放射能濃度
- : 大気中湿分
- : 積算線量当量



別図6 (2 / 3) 周辺監視区域等における線量当量等の測定地点
(第103条関係)



別図6 (3/3) 周辺監視区域等における線量当量等の測定地点
(第103条関係)

別表1 管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長（第17条関係）

施設	管理担当課長	保守担当課長 ^{※1}		
		機械設備 ^{※2※3}	計装設備 ^{※2}	電気設備 ^{※2※4}
1. 建物等				
(1) 3. に掲げる建物等で1. (2)以外のもの	建築保全課長		建築保全課長	
(2) 3. (23)①～⑦に掲げる建物等	土木保全課長		土木保全課長	
(3) 主排気筒及びこれに接続する3. の建物等の外のダクト（付属する設備を含む。）	安全ユーティリティ課長	共用機械課長	計装第二課長	電気保全課長
(4) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒、使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒及びこれらに接続する3. の建物等の外のダクト（付属する設備を含む。）	安全ユーティリティ課長	共用機械課長	計装第二課長	電気保全課長
(5) 低レベル廃棄物処理建屋換気筒、ハル・エンドピース及び第1 ガラス固化体貯蔵建屋換気筒並びにこれらに接続する3. の建物等の外のダクト（付属する設備を含む。）	安全ユーティリティ課長	共用機械課長	計装第二課長	電気保全課長
(6) 3. の建物等の外の海洋放出管（付属する設備を含む。）のうち、第1 放出前貯槽から第2 放出前貯槽と海洋放出口の間の海洋放出管への接続点まで	精製課長	化学処理機械課長	計装第一課長	電気保全課長
(7) 3. の建物等の外の海洋放出管（付属する設備を含む。）のうち、上記(6)以外	燃料管理課長	前処理機械課長	計装第二課長	電気保全課長
2. 放射線管理施設	放射線施設課長		放射線施設課長	

施 設	管理担当課長	保守担当課長 ^{※1}		
		機械設備 ^{※2※3}	計装設備 ^{※2}	電気設備 ^{※2※4}
3. 以下の建物等に設置された設備等で、2. 及び4. (3)以外のもの				
(1) 使用済燃料輸送容器管理建屋	燃料管理課長	前処理機械課長	計装第二課長	電気保全課長
(2) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	燃料管理課長 ただし、バスケット取扱装置及びバスケット搬送機は前処理課長	前処理機械課長	計装第二課長 ただし、バスケット取扱装置及びバスケット搬送機に係る計装は計装第一課長	電気保全課長
(3) 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	燃料管理課長 ただし、分析に用いるフードは分析課長	前処理機械課長 ただし、分析に用いるフードは分析化学機械課長	計装第二課長	電気保全課長
(4) 前処理建屋	前処理課長 ただし、安全冷却水系（外部ループ）、安全圧縮空気系及び安全蒸気系は安全ユーティリティ課長	前処理機械課長 ただし、安全冷却水系（外部ループ）、安全圧縮空気系及び安全蒸気系は共用機械課長	計装第一課長 ただし、安全冷却水系（外部ループ）、安全圧縮空気系及び安全蒸気系は計装第二課長	電気保全課長
(5) 分離建屋	分離課長	化学処理機械課長	計装第一課長	電気保全課長
(6) 精製建屋	精製課長	化学処理機械課長	計装第一課長	電気保全課長
(7) ウラン脱硝建屋	脱硝課長	分析化学機械課長	計装第一課長	電気保全課長
(8) ウラン酸化物貯蔵建屋	脱硝課長	分析化学機械課長	計装第一課長	電気保全課長
(9) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	脱硝課長 ただし、分析に用いるグローブボックス等は分析課長	分析化学機械課長	計装第一課長	電気保全課長
(10) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	脱硝課長	分析化学機械課長	計装第一課長	電気保全課長

施 設	管理担当課長	保守担当課長 ^{※1}		
		機械設備 ^{※2※3}	計装設備 ^{※2}	電気設備 ^{※2※4}
(11) 高レベル廃液ガラス固化建屋	ガラス固化課長	ガラス固化機械課長	計装第二課長	電気保全課長
(12) 第1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟	ガラス固化課長	ガラス固化機械課長	計装第二課長	電気保全課長
(13) 低レベル廃液処理建屋	精製課長	化学処理機械課長	計装第一課長	電気保全課長
(14) 低レベル廃棄物処理建屋	廃棄物管理課長	機械技術課長	計装第二課長	電気保全課長
(15) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	廃棄物管理課長	機械技術課長	計装第二課長	電気保全課長
(16) ハル・エンドピース貯蔵建屋	前処理課長	前処理機械課長	計装第一課長	電気保全課長
(17) 第1 低レベル廃棄物貯蔵建屋	燃料管理課長	前処理機械課長	計装第二課長	電気保全課長
(18) 第2 低レベル廃棄物貯蔵建屋	廃棄物管理課長	機械技術課長	計装第二課長	電気保全課長
(19) 第4 低レベル廃棄物貯蔵建屋	燃料管理課長	前処理機械課長	計装第二課長	電気保全課長
(20) 非常用電源建屋（安全冷却水系（第2非常用ディーゼル発電機用）を含む。）	ユーティリティ施設課長	共用機械課長	計装第二課長	電気保全課長
(21) 分析建屋	分析管理課長 ただし、分析に用いるグローブボックス等は分析課長、洗濯廃液処理系は安全ユーティリティ課長	分析化学機械課長 ただし、洗濯廃液処理系は共用機械課長	計装第一課長 ただし、洗濯廃液処理系は計装第二課長	電気保全課長
(22) 制御建屋				
① 1. (3)、(5) 及び(6)、3. (4)～(16)、(18)、(20) 及び(21)並びに4. (3)の設備に係る計測制御系、監視制御盤及び安全系監視制御盤	当該設備の管理担当課長	—	計装第一課長 ^{※5} 計装第二課長 ^{※5}	—
② 上記以外の設備等	安全ユーティリティ課長	共用機械課長	計装第二課長	電気保全課長

施設	管理担当課長	保守担当課長 ^{※1}		
		機械設備 ^{※2※3}	計装設備 ^{※2}	電気設備 ^{※2※4}
(23) 洞道及び渡り廊下				
① 低レベル廃棄物処理建屋とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋間の洞道	廃棄物管理課長	機械技術課長	計装第二課長	電気保全課長
② 低レベル廃棄物処理建屋と第2低レベル廃棄物貯蔵建屋間の洞道				
③ ウラン脱硝建屋とウラン酸化物貯蔵建屋間の洞道	脱硝課長	分析化学機械課長	計装第一課長	電気保全課長
④ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋と安全冷却水系間の洞道	燃料管理課長	前処理機械課長	計装第二課長	電気保全課長
⑤ 前処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋間の洞道	安全ユーティリティ課長	共用機械課長	計装第二課長	電気保全課長
⑥ 高レベル廃液ガラス固化建屋と第1ガラス固化体貯蔵建屋棟間の洞道	ガラス固化課長	ガラス固化機械課長	計装第二課長	電気保全課長
⑦ 上記①～⑥以外の洞道で、核燃料物質等を内包するもの	安全ユーティリティ課長	共用機械課長	計装第二課長	電気保全課長
⑧ ウラン脱硝建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間の渡り廊下	脱硝課長	分析化学機械課長	計装第一課長	電気保全課長
⑨ 上記⑧以外の渡り廊下で管理区域とするもの	安全ユーティリティ課長	共用機械課長	計装第二課長	電気保全課長

施 設	管理担当課長	保修担当課長 ^{※1}		
		機械設備 ^{※2※3}	計装設備 ^{※2}	電気設備 ^{※2※4}
4. その他				
(1) 安全冷却水系（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設）	燃料管理課長	前処理機械課長	計装第二課長	電気保全課長
(2) 上記1.～4.の設備に供給する電気設備、圧縮空気設備、冷却水設備、給水処理設備及び蒸気供給設備であって、3.並びに4.(1)を除く設備	ユーティリティ施設課長 ただし、安全冷却水系（外部ループ）、安全圧縮空気系及び安全蒸気系は安全ユーティリティ課長	共用機械課長	計装第二課長	電気保全課長
(3) 分析試料採取装置及び分析試料移送装置	分析管理課長	分析化学機械課長	計装第一課長 ^{※6} 計装第二課長 ^{※6}	電気保全課長

※1：本欄に定める課長のほか、管理担当課長が所管する設備等の点検、工事等を行う場合は保修担当課長に該当する。

※2：1.(1)～(2)、2.を除く施設における担当業務を示す。

※3：本欄に定める課長のほか、機械技術課長は共通的な点検、機器の遠隔交換等の点検、工事等を行う。

※4：本欄に定める課長のほか、電気技術課長は簡易な外観等の点検を行う。

※5：1.(6)、3.(4)（安全冷却水系（外部ループ）、安全圧縮空気系及び安全蒸気系を除く。）、(5)～(10)、(13)、(16)、及び(21)（洗濯廃液処理系を除く。）並びに4.(3)の設備に係る計測制御系、監視制御盤、安全系監視制御盤（以下「計測制御系等」という。）：計装第一課長、計装第一課長が所管する設備を除く計測制御系等：計装第二課長

※6：3.(4)～(10)、(13)及び(21)の設備の分析試料採取装置及び分析試料移送装置に係る計測制御系：計装第一課長、計装第一課長が所管する設備を除く分析試料採取装置及び分析試料移送装置に係る計測制御系：計装第二課長

別表2 確保する人員（第24条関係）

統括当直長	操作員
1名	<p style="text-align: center;">29名以上^{*1}</p> <p>ただし、第58条に基づく措置を要しない場合は、当該措置に係る要員^{*2}を除いた人数とする。</p>

*1：統括当直長の指揮下にある操作員であり、本章第2節に定める保安上特に管理を必要とする設備（適用される状態としない場合は除く）の操作について、第24条に基づく確認及び第121条に基づく保安教育を受けた者を含める。

*2：除外する要員は、以下の各々の場合において各3名とする。

前処理建屋において溶解液及び不溶解残渣廃液を取り扱わない場合

分離建屋において抽出廃液、溶解液及び高レベル濃縮廃液を取り扱わない場合

精製建屋において6.3gPu/Lを超えるプルトニウム溶液を取り扱わない場合

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋において6.3gPu/Lを超えるプルトニウム溶液を取り扱わない場合

高レベル廃液ガラス固化建屋において高レベル濃縮廃液及び不溶解残渣廃液を取り扱わない場合

別表3 巡視点検を行う設備等（第25条関係）

実施責任者：放射線管理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く） 放射線安全課長
 上記以外の設備等 統括当直長

設備等	巡視点検項目
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* ¹ (2) 使用済燃料を収納した輸送容器の一時保管及び仮置き状況 (3) 使用済燃料の仮置き及び貯蔵の状況、プール水温度及びプール水位 (4) 燃料取出しピット、燃料仮置きピット、燃料移送水路、燃料貯蔵プール、燃料送出しピット、チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットの漏えいの有無* ² (5) 使用済燃料、使用済燃料を収納した輸送容器及び使用済燃料を収納したバスケットを取り扱う上記(1)以外の移送設備の状態
せん断処理施設及び溶解施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* ¹ (2) 上記(1)以外の使用済燃料又は核燃料物質を取り扱う設備の状態* ³ (3) 核燃料物質を取り扱うセルの状況 (4) 核燃料物質を含む溶液を内蔵する貯槽等からの漏えいの有無
分離施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* ¹ (2) 上記(1)以外の核燃料物質を取り扱う設備の状態* ³ (3) 核燃料物質を取り扱うセル、グローブボックスの状況 (4) 核燃料物質を含む溶液を内蔵する貯槽等からの漏えいの有無
精製施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* ¹ (2) 上記(1)以外の核燃料物質を取り扱う設備の状態* ³ (3) 核燃料物質を取り扱うセル、グローブボックスの状況 (4) 核燃料物質を含む溶液を内蔵する貯槽等からの漏えいの有無
脱硝施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* ¹ (2) 上記(1)以外の核燃料物質を取り扱う設備の状態* ³ (3) 核燃料物質を取り扱うセル、グローブボックス、部屋の状況 (4) 核燃料物質を含む溶液を内蔵する貯槽等からの漏えいの有無
酸及び溶媒の回収施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* ¹ (2) 上記(1)以外の核燃料物質を含む溶液を取り扱う設備の状態* ³ (3) 核燃料物質を含む溶液を内蔵する貯槽等からの漏えいの有無* ⁴
製品貯蔵施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* ¹ (2) ウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物を内蔵した移送物を取り扱う移送設備の状態 (3) ウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物の貯蔵の状況 (4) 核燃料物質の保管状況
計測制御系統施設	(1) 監視制御盤、安全系監視制御盤の状態及び計測制御設備の指示値の異常の有無 (2) 制御室換気設備の状態
放射線管理施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* ¹ (2) 放射線監視盤及び環境監視盤の状態及び指示値の異常の有無 (3) 臨界警報装置の状態
気体廃棄物の廃棄施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* ¹ (2) 上記(1)以外の設備の状態（負圧の状態、排気側の高性能粒子フィルタの前後の差圧を含む）* ³ (3) 核燃料物質を含む溶液を内蔵する貯槽等からの漏えいの有無

設備等	巡視点検項目
液体廃棄物の廃棄施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* ¹ (2) 上記(1)以外の設備の状態* ^{3, 5} (3) 核燃料物質を取り扱うセルの状況 (4) 核燃料物質等を含む溶液を内蔵する貯槽等からの漏えいの有無* ⁴
固体廃棄物の廃棄施設	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* ¹ (2) 上記(1)以外の設備の状態* ³ (3) 固体廃棄物を処理するセル、部屋の状況 (4) ハル・エンドピース貯蔵系の貯蔵プール、チャンネルボックス・バーナブルポイズン切断ピットの状況 (5) 固体廃棄物の保管廃棄の状況 (6) 冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトにおける冷却空気温度 (7) 核燃料物質等を含む溶液を内蔵する貯槽等からの漏えいの有無* ⁴ (8) 核燃料物質の保管状況
電気設備	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* ¹ (2) 上記(1)以外の設備の状態（電流、電圧及び周波数の指示値の異常の有無を含む）
冷却水設備	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* ¹ (2) 一般冷却水系の状況
圧縮空気設備	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* ¹ (2) 上記(1)以外の設備の状況
給水処理設備	(1) 設備の状況
蒸気供給設備	(1) 第3章第2節に定める設備の状態* ¹ (2) 一般蒸気系の状況
分析設備	(1) 分析作業を行うセル、グローブボックス等の状況 (2) 核燃料物質等を含む溶液を内蔵する貯槽等からの漏えいの有無
建 物* ⁶	(1) 建物の外観

* 1：別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」に係る判断のため、設備の運転状態、計器の指示等を確認する。ただし、同表に定める「適用される状態」に該当しない場合は除く。

* 2：漏えい検知装置において目視により水の滴下の有無を確認する。

なお、滴下を確認した場合は、放射性物質濃度の分析等によりプール又はピットの漏えいか否かを判断する。その結果、漏えいを確認した場合は、漏えいの状況の推移を1直1回確認する。

* 3：放射線分解により発生する水素が可燃限界濃度に達するおそれのある塔槽類においては、可燃限界濃度未満とするために必要な空気等が供給されていることを確認する。その結果、これを満足していないと判断した場合は、可燃限界濃度に達することを防止するために必要な措置を講じる。

* 4：ライニング槽において漏えいを確認した場合は、漏えいの状況の推移を1直1回確認する。

* 5：高レベル廃液濃縮缶下部溶液温度計保護管においては、保護管内の圧力が高レベル廃液濃縮缶内よりも高い状態であることを確認するとともに、保護管に供給される圧縮空気の流量を確認する。

* 6：使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン酸化物貯蔵建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、第1ガラス固化体貯蔵建屋、低レベル廃液処理建屋、低レベル廃棄物処理建屋、ハル・エンドピース貯蔵建屋、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋、第4低レベル廃棄物貯蔵建屋、制御建屋、分析建屋、非常用電源建屋

別表4 臨界の防止に係る確認等（第26条関係）

施設	確認すべき事項	核的制限値
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	第66条第2号及び第68条第2項第1号に基づく燃料取出し装置による使用済燃料の取扱い	1台当たり使用済燃料1体ずつ取り扱う。
	第66条第4号に基づく使用済燃料の燃焼度計測前燃料仮置きラックへの仮置き*1	使用済燃料最高濃縮度 5wt%以下
	第68条第1項第1号に基づく使用済燃料の燃焼度計測後燃料仮置きラックへの仮置き及び同第1項第2号に基づく燃料収納缶への収納*1	燃料収納缶に収納する場合 使用済燃料平均濃縮度 3.5wt%以下 上記以外の場合 使用済燃料平均濃縮度 2.0wt%以下
	第68条第2項第3号及び第71条第1項第2号に基づく使用済燃料のバスケットへの積載*1	使用済燃料平均濃縮度 3.5wt%以下
	第69条第1項第1号及び第71条第1項第1号に基づく燃料取扱装置による使用済燃料の取扱い	1台当たり使用済燃料1体ずつ取り扱う。
	第69条第1項第2号に基づく高残留濃縮度燃料貯蔵ラックへの収納*1	使用済燃料平均濃縮度 3.5wt%以下
	第69条第1項第3号に基づく低残留濃縮度燃料貯蔵ラックへの収納*1	使用済燃料平均濃縮度 2.0wt%以下
	第70条に基づくチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットにおける使用済燃料の取扱い	燃料取扱装置により使用済燃料1体ずつ取り扱う。
せん断処理施設及び溶解施設	第41条第3項第1号に基づくせん断機による使用済燃料の取扱い	1系列当たり使用済燃料1体ずつ取り扱う。
	第41条第3項第2号に基づく使用済燃料の確認及びせん断・溶解の実施	—
	第41条第3項第5号に基づく硝酸調整槽におけるガドリニウム濃度の確認*2	溶解槽において0.7gGd/L以上
	第42条第2項に基づく硝酸のリサイクル槽への排出	—
	第42条第3項に基づくウラン濃度、プルトニウム濃度、ウランの濃縮度及びプルトニウム-240重量比の確認*2	ウラン濃度 300gU/L以下 プルトニウム濃度 3.5gPu/L以下 同位体組成 U-235濃縮度 1.6wt%以下 Pu-240重量比 17wt%以上
第43条に基づくプルトニウム濃度の確認*2	—	
分離施設	第50条第1項に基づくプルトニウム濃度の確認*2	第3一時貯留処理槽、第4一時貯留処理槽及び第9一時貯留処理槽 6.3gPu/L以下
精製施設	第50条第1項に基づくプルトニウム濃度の確認*2	第7一時貯留処理槽 6.3gPu/L以下
	第58条第2項に基づく移送時のプルトニウム濃度の確認*2	—

施設	確認すべき事項	核的制限値
脱硝施設	第 53 条第 1 号に基づく規格外製品受槽から規格外製品容器への充てん	—
	第 53 条第 3 号に基づく規格外製品容器の取扱い	UO ₃ 粉末の充てん基数は一時に 1 基
	第 54 条第 1 号に基づく混合槽におけるウラン濃度に対するプルトニウム濃度比及びプルトニウム濃度の確認* ²	ウラン濃度に対するプルトニウム濃度比 1.5 以下 プルトニウム濃度 185gPu/L 以下
	第 54 条第 7 号に基づく凝縮廃液貯槽への移送時のプルトニウム濃度の確認* ²	6.3gPu/L 以下
	第 54 条第 8 号に基づく粉末調整グローブボックス内のプルトニウム量の確認	■ kgPu 以下
分析施設	第 55 条第 2 項に基づくプルトニウム濃度の確認* ²	回収槽 6.3gPu/L 以下
	第 55 条第 3 項に基づく抽出操作ボックス内及び濃縮操作ボックス内のプルトニウム量の確認* ²	359gPu 以下

* 1 を付した事項に係る第 66 条第 3 号及び第 67 条に基づく確認も対象とする。

* 2 を付した事項においては、分析による確認が含まれる。

別表 5 臨界警報装置（第 26 条関係）

建屋	監視対象区域
前処理建屋	溶解槽セル及びその周辺
分離建屋	プルトニウム洗浄器セル及びその周辺
精製建屋	精製建屋一時貯留処理槽第 2 セル及びその周辺 ウラン逆抽出器セル及びその周辺
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	脱硝室 焙焼還元室 粉末充てん室

別表 6 使用済燃料集合体の最大年間受入れ量及び最大年間再処理量（第 29 条関係）

受け入れる使用済燃料集合体の種類：BWR 使用済燃料集合体*¹及びPWR 使用済燃料集合体*²

最大年間受入れ量	1,000 t・U _{Pr} * ³
最大年間再処理量	800 t・U _{Pr} * ³

* 1：発電用の軽水減速、軽水冷却、沸騰水型原子炉（以下「BWR」という）の使用済ウラン燃料

* 2：発電用の軽水減速、軽水冷却、加圧水型原子炉（以下「PWR」という）の使用済ウラン燃料

* 3：t・U_{Pr}は、照射前金属ウラン質量換算であり、以下「t・U_{Pr}」という。

別表7 核燃料物質の最大貯蔵量（第29条、第63条関係）

貯蔵設備	貯蔵対象	最大貯蔵量
燃料貯蔵プール	BWR使用済燃料集合体 うち、使用済燃料集合体平均濃縮度が2.0wt%を超えるもの	1,500t・U _{Pr} * 11.8t・U _{Pr} *
	PWR使用済燃料集合体 うち、使用済燃料集合体平均濃縮度が2.0wt%を超えるもの	1,500t・U _{Pr} * 27.6t・U _{Pr} *
ウラン酸化物貯蔵設備	ウラン酸化物	4,000t・U
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	ウラン・プルトニウム混合酸化物	60t・(U+Pu)

*：使用済燃料集合体の最大貯蔵体数については、所定の燃料貯蔵ラックに収納できる体数とする。

別表7の2 初期消火活動に係る設備等（第29条の2の2関係）

設備等	数量	担当課長
衛星電話* ¹	1回線* ²	防災施設課長
化学消防自動車* ³	1台* ⁴	
泡消火薬剤	1,500リットル以上	

*¹：制御建屋中央制御室内に設置。

*²：点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修理後は遅滞なく復旧させる。

*³：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有する。

*⁴：点検又は故障の場合は、*³に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。

別表 7 の 3 安全上重要な施設等及びその安全機能（第 30 条の 3 関係）

1. 安全上重要な施設及びその安全機能

分類及び安全機能	安全上重要な施設
<p>(i) プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器</p> <p>PS/放射性物質の閉じ込め機能（放射性物質の保持機能） 及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能（放射性物質の保持機能）</p>	<p>溶解施設 溶解設備 溶解槽 第1よう素追出し槽 第2よう素追出し槽 中間ポット 清澄・計量設備 中継槽 清澄機 リサイクル槽 計量前中間貯槽 計量・調整槽 計量補助槽 計量後中間貯槽</p> <p>分離施設 分離設備 溶解液中間貯槽 溶解液供給槽 抽出塔 第1洗浄塔 第2洗浄塔 分配設備 プルトニウム分配塔 ウラン洗浄塔 プルトニウム溶液 TBP洗浄器 プルトニウム溶液受槽 プルトニウム溶液中間貯槽 分離建屋一時貯留処理設備 第1一時貯留処理槽 第2一時貯留処理槽 第3一時貯留処理槽 第7一時貯留処理槽 第8一時貯留処理槽</p> <p>精製施設 プルトニウム精製設備 プルトニウム溶液供給槽 第1酸化塔 第1脱ガス塔 抽出塔 核分裂生成物洗浄塔 逆抽出塔 ウラン洗浄塔 補助油水分離槽 TBP洗浄器 第2酸化塔 第2脱ガス塔 プルトニウム溶液受槽 油水分離槽</p> <p>プルトニウム精製設備（つづき） プルトニウム濃縮缶供給槽 プルトニウム濃縮缶 プルトニウム溶液一時貯槽 プルトニウム濃縮液受槽 プルトニウム濃縮液計量槽 プルトニウム濃縮液中間貯槽 プルトニウム濃縮液一時貯槽 リサイクル槽 希釈槽 精製建屋一時貯留処理設備 第1一時貯留処理槽 第2一時貯留処理槽 第3一時貯留処理槽 第7一時貯留処理槽</p> <p>脱硝施設 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 硝酸プルトニウム貯槽 混合槽 一時貯槽 定量ポット 中間ポット 脱硝装置 焙焼炉 還元炉 固気分離器 粉末ホッパ 粉砕機 保管容器 混合機 粉末充てん機</p> <p>製品貯蔵施設 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 粉末缶 混合酸化物貯蔵容器</p> <p>プルトニウムを含む溶液又は粉末の主要な流れを構成する配管</p>

分類及び安全機能	安全上重要な施設
<p>(2) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器</p> <p>PS/放射性物質の閉じ込め機能(放射性物質の保持機能)</p> <p>及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能(放射性物質の保持機能)</p>	<p>溶解施設 清澄・計量設備 清澄機 不溶解残渣回収槽</p> <p>分離施設 分離設備 抽出塔 TBP洗浄塔 抽出廃液受槽 抽出廃液中間貯槽 抽出廃液供給槽 分離建屋一時貯留処理設備 第1一時貯留処理槽 第3一時貯留処理槽 第4一時貯留処理槽 第6一時貯留処理槽 第7一時貯留処理槽</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設 高レベル廃液処理設備 高レベル廃液濃縮設備 高レベル廃液供給槽 高レベル廃液濃縮缶</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設(つづき) 高レベル廃液貯蔵設備 高レベル濃縮廃液貯槽 不溶解残渣廃液貯槽 高レベル廃液共用貯槽 高レベル濃縮廃液一時貯槽 不溶解残渣廃液一時貯槽</p> <p>固体廃棄物の廃棄施設 高レベル廃液ガラス固化設備 高レベル廃液混合槽 供給液槽 供給槽 ガラス溶融炉</p> <p>高レベル廃液の主要な流れを構成する配管</p>
<p>(3) 上記(1)及び(2)の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統</p> <p>PS/放射性物質の閉じ込め機能(放出経路の維持機能)</p> <p>及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能(放出経路の維持機能)</p> <p>PS/放射性物質の閉じ込め機能(放射性物質の捕集・浄化機能)</p> <p>及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能(放射性物質の捕集・浄化機能)</p> <p>PS/放射性物質の閉じ込め機能(排気機能)</p> <p>及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能(排気機能)</p>	<p>気体廃棄物の廃棄施設 せん断処理・溶解廃ガス処理設備 別表11に定める塔槽類廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設 高レベル廃液処理設備 高レベル廃液濃縮設備 高レベル廃液濃縮缶凝縮器 減衰器</p> <p>脱硝施設 安全上重要な施設の固気分離器からウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のグローブボックス・セル排気系統への接続部までの系統</p> <p>脱硝施設 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 高性能粒子フィルタ(空気輸送)</p> <p>上記の気体廃棄物の廃棄施設の高性能粒子フィルタ(別表10, 11, 12の「設備に求められる状態」において定めるもの。)</p> <p>せん断処理・溶解廃ガス処理設備のよう素フィルタ 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の廃ガス洗浄器、吸収塔及びプルトニウム吸着塔</p> <p>上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機</p>

分類及び安全機能	安全上重要な施設
<p>(4) 上記(1)及び(2)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等</p> <p>PS/放射性物質の閉じ込め機能(放出経路の維持機能)体系の維持機能(遮蔽機能)*</p> <p>及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能(放出経路の維持機能)体系の維持機能(遮蔽機能)</p> <p>*上記(1)及び(2)のうち核分裂生成物の閉じ込めの観点から不可欠な機能を有する系統及び機器を収納するセルのみ</p>	<p>上記(1)及び(2)の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス並びにせん断セル</p> <p>プルトニウム精製設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備の安全上重要な施設の配管を収納する二重配管の外管</p> <p>下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、上記(1)及び(2)の配管を収納する配管収納容器</p> <p>分離建屋と精製建屋を接続する洞道 精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道 分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道</p>
<p>(5) 上記(4)の換気系統</p> <p>PS/放射性物質の閉じ込め機能(放出経路の維持機能)及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能(放出経路の維持機能)</p> <p>PS/放射性物質の閉じ込め機能(放射性物質の捕集・浄化機能)及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能(放射性物質の捕集・浄化機能)</p> <p>PS/放射性物質の閉じ込め機能(排気機能)及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能(排気機能)</p>	<p>気体廃棄物の廃棄施設の換気設備 前処理建屋換気設備 セル排気系 溶解槽セル排気系 分離建屋換気設備 グローブボックス・セル排気系 精製建屋換気設備 グローブボックス・セル排気系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備 グローブボックス・セル排気系 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 セル排気系 固化セル圧力放出系 固化セル換気系</p> <p>上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ(別表13の「設備に求められる状態」において定めるもの。)</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 固化セル換気系の洗浄塔及びルテニウム吸着塔</p> <p>上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機</p>

分類及び安全機能	安全上重要な施設
<p>(6) 上記(4)のセル等を収納する構築物及びその換気系統</p> <p>MS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路の維持機能)</p> <p>MS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放射性物質の捕集・浄化機能)</p> <p>MS/放射性物質の過度の放出防止機能 (排気機能)</p> <p>PS/体系の維持機能(遮蔽機能)* 及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能 (放出経路の維持機能)</p> <p>*上記(1)及び(2)のうち核分裂生成物の閉じ込めの観点から不可欠な機能を有する系統及び機器を収納する洞道のみ</p>	<p>前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設の換気設備 前処理建屋換気設備 建屋排気系 分離建屋換気設備 建屋排気系 精製建屋換気設備 建屋排気系 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備 建屋排気系 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 建屋排気系</p> <p>上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ(別表13の「設備に求められる状態」において定めるもの。)</p> <p>上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機</p> <p>下記の洞道のうち、上記(1)及び(2)の配管を収納する洞道 分離建屋と精製建屋を接続する洞道 精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道 分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道</p>
<p>(7) ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器の換気系統</p> <p>PS/放射性物質の閉じ込め機能 及びMS/放射性物質の過度の放出防止機能</p>	<p>本事項について安全上重要な施設に該当する施設はない。</p>

分類及び安全機能	安全上重要な施設
<p>⑧ 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源</p> <p>PS及びMS／安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能</p>	<p>その他再処理設備の附属施設</p> <p>電気設備</p> <p>非常用所内電源系統</p> <p>蒸気供給設備</p> <p>安全蒸気系</p> <p>圧縮空気設備</p> <p>安全圧縮空気系（かくはん等のために圧縮空気を供給する系統は除く。）</p>
<p>⑨ 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器</p> <p>PS／体系の維持機能（核的制限値（寸法）の維持機能）</p> <p>PS／安全に係るプロセス量等の維持機能（火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能）</p> <p>MS／安全に係るプロセス量等の維持機能（熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能）</p>	<p>① 核的制限値</p> <p>形状寸法管理の機器</p> <p>各施設の臨界安全管理表に寸法が記載されている機器</p> <p>核的制限値を維持する計測制御設備及び動作機器</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に係る計測制御設備</p> <p>燃焼度計測装置</p> <p>せん断処理施設及び溶解施設に係る計測制御設備及び動作機器</p> <p>燃料せん断長位置異常によりせん断を停止するインターロック</p> <p>エンドピースせん断位置異常によりせん断を停止するインターロック</p> <p>溶解槽溶解液密度高によりせん断を停止するインターロック</p> <p>第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽の溶解液密度高警報</p> <p>エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によりせん断を停止するインターロック</p> <p>分離施設に係る計測制御設備及び動作機器</p> <p>プルトニウム洗浄器アルファ線検出器計数率高警報</p> <p>精製施設に係る計測制御設備</p> <p>プルトニウム洗浄器アルファ線検出器計数率高警報</p> <p>脱硝施設に係る計測制御設備</p> <p>粉末缶の重量確認により粉末缶払出装置の起動条件信号を発するインターロック</p>
<p>⑩ 使用済燃料を貯蔵するための施設</p> <p>PS／安全に係るプロセス量等の維持機能（崩壊熱除去機能）</p> <p>体系の維持機能（遮蔽機能）</p> <p>PS／安全上必須なその他の機能（落下・転倒防止機能）</p>	<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>燃料取出しピット</p> <p>燃料仮置きピット</p> <p>燃料貯蔵プール</p> <p>チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット</p> <p>燃料移送水路</p> <p>燃料送出しピット</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン</p> <p>バスケット仮置き架台</p>

分類及び安全機能	安全上重要な施設
<p>(11) 高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するための施設</p> <p>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(崩壊熱等の除去機能)</p> <p>PS/体系の維持機能(遮蔽機能)</p>	<p>高レベル廃液ガラス固化建屋の収納管及び通風管 第1ガラス固化体貯蔵建屋の収納管及び通風管</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋のガラス固化体除染室の遮蔽設備 高レベル廃液ガラス固化建屋のガラス固化体検査室の遮蔽設備 高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵区域の遮蔽設備 第1ガラス固化体貯蔵建屋の貯蔵区域の遮蔽設備 第1ガラス固化体貯蔵建屋の受入れ室の遮蔽設備 第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽設備 第1ガラス固化体貯蔵建屋のトレンチ移送台車の遮蔽設備</p>
<p>(12) 安全保護回路</p> <p>MS/安全に係るプロセス量等の維持機能(熱的, 化学的, 核的制限値等の維持機能)</p> <p>MS/放射性物質の過度の放出防止機能(ソースターム制限機能)</p> <p>MS/安全に係るプロセス量等の維持機能(火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能)</p>	<p>計測制御系統施設</p> <p>プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高によりプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気及びプルトニウム濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロックの信号回路</p> <p>逆抽出塔内の溶液温度高により, 供給する有機溶媒, 硝酸ヒドロキシルアミン及びヒドラジンを含む硝酸溶液並びに逆抽出液の加熱用の温水の供給を停止するインターロックの信号回路</p> <p>ウラン濃縮缶の加熱蒸気温度高によりウラン濃縮缶への加熱蒸気及びウラン濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロックの信号回路</p> <p>高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高により高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロックの信号回路</p> <p>第2酸回収系蒸発缶の加熱蒸気温度高により蒸発缶への加熱蒸気及び蒸発缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロックの信号回路</p> <p>可溶性中性子吸収材緊急供給系の信号回路*</p> <p>[*せん断停止系含む]</p> <p>流下ガラスが所定重量値に達すると流下を停止するインターロックの信号回路</p> <p>還元ガス受槽水素濃度高により還元ガスの供給を停止するインターロックの信号回路</p> <p>プルトニウム洗浄器の中性子計数率高によりプルトニウム分配塔からプルトニウム洗浄器への有機溶媒の供給を停止するインターロックの信号回路</p> <p>高レベル廃液濃縮缶凝縮器の排気側出口温度高により, 高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気の供給及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロックの信号回路</p> <p>焙焼炉の加熱ヒータ部の温度高により加熱を停止するインターロックの信号回路</p> <p>還元炉の加熱ヒータ部の温度高により加熱を停止するインターロックの信号回路</p> <p>建屋給気閉止ダンバの信号回路(分離建屋)</p> <p>建屋給気閉止ダンバの信号回路(精製建屋)</p> <p>固化セル隔離ダンバの信号回路</p>
<p>(13) 排気筒</p> <p>MS/放射性物質の過度の放出防止機能(放出経路の維持機能)</p>	<p>気体廃棄物の廃棄施設 主排気筒</p>

分類及び安全機能	安全上重要な施設
<p>(14) 制御室等及びその換気系統</p> <p>MS/安全上必須なその他の機能 (事故時の対応操作に必要な居住性等の維持機能*) (*遮蔽機能は含まず)</p>	<p>計測制御系統施設 中央制御室 制御建屋中央制御室換気設備</p>
<p>(15) その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統冷却水系統等</p> <p>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能) 又はMS/安全に係るプロセス量等の維持機能(熱的、化学的、核的制限値等の維持機能)</p> <p>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(崩壊熱等の除去機能)</p> <p>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(崩壊熱等の除去機能) 又はMS/影響緩和機能に係る支援機能(燃料貯蔵プール等の水位の維持機能)</p> <p>PS/体系の維持機能(遮蔽機能)</p> <p>PS/安全に係るプロセス量等の維持機能(掃気機能)</p> <p>MS/放射性物質の過度の放出防止機能(ソースターム制限機能)</p>	<p>① 計測制御設備 別表9 1.に定める安全上重要なインターロック等(上記(9)に該当するものを除く。) 別表17に定める漏えい検知装置等</p> <p>② 冷却設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 プール水冷却系 その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系 安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管 気体廃棄物の廃棄施設 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備 貯蔵室からの排気系 液体廃棄物の廃棄施設 高レベル廃液濃縮缶の加熱蒸気と冷却水の切替弁 安全圧縮空気系から高レベル廃液ガラス固化設備のガラス溶融炉の流下停止系までの冷却用空気を供給する配管 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 補給水設備</p> <p>③ 上記(4)、(6)、(10)及び(11)以外で遮蔽機能を有する設備 固体廃棄物の廃棄施設 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 チャンネルボックス・バーナブル・イオン処理建屋の貯蔵室の遮蔽設備 ハル・エントピース貯蔵建屋の貯蔵プールの遮蔽設備</p> <p>④ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管</p> <p>⑤ 別表18に定める漏えい液受皿(プルトニウム精製設備及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備を除く。)から漏えい液を回収するための系統 別表18に定める漏えいを回収する系統</p>

分類及び安全機能	安全上重要な施設
MS/安全に係るプロセス量等の維持機能(熱的, 化学的, 核的制限値等の維持機能)	<p>⑥ 上記②の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統</p> <p>高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高により、高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</p> <p>逆抽出塔内の溶液温度高により、供給する有機溶媒、硝酸ヒドロキシルアミン及びヒドラジンを含む硝酸溶液並びに逆抽出液の加熱用の温水の供給を停止するインターロック</p> <p>ウラン濃縮缶の加熱蒸気温度高によりウラン濃縮缶への加熱蒸気及びウラン濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</p> <p>プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高によりプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気及びプルトニウム濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</p> <p>第2酸回収系蒸発缶の加熱蒸気温度高により蒸発缶への加熱蒸気及び蒸発缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</p>
MS/放射性物質の過度の放出防止機能(ソースターム制限機能)	<p>可溶性中性子吸収材緊急供給系</p> <p>流下ガラスが所定重量値に達すると流下を停止するインターロック</p>
MS/安全に係るプロセス量等の維持機能(火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能)	<p>還元ガス受槽水素濃度高により還元ガスの供給を停止するインターロック</p> <p>プルトニウム洗浄器の中性子計数率高によりプルトニウム分配塔からプルトニウム洗浄器への有機溶媒の供給を停止するインターロック</p> <p>高レベル廃液濃縮缶凝縮器の排気側出口温度高により、高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気の供給及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック</p> <p>建屋給気閉止ダンパ(分離建屋換気設備)</p> <p>建屋給気閉止ダンパ(精製建屋換気設備)</p> <p>固化セル隔離ダンパ</p>
MS/安全上必要なその他の機能(事故時の放射性物質の放出量の監視機能)	<p>⑦ 主排気筒ガスモニタ</p>
P S, MS/安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能	<p>⑧ 計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記⑨, ⑩及び⑪項記載の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管</p>
P S, MS/安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能	<p>⑨ 上記③, ⑤及び⑥項記載の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設</p> <p>せん断処理・溶解廃ガス処理設備</p> <p>廃ガス加熱器</p> <p>高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備</p> <p>吸収塔の純水供給系</p> <p>廃ガス洗浄器, 吸収塔及び凝縮器の安全冷水系</p> <p>分離建屋換気設備</p> <p>建屋給気閉止ダンパ</p> <p>精製建屋換気設備</p> <p>建屋給気閉止ダンパ</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備</p> <p>セル内クーラ</p> <p>固化セル隔離ダンパ</p>
P S/安全上必要なその他の機能(落下・転倒防止機能)	<p>⑩ 高レベル廃液ガラス固化設備</p> <p>固化セル移送台車</p>

2. 安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設

分類及び安全機能	安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設
安全に係るプロセス量等の維持機能	別表9 2.に定めるインターロック等 冷却設備 精製施設 注水槽

別表7の4 使用済燃料による総合試験における措置（第30条の4関係）

警報装置	適用される場合	セット値	措 置
溶解槽溶解液密度高			
エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高			
抽出塔の供給溶解液流量高			
第1洗浄塔の洗浄廃液密度高			
補助抽出器の中性子計数率高			
プルトニウム洗浄器の中性子計数率高			
高レベル廃液濃縮缶に供給する加熱蒸気温度高			
プルトニウム濃縮缶に供給する加熱蒸気温度高			
焙焼炉の加熱ヒータ部の温度高			
還元炉の加熱ヒータ部の温度高			

別表8 プール水冷却系及び補給水設備（第31条関係）

保安上特に管理を必要とする設備	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
			条件	要求される措置	完了時間
プール水浄化・冷却系	燃料貯蔵プール等において使用済燃料の取扱い又は貯蔵を行う場合	プール水冷却系1系列が運転状態* ¹ 、同系列の他のポンプ又は他の系列が運転可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. プール水冷却系1系列が運転状態、同系列の他のポンプ又は他の系列が運転可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
補給水設備* ²	燃料貯蔵プール等において使用済燃料の取扱い又は貯蔵を行う場合	ポンプ2台を含む系列が運転可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. ポンプ2台を含む系列が運転可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. プール水の補給手段が確保されていることを確認する。	速やかに 速やかにその後1直1回

*1：ポンプ等の切替え操作中は運転状態と見なす。

*2：第56条第1項第2号の対象となる設備

1. 安全上重要なインターロック等

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
燃料取出設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンのつりワイヤ、つり荷を保持するためのブレーキ、フックの脱落防止金具、逸走防止のインターロック、電源喪失時のつり荷の保持機構、脱輪防止装置*	—	使用済燃料を収納した輸送容器を取り扱う場合	左記の保安上特に管理を必要とするインターロック等が動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料を収納した輸送容器の取扱いを停止する。 ただし、移送中の輸送容器については、設備の状態を確認した上で移動可能と判断される場合は、最寄の安全な場所に定置する。	速やかに
	燃焼度計測装置*	—	第67条に基づき使用済燃料の平均濃縮度等を確定する場合	使用済燃料の平均燃焼度等の測定値に係る放射線検出器等が動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 第67条に基づく使用済燃料の平均濃縮度等の確定を中止する。	速やかに
プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系ポンプ故障警報**	—	プール水冷却系ポンプを当該設備に求められる状態の規定に基づき運転状態とする場合	動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 当該ポンプが運転状態にあることを確認する。 及び A2. 動作不能の警報を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後1直1回 速やかに
	プール水浄化系入口圧力低警報及び系統分離弁をしゃ断するインターロック**	0.01MPa以上	系統分離弁を開としてプール水冷却系を運転状態とする場合	2系列が動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 系統分離弁を閉とする。	速やかに
	プール水冷却系浄化系入口流量高警報及び系統分離弁をしゃ断するインターロック**	330 m ³ /h以下	系統分離弁を開としてプール水冷却系を運転状態とする場合	2系列が動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 系統分離弁を閉とする。	速やかに
	キャスク冷却水入口流量高警報及び系統分離弁をしゃ断するインターロック**	60m ³ /h以下	系統分離弁を開としてプール水冷却系を運転状態とする場合	2系列が動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 系統分離弁を閉とする。	速やかに

* : 第56条第1項第2号の対象となる設備

また、その他の設備は、**を付した設備を除き、第56条第1項第4号及び第60条第1項の拡大防止及び影響緩和に係るインターロック等に該当する。

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
補給水設備	補給水設備ポンプ故障警報**	—	ポンプを当該設備に求められる状態の規定に基づき運転可能な状態とする場合	動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 当該ポンプが運転可能な状態にあることを確認する。 及び A2. 動作不能の警報を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかにその後1直1回
	補給水槽液位低警報及び系統分離弁をしゃ断するインターロック**	3,700mm以上	系統分離弁を開として補給水設備を運転する場合	2系列が動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 系統分離弁を閉とする。	速やかに
せん断処理設備及び溶解設備	エンドピースせん断位置異常によりせん断を停止するインターロック*						
	せん断刃位置異常によりせん断を停止するインターロック*						
	燃料せん断長位置異常によりせん断を停止するインターロック*						
	溶解槽溶解液密度高によりせん断を停止するインターロック						

* 1 : 第 40 条で定めた質量制限に基づき設定する。

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
せん断処理設備及び溶解設備	溶解槽溶解液温度低によりせん断を停止するインターロック						
	硝酸供給槽硝酸密度低によりせん断を停止するインターロック						
	溶解槽供給硝酸流量低によりせん断を停止するインターロック						
	可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位低によりせん断を停止するインターロック**						

* 2 : [Redacted]

添付表

せん断する使用済燃料（別表 30 に定める使用済燃料集合体の照射前の構造）	1 バケットに装荷する使用済燃料の体数	設定値	時間	硝酸濃度	バケット数
PWR 燃料集合体①					
PWR 燃料集合体①					
PWR 燃料集合体②、③、④及び⑤					
PWR 燃料集合体②、③、④及び⑤					
BWR 燃料集合体①*					
BWR 燃料集合体①、②、③及び④					
BWR 燃料集合体①、②、③及び④					

* : BWR 燃料集合体①で UO₂ 重量が [Redacted] kg を超えるもの

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
せん断処理設備及び溶解設備	可溶性中性子吸収材緊急供給系						
	第1よう素追出し槽溶解液密度高警報						
	第2よう素追出し槽溶解液密度高警報						

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
せん断処理設備及び溶解設備	エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によりせん断を停止するインターロック						
	エンドピース酸洗浄槽洗浄液温度低によりせん断を停止するインターロック						
	エンドピース酸洗浄槽供給硝酸密度低によりせん断を停止するインターロック						
	エンドピース酸洗浄槽供給硝酸流量低によりせん断を停止するインターロック						

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
分配設備	プルトニウム洗浄器の中性子計数率高によりプルトニウム分配塔からプルトニウム洗浄器への有機溶媒の供給を停止するインターロック						
	プルトニウム洗浄器アルファ線計数率高警報						
	アルファモニタ流量計測ポット流量低警報**						
	アルファ線検出器故障警報 (校正用ディスク駆動系故障) **						
	アルファ線検出器故障警報 (試料採取ドラム駆動系故障警報) **						

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
分配設備	アルファ線検出器故障警報 (校正出力低) **						
	手動による工程停止回路**						
	ウラン濃縮缶の加熱蒸気温度高によりウラン濃縮缶への加熱蒸気及びウラン濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック						
プルトニウム精製設備	逆抽出塔内の溶液温度高により、供給する有機溶媒、硝酸ヒドロキシルアミン及びヒドラジンを含む硝酸溶液並びに逆抽出液の加熱用の温水の供給を停止するインターロック						
	プルトニウム洗浄器アルファ線計数率高警報						

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
プルトニウム精製設備	アルファモニタ流量計測ボット流量低警報**						
	アルファ線検出器故障警報（校正用ディスク駆動系故障）**						
	アルファ線検出器故障警報（試料採取ドラム駆動系故障警報）**						
	アルファ線検出器故障警報（校正出力低）**						
	手動による工程停止回路**						
	プルトニウム濃縮缶の加熱蒸気温度高によりプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気及びプルトニウム濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック						
第2酸回収系	第2酸回収系蒸発缶の加熱蒸気温度高により蒸発缶への加熱蒸気及び蒸発缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック						

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
ウラン脱硝設備	脱硝塔内の温度低により硝酸ウラニル濃縮液の供給を停止するインターロック	200℃以上	使用済燃料から分離したウランの溶液を脱硝塔に供給する場合	2系列が動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 脱硝塔へのウラン溶液の供給を停止する。	速やかに
	ウラン酸化物貯蔵容器充てん位置を検知してウラン酸化物粉末自動充てん装置の起動条件信号を発するインターロック*	—	使用済燃料から分離したウランをウラン酸化物貯蔵容器に充てんする場合	2系列が動作可能であること。	A. 1系列が動作不能の場合	A1. ウラン酸化物貯蔵容器が充てん位置にあることを目視により確認する。 及び A2. 動作不能の系列を動作可能な状態に復旧する。	充てん開始前 30日
					B. 条件Aを完了時間内に達成できない場合 又は 2系列が動作不能の場合	B1. ウラン酸化物貯蔵容器へのウラン酸化物粉末の充てんを停止する。 ただし、充てん装置内のウラン酸化物粉末を排出する場合は、ウラン酸化物貯蔵容器が充てん位置にあることを目視により確認した上で行う。	速やかに
ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝粉体の白熱時の照度高及び温度高で脱硝皿取出しシャッタ及び脱硝皿取扱装置の起動条件信号を発するインターロック*						
	脱硝皿のウラン・プルトニウム混合脱硝粉体の空気輸送の終了の検知及び脱硝皿の重量の秤量器による確認により脱硝皿取扱装置の起動条件信号を発するインターロック*						
	焙焼炉の加熱ヒータ部の温度高により加熱を停止するインターロック						
	還元炉の加熱ヒータ部の温度高により加熱を停止するインターロック						

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	保管容器の充てん位置を検知し、ウラン・プルトニウム混合酸化粉末の充てん条件信号を発するインターロック*						
	リワーク保管容器の充てん位置を検知し、ウラン・プルトニウム混合酸化粉末の充てん条件信号を発するインターロック*						

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉末缶の充てん位置を検知し、ウラン・プルトニウム混合酸化物粉末の充てん条件信号を発するインターロック*						
	粉末缶の重量確認による粉末缶払出装置の起動条件信号を発するインターロック*						
	還元ガス受槽水素濃度高により還元炉への還元ガスの供給を停止するインターロック						

* 3 :

保安上特に管理 を必要とする設備	保安上特に管理 を必要とするインタ ーロック等	設定値	適用される状 態	設備に求 められる 状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条 件	要求される措置	完了時間
せん断処 理・溶解 廃ガス処 理設備	溶解槽内圧力高 警報**						

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃ガス洗浄塔入口圧力高警報**						
分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃ガス洗浄塔入口圧力高警報**						

保安上特に 管理を必要 とする設備	保安上特に 管理を必要と するインター ロック等	設定値	適用され る状態	設備に求め られる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条 件	要求される措置	完了時間
精製建屋塔 槽類廃ガス 処理設備	廃ガス洗 浄塔入口 圧力高警 報**						
	NOx 廃 ガス洗浄 塔入口圧 力高警報 **						

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	混合廃ガス凝縮器入口圧力高警報**						
高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃ガス洗浄塔入口圧力高警報(高レベル濃縮廃液廃ガス処理系)**						

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃ガス洗浄塔入口圧力高警報（不溶解残渣廃液廃ガス処理系）**						
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	ガラス熔融炉内気相圧力高警報**	0.0kPa 以下	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の適用される状態に該当する場合	2系列が動作可能であること。	A. 1系列が動作不能の場合	A1. ガラス熔融炉内部の気相圧力を確認する。 及び A2. 動作不能の系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後 1直1回 30日
					B. 条件Aを完了時間内に達成できない場合 又は 2系列が動作不能の場合	B1. 高レベル廃液のガラス固化を停止する措置を開始する。	速やかに
純水中間貯槽水位低警報**		12m ³ 以上	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の適用される状態に該当する場合	2系列が動作可能であること。	A. 1系列が動作不能の場合	A1. 純水中間貯槽に設置されている水位指示を目視により確認する。 及び A2. 動作不能の系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後 1日1回 30日
					B. 条件Aを完了時間内に達成できない場合 又は 2系列が動作不能の場合	B1. 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の吸収塔を運転不能と見なす。	速やかに

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	純水中間貯槽水位低警報**	12m ³ 以上	別表18に定める場合	2系列が動作可能であること。	A. 1系列が動作不能の場合	A1. 動作不能の系列を動作可能な状態に復旧する。	10日
					B. 条件Aを完了時間内に達成できない場合 又は 2系列が動作不能の場合	B1. 適用される状態に定める溶液の移送を必要とする工程を停止する措置を開始するとともに、停止後は保安上必要な場合を除き当該移送を禁止する。 及び B2. 2系列が動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに
	膨張槽水位低による冷却ユニットへの安全冷水の供給を停止するインターロック**	150mm以上	安全冷水系の適用される状態に該当する場合であって、安全冷水系から冷却ユニットに冷水を供給する場合	2系列が動作可能であること。	A. 1系列が動作不能の場合	A1. 膨張槽に設置されている水位指示を目視により確認する。 及び A2. 動作不能の系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに その後 1直1回 30日
					B. 条件Aを完了時間内に達成できない場合 又は 2系列が動作不能の場合	B1. 安全冷水系から冷却ユニットへの冷水の供給を停止する。	速やかに
分離建屋換気設備	建屋給気閉止ダンパ						
精製建屋換気設備	建屋給気閉止ダンパ						
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	固化セル隔離ダンパ	-0.18kPa以下	高レベル廃液のガラス固化を行う場合	各入気系統の固化セル隔離ダンパ2系列が動作可能であること。ただし、あらかじめ入気系統を隔離する場合は除く。	A. 1系列が動作不能の場合	A1. 動作不能の系列を動作可能な状態に復旧する。	10日
					B. 条件Aを完了時間内に達成できない場合 又は 2系列が動作不能の場合	B1. 高レベル廃液のガラス固化を停止する措置を開始する。	速やかに

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶凝縮器の排気側出口温度高により、高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気の供給及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック						
	高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気の温度高により、高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気の供給及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止するインターロック						
高レベル廃液ガラス固化設備	流下ガラスが所定重量値に達すると流下を停止するインターロック*	428.4kg 以下*4	溶融ガラスを流下する場合	2系列が動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 溶融ガラスの流下を停止する。	速やかに
	重量高警報	428.4kg 以下	溶融ガラスを流下する場合	2系列が動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 溶融ガラスの流下を停止する。	速やかに
	ガラス溶融炉とガラス固化体容器との結合装置圧力が所定の値でないとき流下ノズルの加熱を停止するインターロック*	0.0kPa 以下	溶融ガラスをガラス固化体容器に充てんする場合	2系列が動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 溶融ガラスの流下を停止する。	速やかに
	流下ノズル冷却用空気槽の圧力低により流下ノズルの加熱を停止するインターロック	0.54MPa 以上	溶融ガラスを流下する場合	2系列が動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 溶融ガラスの流下を停止する。	速やかに
	固化セル移送台車の転倒防止機構、逸走防止のインターロック*	—	溶融ガラスを充てんしたガラス固化体容器を移送する場合	左記の保安上重要な機構等が動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 溶融ガラスを充てんしたガラス固化体容器の移送を停止する。	速やかに

* 4 : 重量高警報の作動範囲よりも低い値で作動するように設定する。

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
安全圧縮空気系	水素掃気用空気貯槽の圧力低警報**						
安全圧縮空気系	計装用空気貯槽の圧力低警報**						
安全冷却水系 (使用済燃料の受け及び貯蔵用)	安全冷却水系冷却水循環ポンプ故障警報**	—	安全冷却水系冷却水循環ポンプを当該設備に求められる状態の規定に基づき運転状態とする場合	動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 当該ポンプが運転状態にあることを確認する。 及び A2. 動作不能の系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかにその後1直1回
	安全冷却水系膨張槽液位低警報及び系統分離弁をしゃ断するインターロック**	1,700mm以上	系統分離弁を開として安全冷却水系を運転状態とする場合	2系列*5が動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統分離弁を閉とする。	速やかに
	安全冷却水系膨張槽液位低により安全冷却水系冷却水循環ポンプを停止するインターロック**	1,200mm以上					

*5：2系列とは、系統分離弁をしゃ断するインターロック及び安全冷却水系冷却水循環ポンプを停止するインターロックをいう。

2. 安全上重要な施設と同等の信頼性を維持するインターロック等

(20/21)

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
分離設備	抽出塔に供給する溶解液流量高により溶解液の供給を停止するインターロック						
	抽出塔に供給する有機溶媒流量低によりTBP洗浄塔から抽出廃液受槽への抽出廃液の移送を停止するインターロック						
	第1洗浄塔洗浄廃液密度高によりTBP洗浄塔から抽出廃液受槽への抽出廃液の移送を停止するインターロック						

*6：第49条第1項に基づく流量設定値。

：を付した設備を除き、第56条第1項第4号及び第60条第1項の拡大防止及び影響緩和に係るインターロック等に該当する。

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
分離設備	補助抽出器の中性子計数率高により第2洗浄塔から補助抽出器への洗浄廃液の移送を停止するインターロック						
プルトニウム精製設備	注水槽液位低警報**						

別表 10 セン断処理・溶解廃ガス処理設備（第 33 条関係）

保安上特に 管理を必要 とする設備	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
			条 件	要求される措置	完了時間
セン断処 理・溶解 廃ガス処 理設備*1					

* 1 : 第 56 条第 1 項第 2 号の対象となる設備

* 2 : 排風機等の切替え操作中は運転状態と見なす。

別表 11 塔槽類廃ガス処理設備（第 33 条関係）

(1 / 4)

保安上特に 管理を必要 とする設備	適用される 状態	設備に求めら れる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
			条 件	要求される措置	完了時間
前処理建 屋塔槽類 廃ガス処 理設備* ²					
分離建屋塔 槽類廃ガ ス処理設備					

* 1 : 排風機等の切替え操作中は運転状態と見なす。

* 2 : 第 56 条第 1 項第 2 号の対象となる設備

保安上特に 管理を必要 とする設備	適用される 状態	設備に求めら れる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
			条 件	要求される措置	完了時間
精製建屋塔 槽類廃ガス 処理設備					
ウラン・プ ルトニウム 混合脱硝建 屋塔槽類廃 ガス処理設 備* ²					

保安上特に 管理を必要 とする設備	適用される状 態	設備に求められ る状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
			条 件	要求される措置	完了時間
高レベル廃 液ガラス固 化建屋塔槽 類廃ガス処 理設備					

保安上特に 管理を必要 とする設備	適用される状態	設備に求められる 状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
			条 件	要求される措置	完了時間
分離建屋塔 槽類廃ガス 処理設備					
精製建屋塔槽 類廃ガス処理 設備					

別表 12 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備（第 33 条関係）

保安上特に管理を必要とする設備	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
			条件	要求される措置	完了時間
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備* ¹	高レベル廃液をガラス固化する場合	廃ガス洗浄器、第 1 吸収塔、第 2 吸収塔、凝縮器、ルテニウム吸着塔、第 1 高性能粒子フィルタ、第 2 高性能粒子フィルタ及び第 3 高性能粒子フィルタ各 1 基、第 1 排風機及び第 2 排風機各 1 台を含む系列が運転状態* ² 、他の第 1 排風機及び第 2 排風機各 1 台が運転可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 高レベル廃液のガラス固化を停止する措置を開始する。	速やかに
安全冷水系* ¹	セル内クーラ、吸収塔、凝縮器及び廃ガス洗浄器を当該設備に求められる状態の規定に基づき運転状態とする場合	2 系列が運転状態* ² であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 運転状態でない系列から冷水を供給するセル内クーラ、吸収塔、凝縮器及び廃ガス洗浄器を運転不能と見なす。	速やかに

* 1 : 第 56 条第 1 項第 2 号の対象となる設備

* 2 : 排風機、ポンプ等の切替え操作中は運転状態と見なす。

別表 13 建屋換気設備（第 33 条関係）

（ 1 / 9 ）

保安上特に 管理を必要 とする設備	設備に求められる 状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
		条件	要求される措置	完了時間
前処理建屋換 気設備				

* 1 : 排風機等の切替え操作中は運転状態と見なす。

* 2 : 第 56 条第 1 項第 2 号の対象となる設備

保安上特に管理を必要とする設備	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
		条件	要求される措置	完了時間
前処理建屋換気設備				

保安上特に管理を必要とする設備	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
		条件	要求される措置	完了時間
分離建屋換気設備				

保安上特に管理を必要とする設備	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
		条件	要求される措置	完了時間
		[Redacted Content]		
精製建屋換気設備				

保安上特に管理を必要とする設備	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
		条件	要求される措置	完了時間
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備				

保安上特に管理を必要とする設備	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
		条件	要求される措置	完了時間

保安上特に管理を必要とする設備	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
		条件	要求される措置	完了時間
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	固化セル換気系* ² の洗浄塔、ルテニウム吸着塔及び排気フィルタユニット各1基、排風機1台を含む系列が運転状態* ¹ 、他の排風機1台及びセル内クーラ2系列が運転可能であること。 ただし、洗浄塔及びルテニウム吸着塔については、高レベル廃液のガラス固化を行わない場合は除く。また、セル内クーラについては、セル内での発熱が小さく負圧を維持できる場合は除く。	A. 排風機1台が運転不能の場合	A1. 排風機を運転状態とする。 及び A2. 運転状態の排風機に異常がないことを確認する。 及び A3. 運転不能の排風機を運転可能な状態に復旧する。	速やかに 1直1回 30日
		B. セル内クーラ1系列が運転不能の場合	B1. 運転不能のセル内クーラを運転可能な状態に復旧する。	30日
		C. 条件A及びBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高レベル廃液のガラス固化を停止する措置を開始する。	速やかに
		D. 条件A及び条件Bを除いて左記の状態を満足していないと判断した場合	D1. 高レベル廃液のガラス固化を停止する措置を開始する。 及び D2. 排気フィルタユニット1基、排風機1台を含む系列が運転状態、他の排風機1台及びセル内クーラ2系列（必要な場合）が運転可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに

保安上特に 管理を必要 とする設備	設備に求められる 状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
		条 件	要求される措置	完了時間
高レベル廃 液ガラス固 化建屋換気 設備				
高レベル廃 液ガラス固 化建屋換気 設備				

保安上特に 管理を必要 とする設備	適用される 状態	設備に求められる 状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
			条 件	要求される措置	完了時間
ウラン・プ ルトニウム 混合脱硝建 屋換気設備					
ウラン・プ ルトニウム混 合酸化物貯 蔵建屋換 気設備	ウラン・プ ルトニウム 混合酸化物 を貯蔵ホー ルで貯蔵す る場合	貯蔵室からの排気 系の排風機2台を 含む系列が運転状 態* ¹ 、他の排風機 1台が運転可能で あること。	A. 左記の状態 を満足してい ないと判断し た場合	A1. 排風機2台を含む系 列が運転状態* ¹ 、他の 排風機1台が運転可 能な状態に復旧する措 置を開始する。 及び A2. 運転状態の排風機に 異常がないことを確認 する。	速やかに 速やかに その後 1直1回
高レベル 廃液ガラ ス固化建 屋換気設 備	高レベル廃 液のガラス 固化を行う 場合	固化セル及び固化 セル圧力放出系に より固化セル内が 正圧になった場合 に固化セル圧力放 出系を通じて固化 セル内の空気を放 出する経路を維持 できること*。	A. 左記の状態 を満足してい ないと判断し た場合	A1. 高レベル廃液のガラ ス固化を停止する措 置を開始する。	速やかに

*：物品等の搬出入、保守、点検等のため、扉等を開放する場合は、速やかに放出する経路を維持するための措置を講じる。

別表 14 非常用所内電源系統*¹ (第 34 条関係)

(1/3)

設 備	設 備 に 求 め ら れ る 状 態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
		条 件	要求される措置	完了時間
第 1 非常用ディーゼル発電機	第 1 非常用ディーゼル発電機 2 台が動作可能であること。	A. 第 1 非常用ディーゼル発電機 2 台及び非常用発電設備* ² 1 台のうち、第 1 非常用ディーゼル発電機 1 台が動作不能の場合	A1. 動作不能の第 1 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 他の第 1 非常用ディーゼル発電機及び非常用発電設備* ² の状態に異常のないことを確認する。	速やかに 速やかにその後 1 直 1 回
		B. 第 1 非常用ディーゼル発電機 2 台及び非常用発電設備* ² 1 台のうち、2 台以上が動作不能の場合	B1. 第 1 非常用ディーゼル発電機 2 台及び非常用発電設備* ² 1 台のうち、少なくとも 2 台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B2. 動作可能な第 1 非常用ディーゼル発電機又は非常用発電設備* ² の状態に異常のないことを確認する。	速やかに 速やかにその後 1 直 1 回
第 2 非常用ディーゼル発電機	第 2 非常用ディーゼル発電機 2 台が動作可能であること。	A. 第 2 非常用ディーゼル発電機 2 台及び非常用発電設備* ² 1 台のうち、第 2 非常用ディーゼル発電機 1 台が動作不能の場合	A1. 他の第 2 非常用ディーゼル発電機 1 台を手動で起動し、動作可能であることを確認する。 及び A2. 他の第 2 非常用ディーゼル発電機の状態に異常のないことを確認する。 及び A3. 非常用発電設備* ² の状態に異常のないことを確認する。 及び A4. 動作不能の第 2 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 1 直 1 回 速やかにその後 1 直 1 回 10 日
		B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化を停止する措置を開始するとともに、別表 17 に定める移送を必要とする工程を停止する措置を開始し、当該停止後は保安上必要な場合を除き当該移送を禁止する。	速やかに
		C. 第 2 非常用ディーゼル発電機 2 台及び非常用発電設備* ² 1 台のうち、第 2 非常用ディーゼル発電機 1 台が動作不能の場合 及び 外部電源 2 系列から非常用母線に給電不能の場合	C1. 使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化を停止する措置を開始するとともに、別表 17 に定める移送を必要とする工程を停止する措置を開始し、当該停止後は保安上必要な場合を除き当該移送を禁止する。 及び C2. 動作不能の第 2 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び	速やかに 速やかに

設 備	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
		条 件	要求される措置	完了時間
			C3. 他の第2非常用ディーゼル発電機及び非常用発電設備*2の状態に異常のないことを確認する。	速やかにその後 1直1回
		D. 第2非常用ディーゼル発電機2台及び非常用発電設備*2 1台のうち、2台以上が動作不能の場合	D1. 使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化を停止する措置を開始するとともに、別表17に定める移送を必要とする工程を停止する措置を開始し、当該停止後は保安上必要な場合を除き当該移送を禁止する。 及び D2. 第2非常用ディーゼル発電機2台及び非常用発電設備*2 1台のうち、少なくとも2台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び D3. 動作可能な第2非常用ディーゼル発電機又は非常用発電設備*2の状態に異常のないことを確認する。	速やかに 速やかに 速やかにその後 1直1回
第1非常用蓄電池	2系列が動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 動作不能の第1非常用蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 動作可能な第1非常用蓄電池の状態に異常のないことを確認する。	速やかに 速やかにその後 1直1回
第2非常用蓄電池 *3				

設 備	設 備 に 求 め ら れ る 状 態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
		条 件	要 求 さ れ る 措 置	完 了 時 間
非常用無停電交流電源装置（使用済燃料受入れ及び貯蔵に係る施設）	2系列が動作可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 動作不能の非常用無停電交流電源装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 動作可能な非常用無停電交流電源装置に異常のないことを確認する。	速やかに 速やかにその後 1直1回
非常用無停電交流電源装置（使用済燃料受入れ及び貯蔵に係る施設以外の施設）*4				

* 1 : 保安上特に管理を必要とする設備

* 2 : 非常用発電設備とは、所要の電力の供給が可能なものをいう。なお、非常用発電設備は、第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機に対して共用することができる。

* 3 : 前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、制御建屋及び非常用電源建屋の第2非常用蓄電池

* 4 : 前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び制御建屋の非常用無停電交流電源装置

別表 15 安全冷却水系（第 35 条関係）

保安上特に管理を必要とする設備	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
		条件	要求される措置	完了時間
安全冷却水系（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）	2 系列が運転状態* ¹ であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. 運転状態でない系列から冷却水を供給する非常用ディーゼル発電機及びプール水冷却系の系列を運転不能と見なす。及び A2. 2 系列を運転状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに
安全冷却水系（外部ループ）				

保安上特に管理を必要とする設備	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
			条件	要求される措置	完了時間
安全冷却水系（内部ループで次欄を除く）					
前処理建屋安全冷却水 2* ³ 分離建屋安全冷却水 2* ³ 精製建屋安全冷却水 C* ³					

* 1 : ポンプ等の切替え操作中は運転状態と見なす。

* 2 : ██████████

██████████。

* 3 : 第 56 条第 1 項第 2 号の対象となる設備

別表 16 安全圧縮空気系（第 36 条関係）

保安上特に管理を必要とする設備	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
		条件	要求される措置	完了時間
安全圧縮空気系				

*：別表 9 に定める計測制御設備の機能確保及び以下の塔槽類において放射線分解により発生する水素を可燃限界濃度未満とするために必要な空気を供給している状態をいう。

溶解施設	中間ポット、ハル洗浄槽、水バッファ槽、中継槽、リサイクル槽、不溶解残渣回収槽、計量前中間貯槽、計量・調整槽、計量補助槽、計量後中間貯槽
分離施設	溶解液中間貯槽、溶解液供給槽、抽出塔、第 1 洗浄塔、第 2 洗浄塔、T B P 洗浄塔、抽出廃液受槽、抽出廃液中間貯槽、抽出廃液供給槽、プルトニウム分配塔、ウラン洗浄塔、プルトニウム洗浄器、プルトニウム溶液受槽、プルトニウム溶液中間貯槽、第 1 一時貯留処理槽、第 2 一時貯留処理槽、第 3 一時貯留処理槽、第 4 一時貯留処理槽、第 5 一時貯留処理槽、第 6 一時貯留処理槽、第 7 一時貯留処理槽、第 8 一時貯留処理槽、第 9 一時貯留処理槽、第 10 一時貯留処理槽
精製施設	プルトニウム溶液供給槽、抽出塔、核分裂生成物洗浄塔、逆抽出塔、ウラン洗浄塔、T B P 洗浄器、補助油水分離槽、プルトニウム溶液受槽、油水分離槽、プルトニウム濃縮缶供給槽、プルトニウム溶液一時貯槽、プルトニウム濃縮缶、プルトニウム濃縮液受槽、リサイクル槽、希釈槽、プルトニウム濃縮液一時貯槽、プルトニウム濃縮液計量槽、プルトニウム濃縮液中間貯槽、第 1 一時貯留処理槽、第 2 一時貯留処理槽、第 3 一時貯留処理槽、第 4 一時貯留処理槽、第 7 一時貯留処理槽
脱硝施設	硝酸プルトニウム貯槽、混合槽、一時貯槽
酸及び溶媒の回収施設	第 1 洗浄器（分離・分配系）
液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液供給槽、高レベル廃液濃縮缶、第 1 高レベル濃縮廃液貯槽、第 2 高レベル濃縮廃液貯槽、第 1 高レベル濃縮廃液一時貯槽、第 2 高レベル濃縮廃液一時貯槽、第 1 不溶解残渣廃液一時貯槽、第 2 不溶解残渣廃液一時貯槽、第 1 不溶解残渣廃液貯槽、第 2 不溶解残渣廃液貯槽、高レベル廃液共用貯槽
固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液混合槽、供給液槽、供給槽

設 備	適用され る状態	設備に求めら れる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
			条 件	要求される措置	完了時間
別表 18 に定める 漏えい検 知装置					
別表 18 に定める 漏えいを 回収する 系統					
超音波洗 浄廃液受 槽液位計					

設 備	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
			条件	要求される措置	完了時間
漏えい液希 积水供給槽 水位低警報					
漏えい液希 積溶液供給 槽水位低警 報					
純水中間貯 槽水位低警 報	別表 18 に 定 め る 場 合	別表 9 に定める。			

設 備	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
			条件	要求される措置	完了時間
安全蒸気系					

* 1 : [Redacted]

* 2 : [Redacted]

[Redacted]

別表 18 保安上特に管理を必要とする設備の漏えい検知装置等（第 37 条関係）

1. 漏えい検知装置及び漏えい液希釈水供給槽等の水位警報

(1/3)

保安上特に管理を必要とする設備	漏えい検知装置等	設定値	適用される状態
溶解設備 清澄・計量 設備	溶解槽 A セル漏えい液受皿 1 及び 3 の漏えい検知装置		
	溶解槽 B セル漏えい液受皿 1 及び 3 の漏えい検知装置		
	溶解槽 A セル漏えい液受皿 5 の漏 えい検知装置		
	溶解槽 B セル漏えい液受皿 5 の漏 えい検知装置		
	放射性配管分岐第 1 セル漏えい液 受皿 1 の漏えい検知装置		
	清澄機 A セル漏えい液受皿の漏え い検知装置		
	清澄機 B セル漏えい液受皿の漏え い検知装置		
	中継槽 A セル漏えい液受皿の漏え い検知装置		
	中継槽 B セル漏えい液受皿の漏え い検知装置		
	放射性配管分岐第 4 セル漏えい液受 皿の漏えい検知装置		
	計量・調整槽セル漏えい液受皿の漏 えい検知装置		
	計量後中間貯槽セル漏えい液受皿 の漏えい検知装置		
	超音波洗浄廃液受槽液位計		
	漏えい液希釈水供給槽水位警報		
分離設備	溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿 3 の漏えい検知装置		
	溶解液供給槽セル漏えい液受皿の 漏えい検知装置		
	抽出塔セル漏えい液受皿の漏えい 検知装置		
	抽出廃液受槽セル漏えい液受皿の 漏えい検知装置		
	抽出廃液供給槽セル漏えい液受皿 の漏えい検知装置		
	放射性配管分岐第 2 セル漏えい液受 皿 2 の漏えい検知装置		
分配設備	プルトニウム洗浄器セル漏えい液 受皿 2 の漏えい検知装置		
分離建屋一 時貯留処理 設備	分離建屋一時貯留処理槽第 1 セル 漏えい液受皿の漏えい検知装置		
	分離建屋一時貯留処理槽第 2 セル 漏えい液受皿の漏えい検知装置		

保安上特に管理を必要とする設備	漏えい検知装置等	設定値	適用される状態
高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液供給槽セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
	漏えい液希釈溶液供給槽水位警報		
プルトニウム精製設備	プルトニウム精製塔セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1の漏えい検知装置		
	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿2の漏えい検知装置		
	プルトニウム濃縮缶供給槽セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
	プルトニウム濃縮液受槽セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
	油水分離槽セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
	プルトニウム濃縮液一時貯槽セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
	プルトニウム濃縮液計量槽セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	硝酸プルトニウム貯槽セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
	混合槽Aセル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
	混合槽Bセル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
	一時貯槽セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
高レベル濃縮廃液貯蔵設備	高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
	高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
	高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
	不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1の漏えい検知装置		
	不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
	不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
	高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		

保安上特に管理を必要とする設備	漏えい検知装置等	設定値	適用される状態
高レベル廃液ガラス固化設備	高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受皿の漏えい検知装置	160mm 以下	供給槽第1セル、供給槽第2セル又は固化セルで高レベル濃縮廃液等*4を取り扱う場合
	高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
	固化セル漏えい液受皿の漏えい検知装置		
—	純水中間貯槽水位警報	別表9に定める。	高レベル廃液ガラス固化建屋で高レベル濃縮廃液等*4を取り扱う場合

*1：溶解液等とは、溶解液及び不溶解残渣廃液をいう。

*2：抽出廃液等とは、抽出廃液、溶解液及び高レベル濃縮廃液をいう。

*3：プルトニウム溶液とは、6.3gPu/Lを超えるプルトニウム溶液とする。

*4：高レベル濃縮廃液等とは、高レベル濃縮廃液及び不溶解残渣廃液とする。

2. 漏えいを回収する系統及び安全蒸気系

保安上特に管理を必要とする設備	漏えいを回収する系統等	適用される状態
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液受槽セル漏えい液受皿の漏えいを回収する系統	
	プルトニウム濃縮液一時貯槽セル漏えい液受皿の漏えいを回収する系統	
	プルトニウム濃縮液計量槽セル漏えい液受皿の漏えいを回収する系統	
ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	硝酸プルトニウム貯槽セル漏えい液受皿の漏えいを回収する系統	
	混合槽Aセル漏えい液受皿の漏えいを回収する系統	
	混合槽Bセル漏えい液受皿の漏えいを回収する系統	
一時貯槽セル漏えい液受皿の漏えいを回収する系統		
安全蒸気系	安全蒸気系	

*：プルトニウム溶液とは、6.3gPu/Lを超えるプルトニウム溶液とする。

別表 19 制御建屋中央制御室換気設備及び主排気筒ガスモニタ（第 38 条関係）

保安上特に管理を必要とする設備	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
		条件	要求される措置	完了時間
制御建屋中央制御室換気設備	送風機 2 台、フィルタユニット 2 基を含む系列が運転可能であること。	A. 送風機 1 台が運転不能の場合	A1. 他の送風機 1 台が運転可能であることを確認する。 及び A2. 運転不能の送風機を運転可能な状態に復旧する。	速やかに 30 日
		B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 使用済燃料の再処理を停止する措置を開始する。	速やかに
		C. 条件 A の場合を除いて左記の状態を満足していないと判断した場合	C1. 使用済燃料の再処理を停止する措置を開始する。 及び C2. 送風機 2 台、フィルタユニット 2 基を含む系列を運転可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに
主排気筒ガスモニタ	2 系列*が動作可能であること。	A. 1 系列が動作不能の場合	A1. 他の系列が動作可能であることを確認する。 及び A2. 動作不能の系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30 日
		B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 使用済燃料の再処理を停止する措置を開始する。	速やかに
		C. 2 系列が動作不能の場合	C1. 使用済燃料の再処理を停止する措置を開始する。 及び C2. 2 系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに

*：主排気筒ガスモニタ（低レンジ）を除く。

別表 20 移送する溶液中のプルトニウム濃度（第 43 条関係）

設備	機器	移送先	プルトニウム濃度
溶解設備			
清澄・計量設備			

別表 21 T B P の混入防止に係る措置 (第 46 条関係)

施 設	機 器	移送先	措 置
分離施設			
精製施設			
第 2 酸回収系			

別表 22 移送する溶液中のプルトニウム濃度（第 50 条関係）

施設	機 器	移 送 先	プルトニウム濃度
分離施設			
精製施設			

別表 23 ウラン逆抽出器に移送する溶液中のプルトニウム濃度（第 50 条関係）

施設	機 器	プルトニウム濃度
分離施設		
精製施設		

別表 24 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備のグローブボックスにおける質量制限値（第 54 条関係）

グローブボックス	質量制限値
粉末調整グローブボックス	■ kgPu

別表 25 移送する溶液中のプルトニウム濃度（第 55 条関係）

機 器	移 送 先	プルトニウム濃度

別表 25 の 2 分析試料を一時保管するグローブボックス等 (第 55 条の 2 関係)

建 屋	部 屋	保管場所*	分析試料の種類
分析建屋	第 1 分析室	分析セル	
	第 4 分析室	分析セル	
	第 5 分析室	分析セル	
	第 6 分析室	分析セル	
	第 8 分析室	分析セル グローブボックス	
	第 11 分析室	グローブボックス	
	第 12 分析室	分析セル	
	第 13 分析室	グローブボックス	
	第 16 分析室	グローブボックス	
	第 17 分析室	グローブボックス	
	第 18 分析室	グローブボックス	
	第 21 分析室	グローブボックス	
	第 22 分析室	グローブボックス	
第 23 分析室	グローブボックス		
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	分析機器室	グローブボックス	

*：接続された複数のグローブボックス等で構成され、接続されたグローブボックス等の中で分析試料の移動ができる分析ラインにおいては、分析ラインごとに保管場所を設ける。

別表 26 安全上重要な警報装置が作動した場合の措置（第 57 条関係）

設 備	警報装置	要求される措置
溶解設備	第 1 よう素追出し槽溶解液密度高警報	
	第 2 よう素追出し槽溶解液密度高警報	
分配設備	アルファ線計数率高警報	
プルトニウム精製設備	アルファ線計数率高警報	
高レベル廃液ガラス固化設備	流下ガラス重量高警報	

別表 27 漏えい液受皿の溶液の移送（第 58 条関係）

設 備	漏えい液受皿	移送先
精製設備		

別表 28 つり上げ高さの制限等（第 63 条関係）

機 器	つり上げ高さの制限等
燃料取出し装置	つり上げ高さの制限 燃料仮置きピットの床面等から使用済燃料下端まで； 6 m 以下
	つり上げ時の水深の確保 通常水深*における使用済燃料の頂部までの水深； BWR 燃料：2 m 以上 PWR 燃料：2.4 m 以上
燃料取扱装置	つり上げ高さの制限 燃料貯蔵プールの床面等から使用済燃料下端まで； 6 m 以下
	つり上げ時の水深の確保 通常水深*における使用済燃料の頂部までの水深； BWR 燃料：2 m 以上 PWR 燃料：2.4 m 以上
バスケット取扱装置	燃料送出しピットの床面からバスケット下端まで； 0.35m 以下

*：燃料貯蔵プールの床面から 11.50m に相当する水位とする。

別表 28 の 2 放射線計測、機器の校正等に用いる核燃料物質の年間予定使用量等（第 63 条関係）

核燃料物質の種類	年間予定使用量		使用する建屋
	最大存在量	延べ取扱量	
濃縮ウラン（濃縮度 80%以上）	120 g		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分析建屋
濃縮ウラン（濃縮度 5%以上、80%未満）	300 g		分析建屋
濃縮ウラン（濃縮度 5%未満）	10kg		前処理建屋 分析建屋
天然ウラン及び劣化ウラン	2 kg		高レベル廃液ガラス固化建屋 分析建屋
ウラン-233	5 g		分析建屋
プルトニウム	40 g		分析建屋
トリウム	400 g		分析建屋

別表 29 受け入れる使用済燃料の種類（第 64 条関係）

濃縮度	照射前燃料最高濃縮度 : 5 wt%以下 使用済燃料集合体平均濃縮度 : 3.5wt%以下
冷却期間	再処理施設に受け入れるまでの冷却期間 : 4年以上 ただし、燃料貯蔵プールの容量3,000 t・U _{PR} のうち、冷却期間4年以上12年未満の使用済燃料の貯蔵量が600 t・U _{PR} 未満、それ以外は冷却期間12年以上となるよう受け入れを管理する。
使用済燃料集合体平均燃焼度	55,000Mwd/t・U _{PR} 以下
使用済燃料集合体の照射前の構造	別表30に定める構造を有すること。

別表 30 使用済燃料集合体の照射前の構造（第 64 条関係）

1. BWR 燃料集合体

項目	①	②	③	④
1. 燃料要素の構造				
(1) 燃料棒有効長さ	約3.7m	約3.7m	約3.7m	約3.7m
(2) 燃料棒外径	約14mm又は約15mm	約13mm	約12mm	約12mm
(3) 被覆管厚さ	約0.9mm	約0.9mm	約0.9mm	約0.9mm
2. 燃料集合体の構造				
(1) 構造	7×7型集合体 正方形並び	8×8型集合体 正方形並び	8×8型集合体 正方形並び	8×8型集合体 正方形並び
(2) 主要仕様				
・燃料棒の本数	49本	63本	62本	60本
・燃料棒ピッチ	約19mm	約16mm	約16mm	約16mm
・ウオーターロッド数	0本	1本	2本	1本（太径）
3. 燃料材の種類				
(1) ペレットの初期密度	理論密度の約94～95%	理論密度の約95%	理論密度の約95%	理論密度の約97%

2. PWR 燃料集合体

項目	①	②	③	④	⑤
1. 燃料要素の構造					
(1) 燃料棒有効長さ	約3.0m	約3.7m	約3.7m	約3.7m	約3.7m
(2) 燃料棒外径	約11mm	約11mm	約11mm	約11mm	約9.5mm
(3) 被覆管厚さ	約0.6mm	約0.6mm又は 約0.7mm	約0.6mm又は 約0.7mm	約0.6mm又は 約0.7mm	約0.6mm
2. 燃料集合体の構造					
(1) 構造	14×14型 集合体 正方形並び	14×14型 集合体 正方形並び	14×14型 集合体 正方形並び	15×15型 集合体 正方形並び	17×17型 集合体 正方形並び
(2) 主要仕様					
・燃料棒の本数	179本	179本	179本	204本	264本
・燃料棒ピッチ	約14mm	約14mm	約14mm	約14mm	約13mm
・制御棒案内シグナル数	16本	16本	16本	20本	24本
・炉内計装用案内シグナル数	1本	1本	1本	1本	1本
3. 燃料材の種類					
(1) ペレットの初期密度	理論密度の約92%又は 約95%	理論密度の約93%又は 約95%	理論密度の約95%	理論密度の約95%	理論密度の約95%

別表 31 プール水の水質管理基準（第 69 条関係）

項 目	管理基準
導 電 率*	3.0 μ S/cm 以下
不溶解性鉄分	1 ppm 以下
放射性物質濃度 (アルファ線を放出しない核種)	40Bq/cm ³ 以下

* : ほう酸の寄与を除く。

別表 32 削除

別表 33 削除

別表 34 削除

別表 35 削除

別表 35 の 2 一時集積場所設定・解除予定エリア (第 83 条関係)

建 屋	一時集積場所設定・解除予定エリア	別図 3 *	担当課長
使用済燃料輸送容器管理建屋	保守予備品室	(1/106)	燃料管理課長
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	地下 2 階南北第 4 廊下	(7/106)	
使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	雑固体廃棄物処理設備室	(12/106)	
	雑固体廃棄物保管室	(12/106)	
前処理建屋	地下 4 階第 1 予備室	(15/106)	前処理課長
	地下 4 階第 2 予備室	(15/106)	
	地下 4 階第 3 予備室	(15/106)	
	地下 3 階第 1 予備室	(16/106)	
	機器エアロック第 4 室	(22/106)	
	燃料横転クレーン保守エアロック室	(23/106)	
分離建屋	除染機器保管室	(25/106)	分離課長
	電気・機械第 1 保守室	(25/106)	
	地上 1 階機器搬出入第 2 室	(28/106)	
	第 1 酸回収弁第 2 保守室	(29/106)	
	第 1 酸回収弁第 1 保守室	(29/106)	
	サンプリングベンチ第 5 前室	(29/106)	
精製建屋	第 6 予備室	(34/106)	精製課長
	除染機器保管室	(34/106)	
	第 1 1 保守室	(35/106)	
	エアロック第 1 室	(36/106)	
	固体廃棄物保管室	(36/106)	
	トロリ第 2 保管室	(37/106)	
	第 1 4 予備室	(39/106)	
ウラン脱硝建屋	地上 1 階前室	(42/106)	脱硝課長
	排気フィルタ室	(43/106)	
	廃棄物保管庫	(43/106)	
	搬出入エアロック室前室	(43/106)	
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	粉末充てん第 2 室	(45/106)	脱硝課長
	固体廃棄物一時保管室	(48/106)	
	第 2 倉庫	(48/106)	
高レベル廃液ガラス固化建屋	機器搬送第 3 室	(59/106)	ガラス固化課長
	地上 2 階南北第 2 廊下	(59/106)	
	ダクト・ケーブル室	(59/106)	
第 1 ガラス固化体貯蔵建屋	保守室	(61/106)	ガラス固化課長
	機器第 1 搬出入室	(61/106)	
低レベル廃液処理建屋	エアロック室	(66/106)	精製課長
	メルク台車室	(68/106)	
	搬出入エアロック室	(68/106)	
	冷却水系凝縮器室	(68/106)	
	第 3 予備室	(70/106)	

* : 別図 3 の該当図中に対象範囲を示す。

建 屋	一時集積場所設定・解除予定エリア	別図 3 *	担当課長
低レベル廃棄物処理建屋	第 4 廃棄物搬送室	(71/106)	廃棄物管理課長
	雑固体廃棄物第 1 仮置室	(72/106)	
	雑固体廃棄物第 2 仮置室	(72/106)	
	第 1 ハッチ室	(72/106)	
	第 9 予備室	(72/106)	
	空ドラム缶仮置室	(73/106)	
	塔槽類廃ガス第 3 処理室	(73/106)	
	塔槽類廃ガス第 4 処理室	(73/106)	
	ローカルクーラ第 1 室	(73/106)	
	廃溶媒処理廃ガス処理系配管室	(73/106)	
	第 1 廃棄物取扱室保守室	(75/106)	
	第 3 廃棄物取扱室保守室	(75/106)	
	コンテナ自動倉庫	(76/106)	
	第 2 9 予備室	(76/106)	
	第 5 ハッチ室	(76/106)	
第 6 前室	(76/106)		
廃溶媒処理廃ガス処理系凝縮器保守室	(76/106)		
チャンネルボックス・バーナ ブルポイズン処理建屋	雑固体廃棄物仮置室	(77/106)	廃棄物管理課長
ハル・エンドピース貯蔵建屋	エアロック第 1 室	(79/106)	前処理課長
	雑固体置場	(83/106)	
	機械搬出入室	(83/106)	
分析建屋	第 1 ドラム貯蔵室	(93/106)	分析課長
	パディラック保管室	(93/106)	
	第 3 分析室	(93/106)	
	第 2 ドラム貯蔵室	(95/106)	
	第 3 ドラム貯蔵室	(96/106)	
	洗濯廃液処理設備第 1 室	(92/106)	安全ユーティリ ティ課長
	洗濯廃液処理設備第 2 室	(92/106)	
出入管理建屋	廃棄洗濯物一時貯蔵室	(100/106)	安全ユーティリ ティ課長
	地上 1 階第 2 廊下	(101/106)	

別表 36 ガラス固化体容器の寸法（第 84 条関係）

項 目	寸 法
外 径	約 430mm
高 さ	約 1,340mm
容器肉厚	約 6mm
容器材料	ステンレス鋼

別表 37 ガラス固化体の検査（第 84 条関係）

検査項目	検査装置
外 観	ガラス固化体外観検査装置
表面汚染	ガラス固化体表面汚染検査装置
閉じ込め	ガラス固化体閉じ込め検査装置

別表 38 ガラス固化体のつり上げ高さの制限（第 84 条関係）

移送設備	つり上げ高さの制限
固化セルパワーマニプレータ	固化セル床面からガラス固化体下端まで；6 m以下
ガラス固化体検査室天井クレーン ガラス固化体検査室パワーマニプレータ	ガラス固化体仮置架台上からガラス固化体下端まで；6 m以下 トレンチ移送台車上からガラス固化体下端まで；9 m以下* ¹
除染装置（ガラス固化体のつり上げ機構）	固化セル移送台車上からガラス固化体下端まで；9 m 以下* ²
ガラス固化体受入れクレーン	トレンチ移送台車上からガラス固化体下端まで；9 m 以下* ¹
第 1 ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン	ガラス固化体インデックス確認装置上からガラス固化体下端まで；9 m以下

* 1：ガラス固化体搬送室においてガラス固化体をつり上げる場合は、トレンチ移送台車上で行う。

* 2：固化セルにおいてガラス固化体をつり上げる場合は、固化セル移送台車上で行う。

別表 39 放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値（第 86 条関係）

核 種	放出管理目標値（Bq/年）
H-3	9.7×10^{15}
I-129	4.3×10^{10}
I-131	1.0×10^{11}
その他核種	
アルファ線を放出する核種	3.6×10^9
アルファ線を放出しない核種	9.5×10^{10}

別表 40 放射性液体廃棄物に係る測定項目及び測定頻度（第 86 条関係）

測定項目	測定頻度	海洋放出監視設備
H-3 I-129 I-131* その他核種 アルファ線を放出する核種* アルファ線を放出しない核種	放出の都度	放射能測定器
Pu(α), Pu-241, Am(α)及び Cm(α)*	原則として1回/月	
Co-60, Ru-106/Rh-106, Cs-134, Cs-137/Ba-137m, Ce-144/Pr-144m, Pr-144 及び Eu-154*	放出の都度	
Sr-90/Y-90*	原則として1回/3月	

*：使用済燃料の受入れ及び貯蔵に伴い発生する放射性液体廃棄物のみを放出する場合は除く。

別表 41 放射性気体廃棄物に係る測定項目及び測定頻度（第 88 条関係）

排気筒等	測定項目	測定頻度	排気監視設備
主排気筒	Kr-85	連続	主排気筒ガスモニタ
	H-3, C-14, I-129, I-131 その他核種 アルファ線を放出する核種 アルファ線を放出しない核種	原則として1回/週	放射能測定器
	Pu(α)	原則として1回/月	放射能測定器
	Ru-106/Rh-106 及び Cs-137/ Ba-137m	原則として1回/週	
	Sr-90/Y-90	原則として1回/3月	
使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋換気筒	Kr-85	連続	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ
	H-3, I-129 その他核種 アルファ線を放出しない核種	原則として1回/週	放射能測定器
使用済燃料輸送容器 管理建屋換気筒	その他核種 アルファ線を放出しない核種	原則として1回/週	放射能測定器
低レベル廃棄物処理 建屋換気筒	H-3 その他核種 アルファ線を放出する核種 アルファ線を放出しない核種	原則として1回/週	放射能測定器
ハル・エントピース及び第 1 ガラス固化体貯蔵 建屋換気筒	その他核種 アルファ線を放出する核種 アルファ線を放出しない核種	原則として1回/週	放射能測定器
冷却空気出口シャフ トの排気口	放射性アルゴン	原則として1回/週	冷却空気出口シャフトモニタ

別表 42 放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値（第 88 条関係）

核 種	放出管理目標値 (Bq/年)
Kr-85	1.6×10^{17}
H-3	1.0×10^{15}
C-14	5.1×10^{13}
I-129	1.1×10^{10}
I-131	1.0×10^{10}
その他核種	
アルファ線を放出する核種	3.1×10^8
アルファ線を放出しない核種	7.5×10^9

別表 43 管理区域内の区分基準（第 92 条関係）

区 分	基 準
グリーン区域	外部放射線に係る線量率が $500 \mu\text{Sv/h}$ 以下であって、通常作業において、空气中の放射性物質の濃度の 3 月間の平均値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えない区域
イエロ区域	外部放射線に係る線量率が $500 \mu\text{Sv/h}$ 以下であって、通常作業において、空气中の放射性物質の濃度の 3 月間の平均値及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第 6 条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度又は線量告示第 4 条に定める表面密度限度以下である区域
レッド区域	外部放射線に係る線量率が $500 \mu\text{Sv/h}$ を超えるか、空气中の放射性物質の濃度の 3 月間の平均値又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第 6 条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度又は線量告示第 4 条に定める表面密度限度を超えるおそれのある区域で、通常作業時に人の立入りを禁止する区域

別表 44 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度（第 98 条関係）

項 目	評 価 頻 度
実効線量* ¹ ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量* ²	1 回／3 月* ³ (本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については、出産までの間 1 回／月* ⁴)
等価線量* ¹	その他、放射線管理課長が必要と認めた都度

- * 1 : 線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。
- * 2 : 汚染のおそれのない区域のみに立ち入った放射線業務従事者を除く。
- * 3 : 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間
- * 4 : 毎月 1 日を始期とする 1 月間

別表 45 放射線業務従事者の線量限度（第 98 条関係）

実効線量限度	等価線量限度		
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面
1. 100mSv／5 年* ¹ 2. 50mSv／年* ² 3. 女子* ³ : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、5mSv／3 月* ⁴ 4. 妊娠中である女子 : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1mSv	1. 100mSv／5 年* ¹ 2. 50mSv／年* ²	500mSv／年* ²	本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、2mSv

- * 1 : 平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間
- * 2 : 4 月 1 日を始期とする 1 年間
- * 3 : 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各職位に書面で申し出た者並びに表中 4. に該当する者を除く
- * 4 : 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間

別表 45 の 2 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度（第 98 条関係）

実効線量限度	等価線量限度	
	眼の水晶体	皮膚
1. 100mSv (2. の場合を除く。) 2. 250mSv (線量告示第 7 条第 2 項に定める事象が発生した場合)	300mSv	1Sv

別表 45 の 3 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度（第 98 条関係）

項 目	評 価 頻 度
実効線量* ¹ ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量	1 回／月* ²
等価線量* ¹	

- * 1 : 線量の算定については線量告示第 10 条によるものとする。
- * 2 : 毎月 1 日を始期とする 1 月間

別表 46 管理区域における線量当量等の測定（第 101 条関係）

測定場所	測定項目	測定頻度
管理区域	<ul style="list-style-type: none"> ・外部放射線に係る線量当量率*¹、*² ・外部放射線に係る線量当量*¹ ・空気中の放射性物質の濃度*³ ・表面密度*³ 	毎日操作中 1 回 1 回／週 1 回／週 1 回／週
管理区域境界付近	<ul style="list-style-type: none"> ・外部放射線に係る線量当量*¹ 	1 回／週

* 1：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

* 2：エリアモニタにおいて測定する項目

* 3：汚染のおそれのない区域は、測定を省略することができる。

別表 47 放射線測定器類（第 102 条関係）

放射線測定器類	数量
放射線管理用固定式モニタ*	
・ガンマ線エリアモニタ	130 台
・ベータ線ダストモニタ	44 台
・アルファ線ダストモニタ	46 台
・中性子線エリアモニタ	39 台
・臨界警報装置	9 式
・主排気筒ガスモニタ	2 系列
・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	2 系列
・冷却空気出口シャフトモニタ	2 台
・排水モニタ	3 台
エアスニファ	631 台
放射線サーベイ機器	
・ガンマ線用サーベイメータ	20 台
・中性子線用サーベイメータ	11 台
・アルファ／ベータ線用サーベイメータ	16 台
・ダストサンプリヤ	16 台
・ガスモニタ	1 台
・ダストモニタ	1 台
放射能測定器	6 台
退出モニタ	6 台
個人線量計（警報付電子線量計）	1 式
ホールボディカウンタ	1 台
環境モニタリング設備	
・モニタリングポスト*	9 式
・ダストモニタ	9 台

*：警報装置の作動の確認を含む。

別表 48 周辺監視区域等における線量当量等の測定（第 103 条関係）

測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度*1		
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量率	空間放射線量率	γ線	連続
	・外部放射線に係る線量当量*2	積算線量当量	γ線	1回/週
	・外部放射線に係る線量	積算線量	γ線	1回/3月
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん	全α放射能、 全β放射能	連続
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	1回/3月
	・陸土中の放射性物質の濃度	表土	⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹²⁹ I, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm	1回/年
周辺監視区域外	・外部放射線に係る線量率	空間放射線量率	γ線	連続
	・外部放射線に係る線量	積算線量	γ線	1回/3月
	・空気中の放射性物質の濃度	気体状β放射能濃度	放射性希ガス (主に ⁸⁵ Kr)	連続
	・空気中の放射性物質の濃度	ヨウ素	¹³¹ I	1回/週
	・空気中の放射性物質の濃度	大気中湿分	³ H	1回/月
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん	全α放射能、 全β放射能	1回/週
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	1回/3月
	・飲料水中の放射性物質の濃度	飲料水	³ H, ⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹³⁷ Cs, Pu(α)	1回/3月
	・陸土中の放射性物質の濃度	表土	⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹²⁹ I, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm	1回/年
		湖底土	⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm	
	・陸上植物中の放射性物質の濃度	精米	¹⁴ C, ¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	1回/年
		根菜	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	
		葉菜	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	
	・畜産物中の放射性物質の濃度	牛乳	¹⁰⁶ Ru	1回/3月
	・海水中の放射性物質の濃度	海水	³ H, ⁶⁰ Co, ⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹³⁴ Cs, ¹³⁷ Cs, ¹⁴⁴ Ce, ¹⁵⁴ Eu, Pu(α)	1回/3月
	・海底土中の放射性物質の濃度	海底土	⁶⁰ Co, ⁹⁰ Sr, ¹³⁴ Cs, ¹³⁷ Cs, ¹⁴⁴ Ce, ¹⁵⁴ Eu, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm	1回/6月
	・海産物中の放射性物質の濃度	魚類	³ H, ¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	1回/3月
貝類		¹⁰⁶ Ru, Pu(α)		
海藻類		¹⁰⁶ Ru, Pu(α)		
・漁網の線量率	漁網	γ線量率 β線量率	1回/3月	

* 1 : 測定地点を別図 6 に示す。ただし、当該地点において試料の採取が困難な場合及び測定器の故障等により測定不能となった場合については、代替措置を「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定め、実施するものとする。

* 2 : 線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

別表 49 物品等の移動に係る基準（第 95 条、第 104 条、第 105 条、第 106 条関係）

項 目	基 準 値
表面密度	アルファ線を放出する放射性物質 0.4 Bq/c m ² アルファ線を放出しない放射性物質 4 Bq/c m ²
表面における線量当量率	2 mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は 10mSv/h 以下であって、当該承認を受けた特別措置の値
表面から 1 m における線量当量率	100 μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は当該承認を受けた特別措置の値

別表 49 の 2 緊急作業についての教育（第 110 条の 2 関係）

教 育 項 目	時 間
緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	180 分以上
電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	60 分以上

別表 49 の 3 緊急作業についての訓練（第 110 条の 2 関係）

訓 練 項 目	時 間
緊急作業の方法	180 分以上
緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1	180 分以上

* 1 : 兼用できる訓練

- ・第 29 条の 2 第 3 項及び第 123 条に基づく訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練

別表 49 の 4 使用済燃料による総合試験における教育訓練（第 120 条関係）

対 象	教育訓練内容
再処理工場に所属する 施設の管理及び操作に 関する業務を行う者	試験運転を通じた知識及び技能の習得 プルトニウムを取り扱うグローブボックスでの操作訓練
再処理工場に所属する 施設の施設管理に関す る業務を行う者	試験運転において発生する各種施設管理業務等を通じた点 検、工事等の管理及び点検、工事等の実務の知識及び技能 の習得 プルトニウムを取り扱うグローブボックスでの操作訓練
放射線管理部員	試験運転における放射線管理業務を通じた知識及び技能の 習得 プルトニウムに対する汚染拡大防止に係る技能（プルトニ ウムの α 線測定を含む。）の習得
共 通	臨界総合訓練等の異常時・非常時対応訓練

別表 50 社員等への保安教育実施方針（その1）（第121条関係）

保安教育項目	内 容	実施時期	統括当直長、操作員及び管理担当課員	左記以外の放射線業務従事者	その他の者
関係法令及び保安規定の遵守に関すること (180分以上*1)	法及びその関連法令のうち再処理事業に係る事項、再処理施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関する基礎教育	入所時	◎	◎	○
	法及びその関連法令のうち再処理事業に係る事項、再処理施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関する実務教育	1回/年	◎	◎*2	○*2
	再処理施設保安規定の改正内容（改正教育）	改正の都度*4	○	○	○
再処理施設の構造、性能及び操作に関すること (120分以上*1)	再処理施設の構造、性能、操作に関する基礎教育（事業の指定並びに設計及び工事の計画に記載された保安に係る事項、異常時の応急措置に係る事項を含む）	入所時	◎	◎	○*2
	再処理施設の操作及び管理に必要な実務教育（事業の指定並びに設計及び工事の計画に記載された保安に係る事項、異常時の応急措置に係る事項を含む）	1回/年	◎	統括当直長及び操作員については別表51による。	
放射線管理に関すること（240分以上、ただし、実務教育においては60分以上）	放射線の性質、生体への影響、線量当量等の監視方法、管理区域の立ち入り及び退去の手順、汚染時の措置等、放射線防護に係る基礎教育 管理区域内作業の実施に必要な実技教育（異常時の応急措置を含む）	入所時	◎	◎	
	放射線管理及び放射線防護に必要な実務教育	1回/年	◎	◎	
核燃料物質等の取扱いに関すること (60分以上)	再処理施設において取り扱う核燃料物質等の種類及び性状、核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎教育（臨界の防止に関することを含む）	入所時	◎	◎	
	再処理施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄を行うために必要な実務教育（臨界の防止に関することを含む）	1回/年	◎		
非常の場合に講ずべき処置に関すること（60分以上）	異常時の通報・連絡、応急措置等、非常時対策活動に係る基礎教育	入所時	◎	◎	◎
	非常時対策活動を円滑に実施するための実務教育（他の教育項目に含まれる事項を除く）	1回/年	◎*3	◎*3	○*3

1. 実施時期を入所時とした教育については、新規配属等に際して新たに教育が必要となる事項が生じる場合に当該事項について実施するとともに、3年に1回、再教育を実施する。ただし、再教育については、1回/年の教育により代えることができる。
2. 「核燃料物質等の取扱いに関すること」のうち、再処理施設の操作に係る事項については「再処理施設の構造、性能及び操作に関すること」に含める。
3. ◎：すべての教育が対象 ○：担当業務に応じて必要な教育が対象
4. 操作員及び管理担当課員のうち放射線業務従事者でない者については、「放射線管理に関すること」及び「核燃料物質等の取扱いに関すること」は対象外とする。

*1：「その他の者」に対する時間数については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」は120分以上、「再処理施設の構造、性能及び操作に関すること」は60分以上とする。

* 2 : 保安組織に属する者を対象とする。

* 3 : 非常時要員を対象とする。

* 4 : 再処理施設保安規定の改正内容に係る業務を開始するまでに実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。

別表 51 社員等への保安教育実施方針（その2）（第 121 条関係）

保安教育項目	分類	細目	内 容	統括当直長	操作員	
					当直長	その他
再処理施設の構造、性能及び操作に関すること	知識教育	基礎知識	再処理施設の操作に必要な安全設計及び安全管理の基礎知識（事業の指定並びに設計及び工事の計画に記載された保安に係る事項を含む）	◎	○	○
		巡視点検	巡視点検対象と確認項目	◎	○	○
		操作に係る実務知識Ⅰ	保安規定を遵守するために操作において必要な措置（異常時の措置を含む）	◎	○	○
		操作に係る実務知識Ⅱ	複数の施設に係る操作の連携、異常時対応の指揮に必要な実務知識	◎		
		点検等に係る措置	点検、工事の実施に係る措置	◎	○	○
	操作訓練	操作訓練	保安規定を遵守して操作を行うために必要な訓練（異常時の措置を含む）		○	○
			複数の施設に係る操作の連携、異常時対応の指揮に必要な訓練	◎		

1. ◎：この規定に定める業務に関するすべての教育が対象（ただし、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る操作に関する事項は除く。）

○：担当業務に応じて必要な教育が対象

2. 当直長の教育内容には、担当する施設の操作の指揮に必要な知識教育及び訓練を含む。

別表 52 請負事業者等への保安教育実施方針（第 122 条関係）

保安教育項目	内容	実施時期	再処理施設の管理区域内で作業を行う者	再処理施設に関する作業を行う左記以外の者
関係法令及び保安規定の遵守に関すること (180 分以上*)	法及びその関連法令のうち再処理事業に係る事項、再処理施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関して作業上留意すべき事項	入所時	◎	○
	再処理施設保安規定の改正内容（改正教育）	改正の都度	○	○
再処理施設の構造、性能及び操作に関すること (120 分以上*)	再処理施設の構造、性能及び操作に関して作業上留意すべき事項（事業の指定並びに設計及び工事の計画に記載された保安に係る事項、異常時の応急措置に係る事項を含む）	入所時	◎	○
放射線管理に関すること (240 分以上、ただし、再教育においては 60 分以上)	放射線の性質、生体への影響、線量当量等の監視方法、管理区域の立ち入り及び退去の手順、汚染時の措置等、放射線防護に係る基礎教育 管理区域内作業の実施に必要な実技教育（異常時の応急措置を含む）	管理区域内の作業を行わせる前	◎	
核燃料物質等の取扱いに関すること (60 分以上)	再処理施設において取り扱う核燃料物質等の種類及び性状、核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎教育（臨界の防止に関することを含む）	管理区域内の作業を行わせる前	◎	
非常の場合に講ずべき処置に関すること (60 分以上)	異常時の通報・連絡、応急措置等、非常時対策活動に係る基礎教育	入所時	◎	◎

1. 3年に1回、再教育を実施する。

2. ◎：すべての教育が対象

○：担当業務に応じて必要な教育が対象

3. この規定の改正内容に係る教育（改正教育）については、再処理施設保安規定の改正内容に係る業務を開始するまでに実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。

*：「再処理施設に関する作業を行う左記以外の者」に対する時間数については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」は 120 分以上、「再処理施設の構造、性能及び操作に関すること」は 60 分以上とする。

別表 53 保安に関する記録（第 125 条関係）

1. 再処理規則第 8 条に基づく記録

記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
1. 再処理施設の施設管理（再処理規則第 11 条第 1 項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	許認可業務課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
(2) 再処理規則第 11 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した再処理施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
(3) 再処理規則第 11 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理方針：保全企画部長 施設管理目標：品質保証課長 施設管理実施計画：技術課長	評価を実施した再処理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
2. 放射線管理記録*1 (1) 再処理設備、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日操作中 1 回	放射線安全課長	10 年間
(2) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあつては 3 月ごとに 1 回	放射線管理課長	
(3) 放射性廃棄物の海洋放出口又は海洋放出監視設備における放射性物質の種類別の 1 日間及び 3 月間についての量及び平均濃度	1 日間の平均濃度及び量にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度及び量にあつては 3 月ごとに 1 回	放射線管理課長	
(4) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	放射線安全課長及び環境管理課長	
(5) 海洋放出口周辺の海域の海水、海底土その他第 103 条別表 48 に定める物の放射性物質の種類別の濃度等 ただし、上記 (4) に係る事項を除く。	3 月ごとに 1 回	環境管理課長	

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
(6) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回 1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間
(7) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間で以降に限る）	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保持している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間
(8) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度		
(9) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時		
(10) 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を行った課長	1年間
(11) 廃棄施設に保管廃棄する放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	保管廃棄を行った職位	法第50条の5第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間
(12) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度		

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	
3. 操作記録 (1) 以下の設備への核燃料物質の種類別の挿入量及び挿入の日時 ① せん断施設及び溶解施設 ② 分離施設 ③ 精製施設 ④ 脱硝施設 (2) 別表 54 に定める温度、圧力及び流量 (3) 再処理施設の操作開始及び操作停止の時刻	挿入の都度 連続して*2 開始及び停止の都度	統括当直長及び燃料管理課長	1 年間	
(4) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	別表 9 及び別表 17 に定める警報装置： 統括当直長 別表 47 に定める警報装置： 放射線安全課長		
(5) 第 3 章第 2 節に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	統括当直長及び燃料管理課長		
4. 再処理施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時 (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置 (3) 事故の原因 (4) 事故後の処置	その都度	技術課長		法第 50 条の 5 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間
5. 気象記録 (1) 風向及び風速 (2) 降雨量 (3) 大気温度	連続して	環境管理課長		10 年間
6. 保安教育の記録 (1) 保安教育の実施計画 (2) 保安教育の実施日時及び項目 (3) 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度 実施の都度 実施の都度	技術課長 保安教育を実施した職位 同上	3 年間	
7. 品質管理基準規則第 4 条第 3 項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録を作成又は変更した職位*3	当該文書又は記録の作成又は変更後 5 年が経過するまでの期間	

*1：線量等の記載については線量告示第 3 条によるものとする。

*2：燃料貯蔵プールのプール水温度及び安全冷却水系の冷却水温度については、1 時間ごとに記録するものとする。

*3：社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務に関する記録は安全・品質本部長、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務に関する記録は品質保証課長、技術本部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務に関する記録は技術管理部長とする。

2. 再処理規則第4条の3及び第7条の11に基づく記録

記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	その再処理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間

別表 54 保安上特に管理を必要とする設備に係る温度、圧力及び流量（第 125 条関係）

保安上特に管理を必要とする設備	記 録 事 項
プール水浄化・冷却設備	燃料貯蔵プールのプール水温度
溶解設備	溶解槽溶解液温度 溶解槽供給硝酸流量 エンドピース酸洗浄槽洗浄液温度 エンドピース酸洗浄槽供給硝酸流量
分離設備	抽出塔供給溶解液流量 抽出塔供給有機溶媒流量
分配設備	ウラン濃縮缶加熱蒸気温度
プルトニウム精製設備	逆抽出塔溶液温度 プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度
第 2 酸回収系	第 2 酸回収系蒸発缶加熱蒸気温度
ウラン脱硝設備	脱硝塔内温度
ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	焙焼炉ヒータ温度 還元炉ヒータ温度
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	溶解槽内圧力 加熱器出口側廃ガス温度
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃ガス洗浄塔入口圧力
分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃ガス洗浄塔入口圧力
精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃ガス洗浄塔入口圧力 NO _x 廃ガス洗浄塔入口圧力
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	混合廃ガス凝縮器入口圧力
高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備（高レベル濃縮廃液廃ガス処理系）	廃ガス洗浄塔入口圧力
高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備（不溶解残渣廃液廃ガス処理系）	廃ガス洗浄塔入口圧力
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	ガラス熔融炉炉内気相圧力 廃ガス洗浄器出口温度
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	貯蔵室からの排気系の排気風量
高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気側出口温度 高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度
安全圧縮空気系	水素掃気用空気貯槽圧力 計測制御用空気貯槽圧力
安全冷却水系（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用並びに第 2 非常用ディーゼル発電機用は除く。）	冷却水供給流量
	冷却水供給温度

添付1 火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応

並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準

(第29条の2の2、第29条の3、第29条の4、第29条の5及び第29条の6関連)

1 火災

防災業務課長は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1から1. 4を含む火災防護計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、火災防護計画に基づき、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。

1. 1 要員の配置

- (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。
- (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。
- (3) 事業部長は、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。

a. 火災予防活動に関する要員

各建屋、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。

b. 初期消火要員

通報連絡者、操作員、消火専門隊による初期消火要員として、10名以上を再処理事業所に常駐させる。

c. 自衛消防隊

(a) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業部長を消防隊長とする自衛消防隊を設置する。

(b) 自衛消防隊は、10班で構成され、各班には、責任者である班長を配置する。

(c) 消防隊長は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、命令及び監督を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。

1. 2 教育訓練の実施

防災業務課長及び運転部長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。

(1) 火災防護教育

防災業務課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。

- a. 火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手

順、可燃物及び火気作業に係る運営管理に関する教育訓練

- b. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練

(2) 自衛消防隊による総合訓練

防災業務課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。

(3) 操作員に対する教育訓練

運転部長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。

- a. 再処理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）を火災及び爆発から防護することを目的とした火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育

- (a) 火災及び爆発から防護すべき安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等（「放射性物質貯蔵等の機器等」とは、安全機能を有する施設のうち、再処理施設において火災又は爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたものをいう。）

- (b) 火災及び爆発の発生防止対策

- (c) 火災感知設備

- (d) 消火設備

- (e) 火災及び爆発の影響軽減対策

- (f) 火災影響評価

- b. 再処理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的とした消火器及び水による消火活動についての訓練

(4) 消防訓練

防災業務課長は、初期消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。

1. 3 資機材の配備

防災施設課長及び各課長は、火災防護対策（初期消火活動を含む。）のために必要な衛星電話、化学消防自動車（大型化学高所放水車）、化学粉末消防車及びその他資機材を配備する。また、消防車の予備として、動力ポンプ付き水槽車（消防ポンプ付水槽車）等を配備する。

1. 4 手順の整備

- (1) 防災業務課長は、再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。

- a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営

- 管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等
- b. 再処理施設における安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと
 - c. 前b.を除く再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うこと
 - d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等
 - e. 溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限に止めるための消火活動における運用及び留意事項
- (2) 各職位は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。
- a. 火災が発生していない平常時の対応
 - (a) 統括当直長は、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異状がないことを確認する。
 - (b) 統括当直長は、消火設備の故障警報が発報した場合には、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに必要な現場の制御盤の警報を確認する。消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を依頼する。
 - b. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する区域における火災発生時の対応
 - (a) 統括当直長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。
 - (b) 統括当直長は、消火活動が困難な場合は、操作員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。
 - c. 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における火災及び爆発発生時の対応
 - (a) 統括当直長は、火災感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する操作員による消火活動、運転状況の確認等を行う。
 - (b) 統括当直長は、煙の充満により操作に支障がある場合は、火災及び爆発発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。
 - d. 火災感知設備の故障その他の異状により監視ができない状況となった場合の対応
 - 統括当直長は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。
 - e. 消火活動
 - 各職位は、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、

消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。

f. 防火監視

統括当直長は、可燃物の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視する。

g. 可燃物の持込みと保管

各職位は、再処理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃物に対する持込みと保管について、火災及び爆発の発生の可能性低減のための措置を実施する。

h. 可燃性又は難燃性の雑固体の一時集積及び保管時の火災及び爆発の発生並びに延焼防止

統括当直長及び各課長は、再処理施設において可燃性又は難燃性の雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合、火災及び爆発の発生並びに延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生を実施する。

i. 火気作業

各職位は、再処理施設における火気作業に当たっては以下のとおり対応する。

- (a) 火気作業前の計画作成
- (b) 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置
- (c) 火気作業後の確認事項（残り火の確認等）
- (d) 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理
- (e) 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等）
- (f) 仮設ケーブル（電工ドラムを含む。）の使用制限
- (g) 火気作業に関する教育

j. 化学薬品の取扱い及び保管

各職位は、化学薬品の取扱い及び保管時には火災及び爆発の発生を防止するための措置を実施する。

k. 火災防護に必要な設備の機能維持

管理担当課長及び保修担当課長は、火災防護に必要な設備の機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

l. 防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備

防災業務課長は、火災時の消火活動に必要となる防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備を実施する。

m. 消火活動に必要な設備の管理

防災施設課長及び管理担当課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を管理する。

n. 設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に係る管理

各職位は、設計対処施設（外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）を収納する建屋及び屋外に設置する外部火災防護対象施設

が該当する。)及び危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する。

o. 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応

- (a) 管理担当課長は、外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には、必要に応じてフィルタ交換の対策を実施する。また、対策に必要な資機材を整備する。
- (b) 統括当直長は、必要に応じて、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環することにより、中央制御室内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止する。
- (c) 統括当直長は、必要に応じて、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気との連絡口を遮断し、操作員への影響を防止する。

p. 外部火災に対する消火活動

自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。

q. 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認等

新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、F A R S I T Eの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。

r. 外部火災の評価の条件変更に係る対応

新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する。

s. 再処理停止等の措置

- (a) 統括当直長は、敷地内の外部火災が発生した場合は、使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置を講じる。
- (b) 統括当直長は、敷地外の外部火災が発生した場合は、火災の状況に応じて、再処理施設が影響を受ける場合には使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置を講じる。

1. 5 定期的な評価

- (1) 各職位は、1. 1から1. 4の活動の実施結果について、防災業務課長に報告する。
- (2) 防災業務課長は、1. 1から1. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
- (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。

1. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置

工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議

し、必要な措置を講じる。

2 溢水

技術課長は、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1から2. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。

2. 1 要員の配置

事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。

2. 2 教育訓練の実施

(1) 管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、溢水対応全般（評価内容並びに溢水経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等）に関する教育訓練を定期的実施する。

(2) 防災業務課長は、初期消火要員及び自衛消防隊の消火班に対して、火災が発生した場合の初期消火活動及び自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。

(3) 運転部長は、操作員に対して、溢水発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。

2. 3 資機材の配備

各職位は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。

2. 4 手順の整備

(1) 各職位は、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。

a. 継続的な肉厚管理

保修担当課長は、溢水による損傷の防止に係る配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。

b. 溢水発生時の現場等の確認

統括当直長は、配管の想定破損による溢水、地震力による溢水及びその他溢水が発生した場合においては、現場等を確認する。

c. 溢水発生後の排水作業

統括当直長は、溢水発生後の滞留区画等での排水作業を行う。

2. 5 定期的な評価

(1) 各職位は、2. 1から2. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。

(2) 技術課長は、2. 1から2. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。

(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。

2. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置

工場長は、溢水の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

3 化学薬品漏えい

技術課長は、化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1から3. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。

3. 1 要員の配置

事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。

3. 2 教育訓練の実施

(1) 管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、化学薬品漏えい対応全般（評価内容並びに化学薬品漏えい経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等）に関する教育訓練を定期的実施する。

(2) 運転部長は、操作員に対して、化学薬品漏えい発生時の操作、作業リスクに応じた保護具の装着等操作員の安全確保に係る対応等に関する教育訓練を定期的実施する。

3. 3 資機材の配備

各職位は、化学薬品漏えい発生時に使用する資機材を配備する。

3. 4 手順の整備

(1) 各職位は、化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。

a. 継続的な肉厚管理

保修担当課長は、化学薬品の漏えいによる損傷の防止に係る配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。

b. 化学薬品漏えい発生時の現場等の確認

統括当直長は、配管の想定破損による化学薬品漏えい、地震力による化学薬品漏えい及びその他の化学薬品漏えいが発生した場合においては、現場等を確認する。

c. 化学薬品漏えい発生後の回収

統括当直長は、化学薬品漏えいが発生した場合、回収等を行う。

3. 5 定期的な評価

- (1) 各職位は、3. 1から3. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。
- (2) 技術課長は、3. 1から3. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
- (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。

3. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置

工場長は、化学薬品漏えいの影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

4 火山活動のモニタリング等

土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の4. 1から4. 4を含む計画を作成するとともに、計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。

4. 1 要員の配置

- (1) 技術本部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員を配置する。

4. 2 教育訓練の実施

- (1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対して、火山活動のモニタリングのための活動に関する教育訓練を定期的実施する。

4. 3 手順の整備

- (1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。
 - a. 土木建築技術課長は、対象火山に対して火山活動のモニタリングを実施し、火山専門家の助言を得た上で、1年に1回、評価を行い、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。
 - b. 土木建築技術課長は、観測データに有意な変化があった場合、火山専門家の助言を得た上で、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。社長は、報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。
 - c. 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を実施する。火山活動のモニタリングのための活動の手順には、以下を含める。
 - (a) 対象火山の選定
 - (b) 対象火山の状態（噴火状況や観測状況）に応じた判断基準（公的機関の発表情報、地殻変動及び地震）の設定
 - (c) 評価方法（手法の選択、観測・調査データの充実、信頼性の確保）

- (d) 定期的な評価及び対応（平常時）
- (e) 臨時の評価及び対応（注意時、警戒時及び緊急時）
- (f) 必要に応じた公的機関への評価結果の報告
- (g) 新たな知見及び観測データの蓄積を反映した観測手法、判断基準等の見直し

4. 4 定期的な評価

- (1) 土木建築技術課長は、4. 1から4. 3の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価するとともに、技術本部長に報告する。
- (2) 技術本部長は、(1)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。

4. 5 再処理施設の災害を未然に防止するための措置

事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び核燃料取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れ及び新たなせん断処理施設における再処理を停止し、工程内の使用済燃料等は溶解施設、分離施設、精製施設及び脱硝施設における再処理を行い、ウラン酸化物粉末及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末とし貯蔵する、高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処を行う。

5 火山影響等及び降雪発生時

技術課長は、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1から5. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。

5. 1 要員の配置

- (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。
- (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。また、統括当直長は、降灰予報等により六ヶ所村への多量の降灰が予想される場合、操作員による火山影響等発生時の活動を開始するとともに、必要に応じて活動を行う要員の応援を工場長に要請する。

5. 2 教育訓練の実施

- (1) 各職位は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、火山影響等及び降雪発生時対応に関する教育訓練を定期的実施する。
- (2) 運転部長は、操作員に対して、火山影響等及び降雪発生時の操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的実施する。
- (3) 管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、火山影響等及び降雪発生時対応に関する教育訓練並びに火山事象及び降雪より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。

- (4) 各職位は、非常時要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時の第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空圧縮機の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を定期的実施する。

5. 3 資機材の配備

- (1) 各職位は、降下火砕物及び積雪の除去等の屋外作業時に使用する道具、防護具等を配備する。

5. 4 手順の整備

- (1) 各職位は、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。

a. 降下火砕物の侵入防止

- (a) 統括当直長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物から防護する施設（安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器が対象であり、以下「降下火砕物防護対象施設」という。）を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講じる。

- (b) 統括当直長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止する。

b. 降下火砕物及び積雪の除去作業

- (a) 管理担当課長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じフィルタの清掃又は交換を実施する。

- (b) 統括当直長は、降灰後は設計対処施設（降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設が該当する。）への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所の降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。

また、上記以外の降下火砕物及び積雪の除去作業については、降灰及び降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼすおそれがあると判断した場合に実施する。

c. 制御建屋中央制御室の居住性確保に関する対策

- (a) 統括当直長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講じる。

- (b) 安全ユーティリティ課長は、降下火砕物の影響により制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃若しくは交換を実施する。

d. 降灰の再処理施設への影響確認

管理担当課長は、降灰が確認された場合は、再処理施設への影響を確認するため、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の点検を行うとともに、その結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。

e. 降下火砕物防護対象施設の機能維持

管理担当課長及び保守担当課長は、降下火砕物防護対象施設の要求機能が維持されるよう、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響を確認するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

5. 5 定期的な評価

- (1) 各職位は、5. 1 から 5. 4 の活動の実施結果について、技術課長に報告する。
- (2) 技術課長は、5. 1 から 5. 4 の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
- (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。

5. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置

工場長は、火山影響等及び降雪発生時の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置*について協議し、必要な措置を講じる。

*：火山影響等発生時における使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。

6 地震

技術課長は、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1 から 6. 4 を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。

6. 1 要員の配置

- (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。
- (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。

6. 2 教育訓練の実施

- (1) 技術課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、地震発生時対応に関する教育訓練を定期的実施する。
- (2) 運転部長は、操作員に対して、地震発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。

6. 3 資機材の配備

各職位は、地震発生時に使用する資機材を配備する。

6. 4 手順の整備

(1) 各職位は、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。

a. 波及的影響防止

(a) 各職位は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。

(b) 各職位は、機器等の設置並びに点検資材等の仮設及び仮置時における、耐震重要施設（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設をいい、耐震Sクラスに属する施設）に対する下位クラス施設の以下4つの観点並びに溢水、化学薬品漏えい及び火災の観点における波及的影響を防止する。

なお、下位クラス施設としては、耐震Bクラス及びCクラスの施設を考慮する。

ア. 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響

イ. 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響

ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響

エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響

b. 地震発生時の再処理施設への影響確認

管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。

6. 5 定期的な評価

(1) 各職位は、6. 1から6. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。

(2) 技術課長は、6. 1から6. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。

(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。

6. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置

工場長は、地震の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある判断した場合（六ヶ所村に大津波警報が発表された場合を含む。）は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。

添付2 長期施設管理方針
(第79条関連)

再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針
(始期：2019年11月29日、適用期間：10年間)

高経年化対策の観点から充実すべき施設管理項目はなし